

令和6年度版

やまなしの環境

2024

山 梨 県

は じ め に



本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父山塊と四方を名峰に囲まれ、県土の約8割を森林が占める自然豊かな県です。緑あふれる森林から生み出される清らかな水や澄んだ空気など、本県の恵み豊かな自然環境は国内外に誇れる県民共有の貴重な財産であり、将来の世代へと引き継いでいく必要があります。

このため、県では「第3次山梨県環境基本計画」を策定し、基本目標を『人と地球の豊かさを創り、未来へつなぐふるさと山梨』、目指すべき将来像を『環境に配慮した生活様式や事業活動が定着するとともに、豊かな自然環境の保全と、適正な活用がバランスよく進む、持続可能な社会』と定め、環境の保全と創造を総合的、計画的に推進しています。

まず、脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電を今後の再エネ導入の柱に位置づけ、大規模な工場や一般住宅などへの普及を強力に進めるとともに、県の太陽光条例に基づき一部区域への設置を規制し、地域環境や県民の安全安心な生活との両立を図って参ります。

次に、生物多様性の保全や生活環境被害の軽減に向けて、増えすぎたニホンジカが生態系や農林業に深刻な被害をもたらしていることに鑑み、県猟友会や市町村と連携し、積極的に個体数調整のための捕獲を実施し、捕獲したニホンジカをジビエや皮製品として有効利用していきます。

環境に関する課題が複雑・多様化する中で、環境と調和した持続可能な社会の実現に向けた取組を着実に推進していくためには、県民や事業者、行政など多様な主体の連携と積極的な参画が不可欠です。

本書は、山梨県環境基本条例第9条の規定に基づき、令和5年度における本県の環境の状況及び環境の保全と創造に関して講じた施策を取りまとめたものです。

多くの皆様に本書が活用され、環境に対する関心が一層高まり、環境保全活動への実践につながることを願っています。

令和7年3月

山梨県知事 長崎 幸太郎

目 次

■本県の環境の現況と環境の保全と創造のために講じた施策

環境指標の状況について	1
1 全般的な状況	1
2 指標の動向	1
3 各項目の状況	2
1 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり	8
1-1 生活様式等の転換の促進	8
1 ごみ減量・リサイクル推進の普及啓発	8
2 企業、事業者における環境対策への支援等	9
1-2 資源の循環的な利用の促進	10
1 容器包装リサイクル法と山梨県分別収集促進計画	10
2 資源の循環的な利用の促進	12
3 山梨県プラスチックごみ等発生抑制対策	12
1-3 廃棄物の適正処理の推進	14
1 一般廃棄物の状況	14
2 産業廃棄物の状況	16
3 廃棄物対策	18
4 廃棄物の不法投棄防止対策	23
2 安全・安心で快適な生活環境づくり	25
2-1 大気汚染の防止	25
1 大気汚染の状況	25
2 大気汚染防止対策	27
2-2 水質の保全	31
1 水質の状況	31
2 水質汚濁防止対策	34
2-3 化学物質による環境汚染の防止	40
1 化学物質による環境汚染の状況	40
2 PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)	42
2-4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止	44
1 騒音の状況と対策	44
2 振動の状況と対策	45
3 悪臭の状況と対策	46
4 地盤沈下の状況と対策	46
5 土壌汚染の状況と対策	47
6 公害苦情処理	47
7 工場における公害防止組織の整備(公害防止管理者の選任状況)	50
8 土地利用の適正化	51
2-5 放射性物質の監視	53
1 環境放射能モニタリング調査の状況	53
2-6 魅力ある景観づくり	54

1 山梨県景観条例に基づく取り組み	54
2 景観の保全・創造に関する施策	54
3 公共事業における景観形成	56
4 屋外広告物の適正化	56
3 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり	57
3-1 多様な自然環境の保全	57
1 自然環境の状況	57
2 自然環境の保全施策	57
3-2 生物多様性の保全	60
3-3 野生動植物の保護	61
1 希少野生植物の保護	61
2 野生鳥獣の保護	64
3-4 自然公園等の管理	68
1 自然公園	68
2 自然環境保全地区等	71
3 甲武信ユネスコエコパークの保全・活用の推進	72
3-5 自然とのふれあいの増進	72
3-6 環境影響評価制度の実施等	75
1 経緯	75
2 実施状況	76
4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり	78
4-1 地球温暖化の防止	78
1 地球温暖化防止対策	78
2 公共交通機関の利用促進対策	86
3 森林による二酸化炭素の吸収	88
4-2 クリーンエネルギーの活用	88
1 クリーンエネルギーの導入促進	88
2 クリーンエネルギーの普及啓発	93
3 既設水力発電所によるクリーンエネルギーの安定生産	93
4-3 オゾン層の保護対策の推進	95
1 オゾン層の保護対策	95
5 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり	97
5-1 多様な環境教育・環境学習の推進	97
1 環境教育の推進体制	97
2 環境教育の各種施策	97
5-2 人材の育成	101
1 富士山科学研究所の取り組み	101
2 森林総合研究所における研修	103
5-3 環境に関する活動の展開	104
1 参加と連携による環境活動	104
5-4 協働取組の促進	106
1 県民・事業者・行政のパートナーシップの構築	106
2 民間団体の環境保全活動への支援	107
3 桂川・相模川流域環境の保全	108
6 環境の保全と創造のための基盤づくり	110

6-1 環境情報の総合的な収集・提供体制の確立	110
1 環境情報センター	110
2 提供体制の確立	111
6-2 環境モニタリング・環境科学研究の推進	114
1 主な環境モニタリングの内容	114
2 富士山科学研究の推進	115
6-3 国際協力の推進	118
1 国際環境交流事業	118
重点1 富士山及び周辺地域の良い環境の保全	120
1-1 多様な自然環境の保全	120
1 富士山総合保全対策の推進	120
1-2 優れた景観の保全	125
重点2 健全な森林・豊かな緑の保全	126
2-1 森林の多面的機能の発揮の促進	126
1 森林区分に応じた森林整備	126
2 間伐等の促進	126
3 県有林間伐材の利用推進	126
2-2 森林環境教育の推進	127
1 森林総合研究所の森林教育等	127
2-3 緑化の推進	128
1 県民緑化まつりの開催	128
2 緑の学習の推進	129
3 緑の風景の創造	129
2-4 ふれあいの機会の提供	130
1 森林文化の森の整備	130
2 森林公園の管理運営	130
3 「山の日」啓発活動	131
重点3 持続可能な水循環社会づくり	132
3-1 健全な水循環の維持	132
1 森林の整備	132
2 水源地域緊急整備	132
3 水需給の動態調査	133
4 水源地域における適正な土地利用の確保	133
5 地下水の保全と適正採取	133
6 やまなし「水」ブランド戦略の推進	134
3-2 水環境の保全	135
1 水辺環境の整備	135
3-3 ふれあいの機会の提供	135
重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり	136
4-1 美しい景観の保全・整備の推進	136
1 山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画	136
4-2 環境の保全に資する農業の推進	137
1 環境に配慮した農業の総合的な推進	137

■資料編

資料1 環境モニタリングの結果	140
1 大気汚染の常時監視結果	140
2 有害大気汚染物質の測定結果	180
3 公共用水域水質測定結果	184
4 水生生物調査	196
5 地下水水質測定結果	198
6 ダイオキシン類常時監視結果	203
7 自動車騒音の常時監視結果	207
8 地盤沈下の状況	219
資料2 ごみ処理施設、し尿処理施設	224
1 ごみ焼却施設	224
2 粗大ごみ処理施設	224
3 資源化等を行う施設	225
4 し尿処理施設	225
5 コミュニティプラント(地域し尿処理施設)	226
6 埋立処分施設	226
資料3 自然公園等	227
1 自然公園	227
2 自然環境保全地区	228
3 自然記念物	229
資料4 温泉の状況	230
資料5 生活排水クリーン処理率	231
資料6 環境関係表彰受賞者	232
資料7 令和4年度環境年表	234
資料8 山梨県グリーン購入の推進を図るための方針	235
資料9 主な環境基準等	245
資料10 主な環境関係100選	258
資料11 環境行政の推進体制	260
1 本県の環境行政推進組織の推移	260
2 環境関係審議会等の設置状況	261
3 環境保全のための広域的協力推進体制	263
4 市町村の環境行政	266

本県の環境の現況と環境の保全と創造 のために講じた施策

山梨県環境基本条例(平成16年施行)第9条に基づき、令和5年度における本県の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関し講じた施策を取りまとめました。

■環境指標の状況について

第2次山梨県環境基本計画（平成26年3月策定、令和元年11月中間見直し。以下「本計画」という。）において、本県では、環境の保全と創造のための施策の展開として6分野と重点的に取り組む施策として7分野を定め、現状と課題を整理し施策の方向を示しています。

これらを進行管理するために、それぞれの施策において代表的な52項目の環境指標を設けています。

本計画の計画期間（平成26年度～令和5年度）の最終年度である令和5年度末時点、また計画期間を通しての環境指標の状況は次のとおりです。

なお、次年度からは、第3次山梨県環境基本計画（令和6年3月策定）の計画期間（令和6年度～令和15年度）となることから、当該計画における41項目の環境指標の状況を公表していくこととします。

1 全般的な状況

（1）令和5年度末時点

指標の状況を、【S】目標値を達成しているもの、【A】基準値と比較し改善しているもの、【B】基準値と比較し横ばいであるもの、【C】基準値と比較し改善していないものに分類した結果は、「3 各項目の状況（令和5年度末）」のとおりです。

評価不可を除く51項目のうち、目標値を達成している指標【S】は20項目（39.2%）、基準値より改善している指標【A】は18項目（35.3%）で、全体の74.5%が順調に進捗しております。

- | | | | |
|-----------------------|-----|------|-----------|
| ○ 指標が目標値を達成している項目 | 【S】 | 20項目 | （R4:22項目） |
| ○ 指標が基準値と比較し改善している項目 | 【A】 | 18項目 | （R4:14項目） |
| ○ 指標が基準値と比較し横ばいだった項目 | 【B】 | 2項目 | （R4:3項目） |
| ○ 指標が基準値と比較し改善していない項目 | 【C】 | 11項目 | （R4:12項目） |

※R5は指標44環境に関するフォーラム・国際シンポジウム参加者数について、実施内容が火山防災に関するものであったことから評価不可。（R4も同理由により評価不可）

（2）計画期間

計画期間（H26～R5）における指標の状況は、「4 各項目の状況（計画期間）」のとおりです。

2 指標の動向

（1）令和5年度末時点

大気や水質といった「安全・安心で快適な生活環境づくり」に関わる指標、自然環境保全地区面積や獣害防止柵の整備による被害防止面積といった「生物多様性に富んだ自然共生社会づくり」に関わる指標、温室効果ガス総排出量や森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量

といった「地球環境の保全に貢献する地域社会づくり」に関わる指標については、概ね目標値を達成または基準値より改善し、順調に進捗しています。

一方、自然公園等の利用者数、環境情報センター利用者数、環境学習指導者派遣事業参加者数等に関わる指標などの【C】となった指標の多くは、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大を受け、イベントの中止や規模縮小等を余儀無くされたことから基準値に達しておりません。

（２）計画期間

平成 26 年度と令和 5 年度を比較して評価が下がった指標については、多くが新型コロナウイルス感染症拡大の影響（自然公園等利用者数、環境学習指導者派遣事業参加者数等）、あるいは関連計画の改訂に伴う目標値の上昇（クリーンエネルギー導入出力(小水力発電)、有機農業に取り組む面積）によるものであり、全体として指標は改善傾向にあります。

指標が基準値から横ばい、あるいは改善していないものについては、引き続き原因の分析や施策及び事業の見直しを進め、改善を図ることとします。

3 各項目の状況

番号	指標の項目	基準値	目標値	現状値	R5 評価	R4 評価	過去3年の推移	原因・状況	担当課
1	一般廃棄物総排出量	299千t (H30)	266千t (R7)	283千t (R4)	A	A		・新型コロナウイルス感染拡大による行動制限が緩和されたことにより、生活行動が平常化する中で、在宅時間の短縮に伴う生活系ゴミの排出量の減少が見られた。 ・一方、社会経済活動の抑制による事業系ごみの排出量は、令和2年度から引き続き低い水準であることから、今後、事業系ごみの排出量増加に伴い、年次目標値を上回る可能性がある。	環境整備課
2	1人1日当りに家庭から排出するごみの量	590g/日 (H30)	468g/日 (R7)	583g/日 (R4)	A	C		・少人数世帯数の増加(世帯構成人数が減るほど、1人当たりの家庭ごみの排出量は増加する傾向)や再生利用率の伸び悩みが要因と考えられる。	環境整備課
3	一般廃棄物再生利用率	17.0% (H30)	25% (R7)	16.0% (R4)	C	C		・再生利用量の約4割を占める紙類が近年の新開発行部数の減少や書籍の電子化のため減少していることが原因と推測される。 ・県民等に対し、3Rに関する環境教育と普及啓発の充実を図るとともに、市町村による3Rの促進に向けた支援を行っていく。	環境整備課
4	産業廃棄物総排出量	1,698千t (H30)	1,712千t (R7)	1,628千t (R4)	S	S		・基準年度において、全体の総排出量の約3割を占める建設業の排出量が減少したことにより、総排出量が減少した。	環境整備課
5	産業廃棄物再生利用率	52% (H30)	52% (R7)	50% (R4)	C	C		・全体の再生利用量の約5割を占め、再生利用率が約9割を超える建設業の再生利用量が減少したため。 ・排出事業者・処理業者に対し、排出抑制等に関する普及啓発を行い、優良事業者の支援・育成を図っていく。	環境整備課
6	産業廃棄物最終処分量	21千t (H30)	21千t (R7)	19千t (R4)	S	S		・基準年度において、全体の最終処分量の約7割を占める建設業の処分量が減少したことにより、最終処分量が減少した。	環境整備課
7	大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄)	測定局3地点 中3地点 (H24)	測定局3地点 中3地点 (R5)	3/3 (R5)	S	S		・すべての測定局で環境基準を達成した。	大気水質保全課
8	大気汚染に係る環境基準達成率(一酸化炭素)	測定局2地点 中2地点 (H24)	測定局2地点 中2地点 (R5)	2/2 (R5)	S	S		・すべての測定局で環境基準を達成した。	大気水質保全課
9	大気汚染に係る環境基準達成率(浮遊粒子状物質)	測定局12地点 中12地点 (H24)	測定局11地点 中11地点 (R5)	11/11 (R5)	S	S		・すべての測定局で環境基準を達成した。 ※測定局数について、基準値の12地点から変更あり(R3・R4:10地点、R5:11地点)	大気水質保全課
10	大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化窒素)	測定局11地点 中11地点 (H24)	測定局11地点 中11地点 (R5)	11/11 (R5)	S	S		・すべての測定局で環境基準を達成した。	大気水質保全課

番号	指標の項目	基準値	目標値	現状値	R5 評価	R4 評価	過去3年の推移	原因・状況	担当課
11	大気汚染に係る環境基準達成率(光化学オキシダント)	測定局10地点中0地点(H24)	達成率の向上を図ります。	0/10(R5)	B	B		・原因物質(窒素酸化物等)の環境濃度は低減傾向であるが、昼間(5時～20時)の日最高1時間値の年平均値の経年推移は増減はあるものの、概ね横ばいの状態である。光化学オキシダントの環境基準超過は全国的に見られている。 ・本県の場合、首都圏地域の汚染物質の移流の影響が考えられている。原因物質の一つであるVOCについて、VOCを排出する施設がある工場・事業場へ立入検査を実施する等の排出削減対策に取り組んでいく。	大気水質保全課
12	大気汚染に係る環境基準達成率(微小粒子状物質)	測定局5地点中5地点(H24)	測定局11地点中11地点(R5)	11/11(R5)	S	S		・すべての測定局で環境基準を達成した。 ※測定局数について、基準値の5地点から変更あり(R3:8地点、R4:9地点、R5:11地点)	大気水質保全課
13	エコドライブ宣言車両率	20.1%(H24)	26.1%(R12)	21.2%(R5)	A	A		・エコカーの普及、エコドライブの認知度の向上、企業の団体宣言が増加し、基準値を上回っている。 ・今後も目標達成に向け、普及啓発等を実施していく。	環境・エネルギー政策課
14	水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD)	河川22地点中21地点(H24)	河川22地点中22地点(R12)	21/22(R5)	B	S		・21地点で環境基準を達成した。 ・甲府市内の1地点で環境基準の超過があったが、甲府市によると上流のダムの浚渫工事の影響が推測されたとのことであった。 ・引き続き、生活排水処理施設の整備を推進していくなど河川の水質保全に努めていく。	大気水質保全課
15	水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)	湖沼5地点中5地点(H24)	湖沼5地点中5地点(R12)	4/5(R5)	C	S		・4地点で環境基準を達成した。 ・精進湖で環境基準の超過があったが、植物プランクトンの増殖によって有機物の内部生産が高まったことが原因であると推測される。 ・引き続き、生活排水処理施設の整備推進や富士五湖補足調査を実施するなど、富士五湖の水質保全に努めていく。	大気水質保全課
16	生活排水クリーン処理率	80.7%(H27)	92.2%(R12)	87.0%(R5)	A	A		・目標には届かなかったが、生活排水クリーン処理率は着実に増加している。 ・今後も市町村毎に計画の進捗状況を管理し、進捗の遅い市町村に対しては、事業計画や進捗方法等について検証しフォローアップを行っている。	大気水質保全課
17	ダイオキシン類の環境基準達成地点数(大気、公共用水域、地下水質及び土壌)	すべての調査地点で達成(H24)	すべての調査地点で達成(R12)	100%(R5)	S	S		・すべての調査地点で環境基準を達成した。	大気水質保全課
18	自動車騒音に係る環境基準達成率	環境基準の全国平均達成率	全国平均を上回る達成率を維持します。	96.8%(R5)	S	S		・県内の2車線以上の車線を有する道路に面し、住居等が存在する地域を評価した結果、昼夜間とも基準値以下が全国平均(94.9%)を上回っており、目標を達成した。	大気水質保全課
19	県内の国・県指定文化財の件数	701件(H29)	726件(R5)	711件(R5)	A	A		・令和5年度は、国の追加指定1件を文部科学相に意見具申した。 ・新型コロナウイルス感染に配慮しつつ、各専門分野ごとに開催する文化財保護審議会の部会や現地調査を開催し、文化財の指定に向けた取り組みを進める。	文化振興・文化財課
20	「緑の教室」受講者数	980人(H24)	1,400人(R15)	1,309人(R5)	A	B		・新型コロナウイルス感染症の影響により、森づくり活動の参加人数を縮小して実施したため、目標値を下回る傾向があったが、徐々に回復している。 ・引き続き、緑の教室受講者数が増加するよう指導・助言を行う。	森林整備課
21	自然環境保全地区面積(自然造成地区及び世界遺産景観保全地区は除く。)	3,650ha(H24)	3,650ha(R5)	3,650ha(R5)	S	S		・自然環境保全地区面積の増減はなし。	自然共生推進課

番号	指標の項目	基準値	目標値	現状値	R5 評価	R4 評価	過去3年の推移	原因・状況	担当課
22	鳥獣保護区等指定面積	74,795.9ha (H24)	74,795.9ha (R8)	74,794.1ha (R5)	C	C		・学校林として指定されていた鳥獣保護区が、学校の廃校により指定解除した。	自然共生推進課
23	自然公園等利用者数	4,179万人 (H24)	5,720万人 (R5)	3,027万人 (R4)	C	C		・新型コロナウイルス感染症の影響は残るが、訪日外国人の入国規制緩和や、やまなしグリーン・ゾーン旅割(全国旅行支援)等の実施により利用者が増加した。	自然共生推進課
24	県内の山小屋トイレの整備率	87.0% (H25)	91.3% (R5)	89.9% (R4)	A	A		・目標には届かなかったが、基準値を上回っている。 ・整備に関して、1/2が持ち出しとなることが課題であり、引き続き、各山小屋に環境配慮型トイレの必要性と整備に関する助成の内容を伝えながら、整備を促していく。	観光資源課
25	ニホンジカの推定生息数	69,917頭 (H24)	17,000頭 (R12)	46,939頭 (R4)	A	A		・毎年度実施する推定生息数モニタリング調査において、現在の推定生息数に併せて過去の推定生息数も毎年度見直されるため、推定生息数が増加しているように見受けられてしまう。 ・しかし、実際は、捕獲目標も近年継続して達成しており、管理捕獲開始時と比較すると生息数は減少している。	自然共生推進課
26	獣害防止柵の整備による被害防止面積	3,531ha (H26)	5,280ha (R8)	4,922ha (R5)	S	S		・整備の立ち遅れている市町村境や山間部の集落など、対策の遅れている地域を重点的に整備を行うことで、一定の成果を上げている。併せて、集落ぐるみの被害防止対策を支援した結果、住民の意識が向上し、被害が減少している集落も増えている。 ・一方、中山間地域を中心に野生鳥獣の被害が継続的に発生している状況であるため、更なる対策を推進していく。	耕地課
27	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率	55% (R1)	63% (R5)	63% (R5)	S	A		・令和2年3月に新たに策定された「山梨県社会资本整備重点計画－第4次－」に基づき、計画的に整備を進めていく。	治水課
28	森林整備の実施面積	6,124ha/年 (H30)	6,400ha/年 (R4)	6,684ha/年 (R5)	S	S		・令和4年度において目標を達成した。 ・施業の集約化、林内路網の整備等による施業の低コスト化や、森林環境税を活用した荒廃森林の再生などに取り組むとともに、国が安定的な財源を確保し、森林整備への継続的な支援を行うよう国に対して要望活動を実施しており、今後も引き続きこうした取り組みを推進していく。	森林整備課
29	生物多様性の言葉の認知度	46% (H26)	75%以上 (R5)	74% (R5)	A	A		・認知度は上昇しており、今後も普及啓発等により認知度の向上を図る。	自然共生推進課
30	温室効果ガス総排出量	6,744千t-CO2 (H25)	基準年度(H25)比△50%削減 (R12)	5,414千t-CO2 (R3)	A	S		・R3については、新型コロナウイルス感染症からの経済回復に伴う活動量の増加により排出量が増加した。 ※山梨県地球温暖化対策実行計画改定により目標値が基準年度(H25)比△18%(R2)→△50%(R12)となったため評価がS→Aとなった	環境・エネルギー政策課
31	森林吸収源対策による森林の二酸化炭素吸収量	971千t-CO2 (H25)	708千t-CO2 (R12)	862千t-CO2 (R5)	S	S		・戦後積極的に植えられた県内の人工林が成熟し、成長が緩やかになるのに従い、適切な整備を行っている森林においても二酸化炭素吸収量が減少すること、炭素が蓄積・固定された木材が主伐利用されることにより、森林における二酸化炭素吸収量は近年減少傾向にある。 ・前年度と比べると、伐採材積の減少により炭素放出量が減少したことから、R5年度の二酸化炭素吸収量は増加している。	森林整備課
32	木質バイオマス利用施設数	23施設 (H26)	32施設 (R5)	37施設 (R5)	S	S		・木質バイオマスボイラー等の導入を検討している者への指導・助言を行っており、計画を上回る進捗となっている。	林業振興課

番号	指標の項目	基準値	目標値	現状値	R5 評価	R4 評価	過去3年の推移	原因・状況	担当課
33	クリーンエネルギー導入出力 (住宅用太陽光発電)(10kW 未満)	8.9万kW (H26)	41.4万kW (R12)	17.6万kW (R5)	A	S		・住宅用太陽光発電の導入出力は毎年度増加しており、目標を達成している。 ・引き続き、導入が図られるよう取り組みを進めていく。 ※山梨県地球温暖化対策実行計画の改定により目標値が14万kW(R2)→41.4kW(R12)となったため評価がS→Aとなった。	環境・エネルギー政策課
34	クリーンエネルギー導入出力 (小水力発電)	1.0万kW (H26)	1.5万kW (R12)	1.27万kW (R5)	A	A		・県営発電所の建設及び市町村、民間企業への支援等により、着実に進展が図られている。	環境・エネルギー政策課
35	森林環境教育の実施教育機関数の割合	62%/年 (H24)	70%/年 (R5)	71%/年 (R5)	S	B		・環境問題やSDGsへの関心の高まりから、森林環境教育を実施する教育機関が増加している。	森林整備課
36	富士山科学カレッジ修了者数	14人/年 (H30)	15人/年 (R5)	15人/年 (R5)	S	C		・感染症予防対策として受講講座のオンライン受講などの対応が定着してきたことで、R3年度に比べて参加者数、修了者数ともに増加している。	富士山科学研究所
37	環境学習指導者派遣事業参加者数	3,126人/年 (H15～29平均)	3,500人/年 (R5)	942人/年 (R5)	C	C		・新型コロナウイルス感染症の影響により派遣依頼が大幅に減少していたが、感染症収束もあり依頼件数は増加している。(派遣回数 R2:13回、R3:11回、R4:16回、R5:24回)	自然共生推進課
38	環境美化活動参加者数	496,512人/年 (H26～29平均)	500,000人/年 (R5)	32,848人/年 (R5)	C	C		・当初指標として報告していた「やまなしクリーンキャンペーン」が事業終了したことに伴い、本分野内における他事業の参加者を集計した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により低調となっていたものの、感染症収束に伴い参加者は増加傾向にある。	環境・エネルギー政策課
39	土木施設環境ボランティア数	71団体 (H20)	101団体 (R5)	101団体 (R5)	S	S		・効果的な広報活動により、目標を達成した。 ・団体構成員の高齢化等を理由に脱退する団体が増加傾向にあるが、今後も制度の周知やPRを積極的に行ない参加団体を増やす取組を行っていく。	道路管理課
40	森林ボランティア団体数	73団体 (H22)	100団体 (R3)	114団体 (R5)	S	S		・森づくりコミッションを通じた活動場所の情報提供や活動の支援等により、活動を開始した企業・団体が増加し、目標値を超えている。 ・企業・ボランティア団体等の活動が一過性ではなく、継続的なものとなるよう、関係団体と連携を図りながら、継続的に情報提供や技術的な支援を行っていく。	森林整備課
41	企業・団体の森づくり活動箇所数	59箇所/年 (H24)	90箇所/年 (R5)	82箇所/年 (R5)	A	A		・新型コロナウイルス感染症の影響により、森づくり活動の中止が相次いだことから目標値を大きく下回る傾向があったが、R4からは回復している。引き続き、森づくり活動が実施できるよう指導・助言を行う。	森林整備課
42	環境情報センター利用者数	4,640人/年 (H30)	5,000人/年 (R9)	3,449人/年 (R5)	C	C		・新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度には利用者数が大幅に減少したが、R4年度に人数を制限しての団体利用、またR5年度には5類感染症以降を受け視聴覚ブースの利用を再開したため、利用者数は増加傾向にある。	富士山科学研究所
43	やまなしの環境アクセス数	9,146件/年 (H24)	20,000件/年 (R5)	13,313件/年 (R5)	A	A		・県の環境の状況をまとめた「やまなしの環境」等、環境情報を県HPで公表している。 ・基準値は超えたものの、目標値は下回った。環境保全に興味を持ってもらえるよう各種イベント等で周知を図っていく。	環境・エネルギー政策課

番号	指標の項目	基準値	目標値	現状値	R5 評価	R4 評価	過去3年の推移	原因・状況	担当課
44	環境に関するフォーラム、国際シンポジウム参加者数	157人/年 (H30)	165人/年 (R5)	-	-	-	グラフなし	・環境教育フォーラム(国際ワークショップ)、国際シンポジウムとともに火山防災をテーマに実施したため評価不可。	富士山科学研究所
45	富士山環境保全活動参加者数	34,988人/年 (H27)	46,000人/年 (R2)	2,679人/年 (R4)	C	C		・令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、環境保全活動自体の実施が難しい状況であったため、数字が大きく減少している。 ・なお、数値の算定根拠としていた「富士山を守る指標」が令和3年度分から更新されないため、現状値は富士山世界文化遺産協議会資料中「経過観察指標にかかる年次報告書」の数値を引用(指標46,47も同様)。	富士山保全・ 観光エコシステム 推進グループ
46	富士山環境教育参加者数	27,855人/年 (H27)	28,000人/年 (R2)	24,201人/年 (R4)	C	C		・令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により集合による研修等が中止になったところも多かったが、対面受講とオンライン配信を組み合わせるなどの試みにより数字が増加している。	富士山保全・ 観光エコシステム 推進グループ
47	富士山チップ制トイレ協力度	29% (H27)	100% (R2)	33.5% (R4)	A	A		・協力度の向上に向け、登山者の理解がより得られるよう、トイレチップの用途について、これまで以上に出来るだけ詳細に掲示するなどしていく。	富士山保全・ 観光エコシステム 推進グループ
48	国、県、市町村道での電線類地中化の整備延長	134km (R1)	190km (R9)	160km (R5)	A	A		・着実に整備が進んでおり、引き続き令和2年3月に新たに策定された「山梨県社会資本整備重点計画ー第4次ー」に基づき、計画的に整備を進めていく。	道路管理課
49	荒廃した民有林の整備面積	-	692ha (R4～R8平均)	402ha (R5)	C	C		・森林環境保全基金事業3期計画(R4～R8)に基づき、森林所有者の負担を求めず荒廃した民有林402ha(R5)の森林整備を実施したが、令和元年度には国補助事業要件の改定、令和2年度には計画の見直しを行ったこともあり、目標値を下回っている。 ・目標の達成に向け、市町村や林業事業者との連携を密にし、計画量の確保を図る。	森林整備課
50	やまなしGAPの認証者数	80者 (H30)	240者 (R4)	343者 (R5)	S	S		・認証取得への指導・支援を行ったことにより、着実に認証者数は増加している。 ・引き続き「山梨県農業基本計画」に基づき、やまなしGAP認証者数の増加に繋がる取り組みを実施していく。	農業技術課
51	有機農業に取り組む面積	181ha (H30)	300ha (R8)	261ha (R5)	A	S		・有機農業に取り組む面積は着実に増加している。 ・引き続き「山梨県農業基本計画」に基づき、有機栽培面積の拡大に繋がる取り組みを実施していく。 (R5年度に策定したやまなし農業基本計画により目標値が220ha(R4)→300ha(R8)となったため評価がS→Aとなった)	農業技術課
52	多面的機能支払交付金による取り組み面積	7,466ha (H30)	7,600ha (R8)	7,518ha (R5)	A	A		・令和4年度に県内6割の活動組織が計画期間の切り替えとなり、公共事業予定地等を取り組み面積から除外する見直しを行ったため、面積は減少したが、令和5年度は着実に取り組み面積が増加した。 ・今後とも市町村と連携し取り組み面積の拡大を図る。	農村振興課

推進状況の凡例

		R5
S	指標が目標値に達しているもの	20
A	指標が基準値と比較し上回っているもの	18
B	指標が基準値と比較し横ばいであるもの	2
C	指標が基準値と比較し下回っているもの	11

39.2%

35.3%

3.9%

21.6%

51

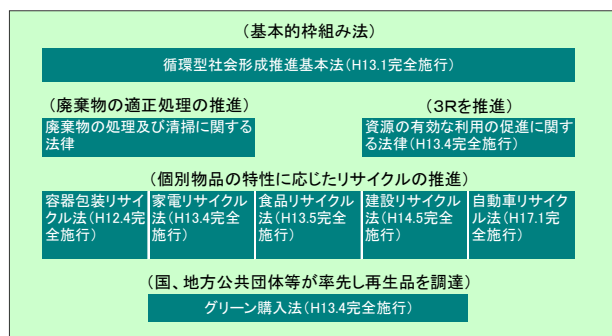
1 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり

1-1 生活様式等の転換の促進

1 ごみ減量・リサイクル推進の普及啓発（環境・エネルギー政策課、環境整備課、自然共生推進課）

(1) ごみ減量化等の経緯

平成12年6月、「循環型社会形成推進基本法」が公布され、循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、地方公共団体、国の役割が規定されるとともに、処理の優先順位が初めて法定化され、1-発生抑制、2-再使用、3-再生利用、4-熱回収、5-適正処分の順位とされました。また、3R¹の取り組みを総合的に推進するために「資源の有効な利用の促進に関する法律」も公布されました。



ごみの減量化に向けては、県民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて、まず、ごみを減らす（リデュース）工夫をし、さらには何度も繰り返して使い（リユース）、その上で、どうしても出るごみは、資源回収に回して再資源化（リサイクル）することが必要です。

(2) 普及啓発活動等の推進

県では、ごみ減量・リサイクル推進のため、次の普及啓発活動等を行いました。

① 家庭でできる取組の推進

レジ袋等の削減によるごみの減量化を図るとともに、県民一人ひとりがごみの減量化の必要性を自覚し、使い捨てのライフスタイルを見直す契機とするため、消費者に買い物袋（マイバッグ等）の持参等を呼びかけています。

② 環境にやさしいイベントの推進

イベントは、多くの人が参加し、華やかな一方で、多くの廃棄物が排出され、資源やエネルギーが消費されています。このため、イベントを開催する際に、環境に与える負荷をできる限り低減することにより、持続可能な循環型社会の実現を目指すとともに、イベントに参加する県民等の環境保全に向けた意識の醸成を図るため、環境にやさしいイベントの開催を推進しています。

③ 食品ロス削減の推進

令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布されました。食品ロスを減少させるには、国民各層が食品ロスの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉えて行動に移すことが重要であることから、食品ロスを削減するための方法などについての啓発活動を実施しています。

¹ Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）

2 企業、事業者における環境対策への支援等

(1) チャレンジ産廃3R事業(環境整備課)

県内の事業者の産業廃棄物の排出抑制、再生利用に関する積極的な取り組みを行った事業者を認定し、このうち特に成果が顕著な事業者を表彰することにより、事業者を支援します。

(2) 専門家による支援(スタートアップ・経営支援課)

ISO14000シリーズの認証取得を目指す県内中小企業に対して、民間コンサルタント等の専門家派遣を実施しています。

(3) 金融面における支援(産業振興課)

県内中小企業を対象とした「山梨県商工業振興資金融資制度」において、「環境対策融資」を設け、低利・固定、長期の資金を融資する仕組みを整えています。

○融資の概要

(環境対策融資)

1. 融資対象

中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者で、次に掲げる融資の対象となるもの

- ① 事業活動で生じる大気の大汚染、水質の大汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を防止するための施設整備に要する資金
- ② ISO14000 認定取得のための施設・設備の整備に要する資金
- ③ 地震災害の防止対策のための施設・設備の整備に要する資金
- ④ 特定防火対象物の防火対策のために必要な施設・設備の改善に必要な資金
- ⑤ リサイクル等に資する施設・設備の整備に要する資金
- ⑥ 自動車等に係る粒子状物質減少装置の整備に要する資金
- ⑦ 山小屋等のトイレの整備に要する資金
- ⑧ 産業廃棄物を処理するための施設・設備の整備に要する資金及び産廃業者の運転資金
- ⑨ 「代替フロン」「脱フロン」のための設備整備に要する資金
- ⑩ EV・FCV・低排出ガス車に認定された自動車の購入に要する資金
- ⑪ 省エネルギー・再生可能エネルギーに資する施設・設備の整備に要する資金
- ⑫ 水素エネルギーを活用した施設・設備の整備に要する資金

2. 融資条件

・利率

1.8% (融資対象⑨～⑪は1.5%、⑫は0.7%)

・貸付限度額

設備資金 5,000 万円 (融資対象⑪⑫は1億円、⑧は2億円)

運転資金 2,000 万円 (融資対象⑧のみ)

※ただし設備資金、運転資金を合わせて2億円以内

・償還期間

設備資金 7 年以内 (融資対象①～⑥)

10 年以内 (融資対象⑦～⑫)

運転資金 7 年以内 (融資対象⑧のみ)

設備資金 10 年以内(1年以内の据置を含む)

(産業廃棄物処理対策関係)

設備資金 10 年以内(2年以内の据置を含む)

運転資金 7 年以内(2年以内の据置を含む)

○融資の状況

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
貸付件数(件)	2	2	2	0	0	0	0	2	0	1
貸付実績(千円)	60,200	18,600	44,900	0	0	0	0	32,000	0	3,970

1-2 資源の循環的な利用の促進

1 容器包装リサイクル法と山梨県分別収集促進計画(環境整備課)

(1) 第十期山梨県分別収集促進計画の策定

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」により、平成9年4月からガラスびん、ペットボトル等7品目が分別収集の対象とされました。その後、品目の増加、識別表示(マーク)の義務化、法的な整備の進行などが行われ、容器包装廃棄物の3Rの一層の推進を図ることとした改正法が平成20年4月から完全施行されました。

これらの動きに伴い、県内市町村では、前計画の実施状況を踏まえ、令和4年度に第十期の市町村分別収集計画(令和5～9年度、5箇年計画)を策定しました。

県においても、同法第9条の規定に基づき、市町村分別収集計画を集約するとともに、容器包装廃棄物の排出抑制や分別収集の促進を図るため、第十期山梨県分別収集促進計画を策定しました。

(2) 計画の概要

① 計画の基本的方向

- ア 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の促進
- イ 県民に対する普及啓発の充実
- ウ 地域の実情や特性、多様化するライフスタイルに対応した、市町村における効率的な分別収集体制の促進
- エ 再商品化製品の積極的な使用の促進

② 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

③ 対象品目

本計画は、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装(白色トレイのみの分別収集も可)、スチール製容器、アルミ製容器、段ボール、飲料用紙製容器(紙パック)の10品目が対象です。

④ 市町村分別収集計画の策定状況

県内27市町村の全てが市町村分別収集計画を策定しました。

⑤品目ごとの分別収集計画市町村数

対象品目／年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
無色ガラス製容器	27	27	27	27	27
茶色ガラス製容器	27	27	27	27	27
その他ガラス製容器	27	27	27	27	27
その他紙製容器包装	18	18	18	18	18
ペットボトル	27	27	27	27	27
その他プラスチック製容器包装	26	26	26	26	26
(うち白色トレイ)	(17)	(17)	(17)	(17)	(17)
スチール製容器	27	27	27	27	27
アルミ製容器	27	27	27	27	27
段ボール	27	27	27	27	27
紙パック	25	25	25	25	25

※白色トレイについては、単独で分別収集を行う市町村数

⑥計画品目数別の市町村数

計画品目数／年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
10品目	17	17	17	17	17
9品目	8	8	8	8	8
8品目	2	2	2	2	2

⑦容器包装廃棄物の排出量の見込(法第9条第2項第1号)

(単位:t)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物排出見込み量	26,084.6	26,065.1	26,036.4	25,925.7	25,821.8

⑧分別収集見込み量(法第9条第2項第2号及び第3号)

(単位:t)

対象品目／年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
無色ガラス製容器	1,396.4	1,405.3	1,415.0	1,406.1	1,401.1
茶色ガラス製容器	1,223.8	1,235.9	1,248.0	1,239.1	1,232.4
その他ガラス製容器	926.8	943.9	958.9	957.5	954.2
その他紙製容器包装	698.7	673.8	650.4	629.6	609.5
ペットボトル	1,317.4	1,322.4	1,329.1	1,324.9	1,326.5
その他プラスチック製容器包装	2,307.0	2,373.1	2,437.1	2,470.8	2,504.3
(うち白色トレイ)	26.3	28.6	30.4	30.3	30.2
スチール製容器	1,091.0	1,086.8	1,083.9	1,080.6	1,078.2
アルミ製容器	786.9	787.3	787.6	788.3	785.0
段ボール	5,631.1	5,599.5	5,577.0	5,554.5	5,521.6
紙パック	126.9	128.3	130.8	131.2	129.6

⑨容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進に関する事項(法第9条第2項第4号)

ア 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及

イ 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進

ウ 市町村等におけるごみ減量・リサイクル推進事業への財政的支援

※令和5年度市町村の分別収集状況

容器包装リサイクル法の実績(環境整備課調べ)

区分	分別収集計画量(t)	分別収集実績量(t)	収集率
無色ガラス容器	1,396.4	1,157.0	82.9%
茶色ガラス容器	1,223.8	1,045.3	85.4%
その他ガラス容器	926.8	1,138.0	122.8%
紙製容器包装	698.7	354.0	50.7%
ペットボトル	1,317.4	1,037.0	78.7%
白色トレイ	26.3	13.6	51.7%
白色トレイ以外	2,280.7	1,809.9	79.4%
スチール製容器	1,091.0	778.0	71.3%
アルミ製容器	786.9	713.8	90.7%
段ボール製容器	5,631.1	5,280.2	93.8%
紙パック	126.9	106.4	83.8%

2 資源の循環的な利用の促進

(1)使用済自動車のリサイクルの促進(環境整備課)

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」は、自動車メーカー、自動車所有者、引取業者・解体業者・破砕業者等の関連事業者に役割を義務づけ、自動車に関わるすべての関係者が協力して使用済自動車のリサイクル・適正処理を図り、廃棄物を削減し、資源の有効利用を促進する循環型社会を構築することを目的としています。

県では、法に基づくリサイクルシステムが円滑に機能するよう、自動車所有者への普及啓発活動や相談業務を行うとともに、引取業者・解体業者・破砕業者等の関連事業者を監視指導しています。

3 山梨県プラスチックごみ等発生抑制対策(環境整備課)

(1)山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画の策定

我が国では、海岸漂着物処理推進法に基づき、プラスチックごみを含む海岸漂着物対策を推進していますが、海岸漂着物の多くは、内陸域で発生したごみが河川などを經由して、海洋に流出したものとされています。

本県の豊かな自然環境を守るとともに、流域圏による発生抑制対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、流域都県等と連携し、本計画を令和2年3月に策定しました。

①計画期間

令和2年度～6年度までの5年間

②対策の内容

次のア～オの対策を柱として、プラスチックごみ等の発生抑制対策を実施しています。

ア 脱プラスチックの推進

- ・再生材やプラスチック代替素材の利用促進
- ・使い捨てプラスチック製品を「断る(リフューズ)」気運の醸成

イ プラスチック等の3Rの推進

- ・使い捨てからリユースへの転換
- ・分別収集などの一層の推進

ウ 散乱ごみ対策の推進

- ・パトロール等による不法投棄の抑制・早期発見
- ・清掃活動等によるプラスチックごみ等の飛散・流出抑制

エ 県民・事業者・行政の連携

- ・県民・事業者・行政が一体となった発生抑制対策の推進
- ・推進対策の構築、流域圏の連携

オ 環境教育・普及啓発

- ・県民に向けた環境教育の展開及び教育関係者と連携した、児童・生徒等が学ぶ機会の創出
- ・やまなし環境月間等の機会を捉えた普及啓発、民間団体や市町村等が行う啓発活動の支援

③関係者の役割分担と相互協力

ア 国・県・市町村・事業者・民間団体・県民等が、適切な役割分担のもと相互に連携・協力を進めます。

イ 流域の共通課題になっているプラスチックごみ等の発生抑制対策について、流域都県(東京都、神奈川県、静岡県)が実施する対策等の情報共有と相互の連携を進めます。

(2)対策の推進体制

環境活動に取り組む事業者、民間団体、行政等の連携を強化し、一体的な事業展開や情報交換を促進するため、令和2年11月に「やまなしプラスチックスマート連絡協議会」を設立し、協議会を年2回開催しています。

(3)事業の実施状況

令和5年度はプラスチックスマート推進事業として、富士川・桂川・丹波川流域におけるマイクロプラスチック河川調査を実施し、マイクロプラスチックの実態把握に努めるとともに、神奈川県と協力した海岸清掃イベントツアーや、県内河川の環境美化啓発イベントの実施、漂着物のトランク・ミュージアム®山梨県版を活用した普及啓発活動、市町村への支援等を行いました。

1-3 廃棄物の適正処理の推進

1 一般廃棄物²の状況(環境整備課・大気水質保全課)

一般廃棄物は、市町村が処理に関する計画を定めるものとされており、各市町村は計画に従い一般廃棄物の減量に努めるとともに、生活環境の保全に支障のないよう処理を行っています。

県では、一般廃棄物の処理が適正になされるよう、各市町村に必要な助言を行うとともに、施設の整備等について技術的な支援を行っています。また、ごみ処理施設、し尿処理施設等に対して、計画的に立入検査を行い、周辺的生活環境への影響を未然に防止するための助言等を行っています。

(1)ごみ処理等の状況(環境整備課)

①ごみの収集・処理量の推移

家庭や事業所で発生したごみの量(以下「総排出量³」という)の推移は、次のとおりです。

区 分 \ 年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
計画処理区域人口(千人)	861	868	862	856	851	846	839	832	828	822	817	814
ごみの総排出量(千t/年)	316	314	310	313	311	306	297	299	299	291	284	283
1人1日当たりの排出量(g)	961	949	949	1002	999	992	968	985	986	972	952	951

令和4年度のごみの総排出量は年間約28万3千tで、前年度と比較して0.4%減少しています。また、1人1日当たりの総排出量⁴は951gとなっています。

②ごみ処理の状況

県内の集団回収量を除いたごみ処理量の内訳は、家庭系のごみとして市町村等が直営又は委託により収集しているものが72.7%、事業系ごみとして事業者が焼却施設等へ直接搬入するか市町村の許可業者が収集するものが27.3%となっています。

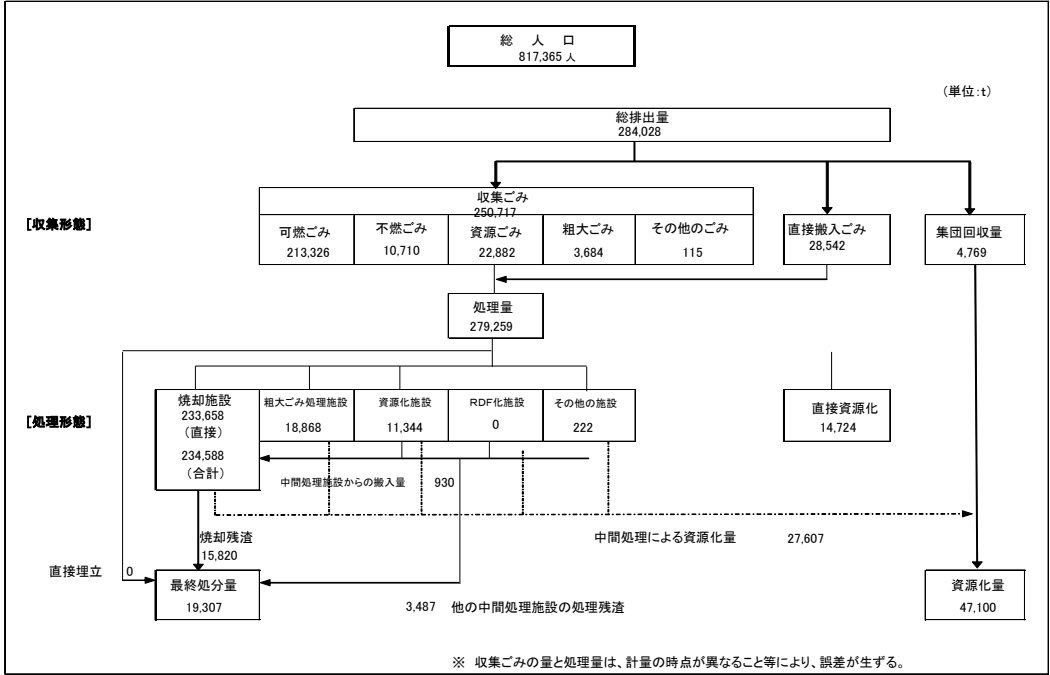
収集・直接搬入されたごみは、次ページのとおり中間処理等がされており、最終的に再資源化されるものが15.2%、減量化されるものが77.9%、最終処分されるものが6.9%となっています。

² 産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律・政令で定める20種類のもの)以外のものをいい、私たちの日常生活から生じる家庭系の廃棄物及び20種類以外の事業系の廃棄物の総称。

³ ごみ総排出量＝収集運搬量＋直接搬入量＋集団回収量

⁴ 1人1日当たりの排出量＝総排出量÷総人口÷年間日数

令和4年度ごみ処理のフローシート



令和5年度末現在、市町村等が設置しているごみの中間処理施設はごみ焼却施設8施設(処理能力合計1,188t/日)、粗大ごみ処理施設2施設(処理能力合計45t/日)、資源化等を行う施設10施設(処理能力合計156t/日)となっています(中間処理施設一覧は資料編に掲載)。

(2)し尿処理の状況(環境整備課・大気水質保全課)

し尿処理の基本は、し尿を生活の場から容易に、かつ、迅速に排除し、排除したし尿を環境に悪影響を及ぼすことなく衛生的に処理することであり、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るうえで重要です。水洗化のニーズに応えるため、下水道の整備及び浄化槽の設置が進められています。

①し尿の処理状況(環境整備課)

し尿の処理状況については次の表のとおりです。し尿の収集は全ての市町村で、業者が許可を得たうえで行っています。市町村による計画処理量はくみ取りし尿と浄化槽汚泥と合わせると13.9万kl/年であり、し尿処理施設等において衛生的に処理されています。

し尿の処理状況												(単位:kl/年)
区分 \ 年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
し尿処理量	160,519	150,782	136,576	142,769	142,954	143,516	144,538	144,474	140,148	138,915	139,132	
計画処理量												
し尿処理施設	158,530	148,910	134,413	140,691	141,041	141,690	142,588	141,875	137,624	131,229	131,927	
海洋投入処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農地還元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	1,989	1,869	2,159	2,074	1,895	1,806	1,938	2,579	2,524	7,678	7,193	
計	160,519	150,779	136,572	142,765	142,936	143,496	144,526	144,454	140,130	138,907	139,120	
自家処理量	3	3	4	4	18	20	12	20	12	8	12	

* 浄化槽汚泥を含む。

②浄化槽(大気水質保全課)

浄化槽は、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水とを併せて処理する施設です。下水道と同等の水質が得られ設置費用も安価なことから、家屋が散在する地域を中心に有効な手段として関心が高まっており、令和5年度末の設置数は、123,000基(単独処理浄化槽含む)となっています。

令和5年度末における処理方式別、人槽別浄化槽設置基数は次の表のとおりです。

浄化槽の設置基数(人槽別・処理方式別)

人槽		～20	21～100	101～200	201～300	301～500	501～	合 計
処理方式								
単独処理 浄化槽	腐敗型	5,289	544	73	34	10	0	5,950
	ばっ気型	9,451	1,130	78	15	10	1	10,685
	その他	836	169	4	2	3	0	1,014
	分離接触ばっ気	37,072	3,534	39	9	3	2	40,659
	分離ばっ気	7,139	649	5	5	0	0	7,798
	散水ろ床	2	14	3	1	1	0	21
	その他	4,729	269	8	2	3	0	5,011
	小計	64,518	6,309	210	68	30	3	71,138
合併処理 浄化槽	散水ろ床	0	0	0	0	0	0	0
	活性汚泥	1	4	24	15	17	18	79
	その他	230	66	29	16	9	3	353
	分離接触ばっ気	610	613	73	30	19	4	1,349
	嫌気ろ床接触ばっ気	8,090	99	11	2	1	0	8,203
	脱窒ろ床接触曝気	40	0	0	0	0	0	40
	回転板接触	0	1	4	3	2	0	10
	接触ばっ気	0	663	346	206	114	30	1,359
	長時間ばっ気	0	0	13	29	17	13	72
	三次処理 脱窒・脱磷	0	0	0	0	0	1	1
	その他	37,919	2,116	189	72	65	35	40,396
	小計	46,890	3,562	689	373	244	104	51,862
合 計		111,408	9,871	899	441	274	107	123,000

	旧構造
	新構造

2 産業廃棄物の状況(環境整備課)

産業廃棄物とは、建設業、製造業などの事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、汚泥、がれき類、廃プラスチック類など20種類に限定されています。5年毎に「産業廃棄物実態調査」を実施しており、直近では平成30年度の発生量を対象に令和元年度に調査を実施し、その結果は、次のとおりです。

(1)産業廃棄物の発生、排出の状況

本県の産業廃棄物の発生量(農業から発生したものを除く。)は、1,555千t/年であり、このうち再利用される有償物量49千t/年を除いた排出量は、発生量の96.8%にあたる1,506千t/年でした。

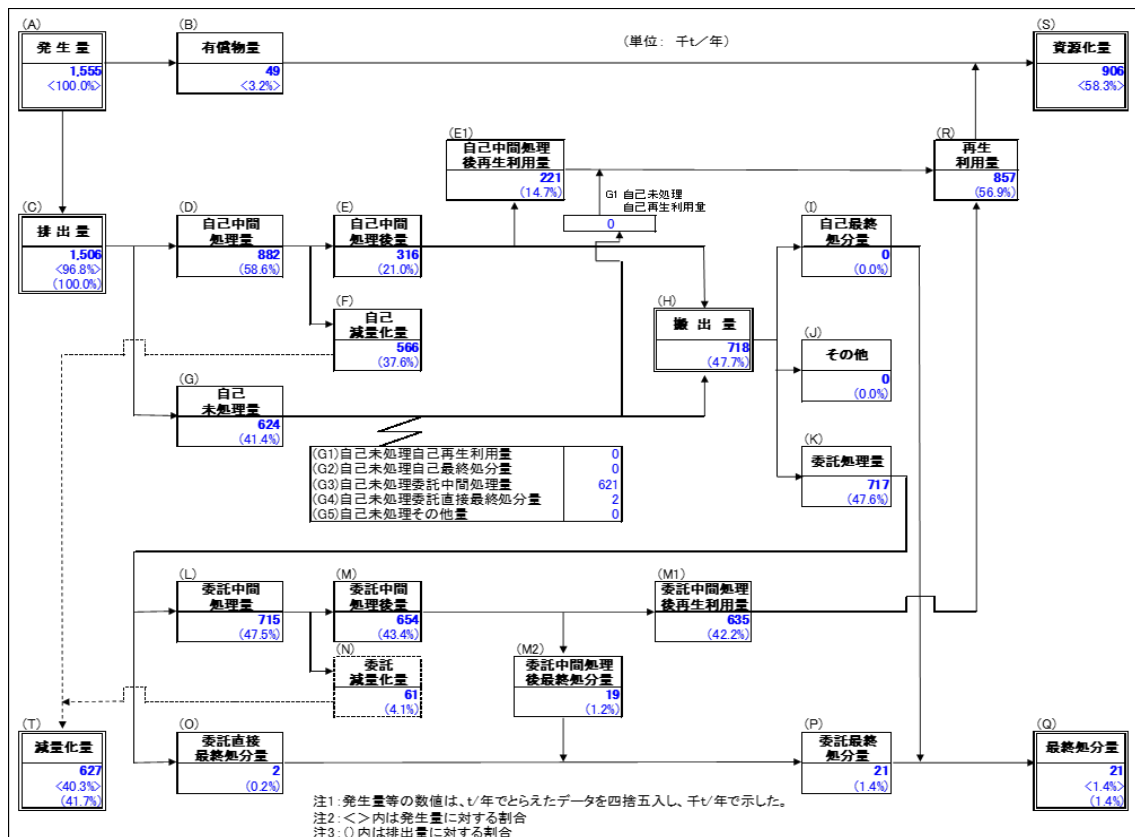
排出量を業種別にみると、建設業が509千t/年と最も多く全体の33.8%を占め、次いで電気・水道業461千t/年(30.6%)、鉱業272千t/年(18.1%)、製造業247千t/年(16.4%)と続き、この4業種で全体の98.9%を占めています。次にこれを種類別にみると、汚泥が868千t/年と最も多く全体の57.6%を占め、次いでがれき類377千t/年(25.0%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くず83千t/年(5.5%)、廃プラスチック類52千t/年(3.5%)の順となっています。

業種別排出量		
種 類	排出量 (千t/年)	構成比 (%)
建 設 業	509	33.8%
電 気・水 道 業	461	30.6%
鉱 業	272	18.1%
製 造 業	247	16.4%
そ の 他	17	1.1%
合 計	1,506	100.0%

種類別排出量		
種 類	排出量 (千t/年)	構成比 (%)
汚 泥	868	57.6%
が れ き 類	377	25.0%
ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず	83	5.5%
廃プラスチック類	52	3.5%
そ の 他	126	8.4%
合 計	1,506	100.0%

(2) 産業廃棄物の処理の状況

各事業所から発生した産業廃棄物(農業から発生したものを除く。)の処理の状況は、次の図に示すとおりです。



発生量1,555千t/年(A)のうち3.2%にあたる49千t/年(B)が有償物として再利用され、残りの96.8%にあたる1,506千t/年(C)が産業廃棄物として排出されている。排出量1,506千t/年(C)は、一部が自己中間処理(D)され、再生利用(E1)や減量化(F)が行われる。この自己中間処理後の残さの量と自己未処理量(G)を合わせたものを搬出量(H)と呼んでいるが、これはさらに自己最終処分(I)又は委託処理(K)される。委託処理では、中間処理(L)による減量化(N)や再生利用(M1)又は最終処分(M2)(O)が行われる。

この結果、発生量の58.3%にあたる906千t/年(S)が資源化され、40.3%にあたる627千t/年(T)が減量化され、1.4%の21千t/年が最終処分されたことになる。

3 廃棄物対策(環境整備課)

(1)第4次山梨県廃棄物総合計画

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会にあつて、廃棄物に関する諸課題を解決していくためには、社会を構成する各主体との連携の下で、循環型社会への転換を意識し、廃棄物の発生から処理の全ての過程において環境への負荷をできる限り低減するよう取り組んでいく必要があります。

こうした中、国では、循環型社会を実現するための基本となる循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法を整備し、廃棄物の発生抑制、循環的利用及び適正処分を推進しています。

本県においても、平成17年に廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理について盛り込んだ「山梨県生活環境の保全に関する条例」を制定し、これを踏まえ循環型社会の形成に向けて、廃棄物等の発生抑制、循環的利用等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成18年2月に「山梨県廃棄物総合計画」、平成23年8月に「第2次山梨県廃棄物総合計画」、平成28年3月に「第3次山梨県廃棄物総合計画」、令和3年3月に「第4次山梨県廃棄物総合計画」を策定しました。

- 計画の位置付け 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める法定計画であるとともに、山梨県生活環境の保全に関する条例第61条に基づく計画
- 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5年間
- 計画の対象 山梨県生活環境の保全に関する条例第59条に定める廃棄物等
- 計画の目標

項 目		基 準 年	目 標 年	増 減
		平成30年度 (千t)	令和7年度 (千t)	
一般廃棄物	排出量	299	266	△11.0%
	生活系ごみ	205	182	△11.0%
	事業系ごみ	86	77	△10.7%
	集団回収量	8	7	△14.4%
	再生利用率	17.0%	25.0%	8.0%
	最終処分量	19 34	16 23	△16.7%
産業廃棄物	排出量	1,698	1,712	0.8%
	再生利用率	52%	52%	0ポイント
	最終処分量	21	21	0.0%

○各主体の役割

主 体	役 割
県 民	・循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動するとともに、「物を大切にする文化」のもとで、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革が求められます。
事業者	・商品の開発・生産・廃棄の過程において廃棄物の発生抑制や循環的利用を推進するための取り組みに努めるとともに、法令を遵守した適正処理が求められます。
市町村	・区域内の一般廃棄物について、住民や事業者に対する普及啓発等を通じて発生抑制や循環的利用を促進するとともに、非常災害時の処理体制を整備します。
県	・県民意識の醸成、一般廃棄物の処理に係る市町村への技術的支援を行うとともに、産業廃棄物の発生抑制、処分等の適正処理を推進していきます。

○廃棄物等の発生抑制等のための施策の推進

循環型社会の形成に向け、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分に係る施策を総合的かつ計画的に推進する。

(2)一般廃棄物の適正処理

県では、市町村の一般廃棄物の適正処理を推進するため、次の取り組みを行っています。

①一般廃棄物処理計画の見直しの促進

市町村における廃棄物行政推進の基本となる一般廃棄物処理計画が社会経済情勢の変化に対応した計画となるよう、必要な助言等を行っています。

②一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言

一般廃棄物処理施設の適正な運営のため、市町村に対する技術的支援や国の交付金等を活用した廃棄物処理施設の整備、長寿命化、延命化の支援、維持管理に対する助言を行っています。

③市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援

廃棄物の発生抑制や再生利用など、市町村が行う一般廃棄物処理事業における3Rを推進するため、国が示した指針等の活用を促すことにより、住民の取組意識向上のための情報提供や、食品廃棄物の発生抑制に向けた取組等を支援しています。

(3)一般廃棄物処理広域化計画

県では、「ごみ処理の広域化計画について」(平成9年厚生省衛生局水道環境部環境整備課長通知)や、「ごみ処理に伴うダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(平成9年厚生省衛生局水道環境部長通知)に基づき、平成11年3月、広域的なごみ処理を行うため、県内を3つのブロックに分け、計画期間中に広域処理を行う施設等の基本的な整備方針を示した「山梨県ごみ処理広域化計画」(計画期間:平成10年度から19年度)を策定しました。

その後、平成12年6月に制定された循環型社会形成推進基本法をはじめとする循環型社会に向けた取り組みに加え、県における山梨県環境基本条例の制定や、廃棄物等の発生抑制や循環的利用等を盛り込んだ山梨県生活環境保全に関する条例の改正等、一般廃棄物をめぐる社会情勢の変化を踏まえ、平成20年3月、従来の計画を見直した「山梨県ごみ処理広域化計画」(計画期間:平成20年度から平成29年度)を策定しました。計画の期間中には、計画によって区分した3つのブロックのうち、甲府市・峡東地域で構成されるCブロックでは、1施設への集約化が完了し、平成29年4月、甲府・峡東クリーンセンターが稼働を開始しました。

また、前計画の計画期間満了に伴い、市町村の意向等を十分に踏まえる中で、平成30年3月、平成30年度から2032年度を計画期間とする新たな「山梨県ごみ処理広域化計画」を策定しました。

峡北・中巨摩・峡南地域で構成されるAブロックでは、令和元年10月にごみ処理施設の建設地を中央市浅利地区に決定し、令和2年2月に一部事務組合(名称:山梨西部広域環境組合)を設立し、ごみ処理施設建設に向けて取り組みを進めています。

残る富士北麓・東部地域で構成するBブロックでは、令和2年10月にごみ処理施設の建設地を西桂町小沼地区に決定し、令和4年2月に一部事務組合(名称:富士・東部広域環境事務組合)を設立し、ごみ処理施設建設に向けて取り組みを進めています。

今後も市町村間の調整や、施設整備に対する助言等を行い、引き続きごみ処理の広域化を推進していきます。

(4) 広域的な一般廃棄物最終処分場の確保

一般廃棄物については、平成 30 年 11 月に、かいのくにエコパーク(山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物最終処分場)が完成し、同年 12 月から埋立てを開始しました。埋立開始後も、市町村が長期間にわたり安定的に一般廃棄物の処理責任を果たしていけるよう支援を継続しています。

(5) 産業廃棄物の処理対策

① 産業廃棄物適正処理推進ビジョンの推進

県内の産業廃棄物の最終処分量の一層の削減に向け、更に産業廃棄物の排出抑制や再生利用の促進を図るため、本県における産業廃棄物に関する施策の中長期的な方向性を示した産業廃棄物適正処理推進ビジョンに基づき、産業廃棄物処理業を快適な県民生活と活力ある県内経済を支える産業と捉え、その健全な発展を支援していく観点から施策を実行し、産業廃棄物の適正処理を推進しています。

廃棄物を排出する事業者に対する施策として、排出抑制等に取り組む優良事業者の認定・表彰や、県職員によるよろず相談、排出抑制への取り組みを促進するためのセミナーなどを実施しています。また、優良な廃棄物処理業者を育成するための施策として、本県独自の格付け制度を導入しており、資質向上を図るための各種研修会を開催しています。

② 産業廃棄物の処理対策の推進

産業廃棄物の処理対策の推進については、第4次山梨県廃棄物総合計画により、様々な施策を展開しています。

廃棄物の排出抑制、循環的利用については、基本的に事業者の取り組みへの支援により、その促進を図ることとし、適正処理については、生活環境の保全を図るための排出事業者や産業廃棄物処理業者の監視や指導、円滑な廃棄物処理施設の設置を進めるための事前協議制度、廃棄物の不法投棄や野外焼却などの不適正処理防止対策などにより、その推進を図っています。

③ 監視・指導等の状況

ア 監視・指導

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、次のとおり排出事業所の立入検査を行うとともに、産業廃棄物処理業者の監視・指導を実施しました。

排出事業所等立入件数(令和5年度)

区 分	立入検査数	改善指導数
産業廃棄物収集運搬業者	117	23
産業廃棄物処分業者	68	21
特別管理産業廃棄物収集運搬業者	16	0
特別管理産業廃棄物処分業者	7	0
産業廃棄物処理施設	47	1
産業廃棄物排出事業者	607	177
合 計	862	222

イ 処理業者の状況

令和4年度末における産業廃棄物処理業者の状況は、次のとおりです。

産業廃棄物処理業許可状況(令和5年度末現在)

○産業廃棄物処理業者

区 分		業者数
収集運搬業		2,268
処分業	中間処理	83
	最終処分	1

○特別管理産業廃棄物処理業者

区 分		業者数
収集運搬業		299
処分業	中間処理	6
	最終処分	0

ウ 中間処理施設等の状況

令和5年度末における事業者及び処理業者による中間処理施設等の許可状況は、次のとおりです。

産業廃棄物処理施設	処理能力	事業者 設置施設数	処理業者 設置施設数	計
中間処理施設		16	110	126
汚泥の脱水	10m ³ /日超	8	1	9
汚泥の乾燥	10m ³ /日超	1		1
汚泥の天日乾燥	100m ³ /日超			0
汚泥の焼却	5m ³ /日超		4	4
廃油の油水分離	10m ³ /日超			0
廃油の焼却	5m ³ /日超		4	4
廃酸・廃アルカリの中和	50m ³ /日超			0
廃プラスチック類の破砕	5t/日超		15	15
廃プラスチック類の焼却	0.1t/日超		4	4
木くず、がれき類の破砕	5t/日超	7	76	83
コンクリート固型化			1	1
水銀を含む汚泥のばい焼				0
シアンの分解				0
廃石綿等の溶融				0
廃PCB等の焼却				0
廃PCB等の分解				0
PCB汚染物等の洗浄又は分離				0
その他の焼却	200kg/h以上		5	5
最終処分場		1	3	4
安定型			1	1
管理型		1	2	3
遮断型				
合計		17	113	130

※処理施設は法第15条第1項に基づく許可施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数を1とする。

産業廃棄物処分業者の中間処理施設の整備状況（令和５年度末現在）

種類	処分方法	許可数
燃え殻	焼却、造粒・固化等	3
汚泥	焼却、堆肥化、造粒・固化等	14
廃油	焼却、油水分離等	4
廃酸	乾燥及び中和	1
廃アルカリ	乾燥、中和等	5
廃プラスチック類	焼却、破砕、圧縮等	38
紙くず	焼却、破砕、圧縮等	27
木くず	焼却、破砕、圧縮等	32
繊維くず	焼却、破砕、圧縮等	23
動植物性残さ	焼却、堆肥化、乾燥等	8
動物系固形不要物	焼却	1
ゴムくず	焼却、破砕、圧縮等	13
金属くず	破砕、圧縮、切断等	36
ガラコン陶くず	破砕、圧縮、切断等	45
鉍さい	混練・固化、造粒・固化等	1
がれき類	破砕等	44
動物のふん尿	堆肥化	1
ばいじん	造粒・固化等	2

※ 産業廃棄物の種類ごとにおいて、産業廃棄物処分(中間処理)業の許可を取得している業者の数。

特別管理産業廃棄物

種類	処分方法	許可数
引火性廃油	焼却	1
強アルカリ(腐食性)	中和等	4
感染性産廃	焼却	1
有害鉍さい	コンクリート固型化等	1
有害ばいじん	コンクリート固型化等	1
有害燃え殻	コンクリート固型化等	1
有害汚泥	コンクリート固型化等	1

※ PCB関連廃棄物、廃石綿、有害廃油の処分に係る許可を有する処分業者はない。

※ 許可業者数(複数の種類の許可を有する事業者がいるため、「1 産業廃棄物処理業許可状況」記載値と異なる。)

エ 最終処分場の状況

令和 5 年度末における埋立中の最終処分場は、安定型埋立処分場1施設であり、取り扱う産業廃棄物の種類は、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類です。

④事前協議制度

廃棄物処理施設の設置については、計画の初期段階から地域住民に情報提供し、地域住民の十分な理解を得ながら、計画が進められることが大切です。

このため、本県では、廃棄物処理施設の設置に際し事前協議制度を設け運用してきましたが、地域住民の理解がより進むよう、平成30年3月に見直しを行いました。この事前協議制度により、法の許可申請前に必要な手続きを行い、地域住民の理解を得ながら処理施設が設置されるよう、処理業者等を指導しています。

(平成30年3月の主な改正点)

- ・住民説明会の開催
- ・事業者名、事業内容等の県ホームページでの公表 等

(6)PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物は長い期間、事業者により保管されていましたが、平成 13 年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、処分期間が定められるとともに、国が全額出資する中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)を活用しての処理体制が確保されました。

山梨県内で保管されている高濃度のPCB廃棄物は、JESCO北海道PCB処理事業所で処理されており、令和 5 年度はコンデンサー類 5 台、安定器等汚染物 1,491kgが処理されました。

一方、山梨県内で保管されている低濃度のPCB廃棄物については、県外にある民間の無害化認定施設等での処理が行われています。

4 廃棄物の不法投棄防止対策(環境整備課)

(1)廃棄物対策連絡協議会が配置する廃棄物監視員による監視パトロールの実施

平成3年度から、県・市町村・関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会を設置し、広域的な監視指導を実施しており、県内4つの林務環境事務所ごとに廃棄物監視員を配置し、平日昼間の不法投棄防止パトロールを強化するとともに、廃棄物の適正処理に関する普及・啓発活動等を実施しています。

(2)休日・夜間の廃棄物不法投棄等監視パトロールの業務委託

平成11年度から民間警備会社への委託による監視パトロールを実施しています。平成17年度からは、監視体制が手薄となる夜間に特化し、夜間監視パトロールとして実施していましたが、平成21年度からは、休日・夜間監視パトロールとして実施しています。

(3)不法投棄監視協力員の登録

平成17年度から、「地域の環境は地域で守る」という観点から、日常生活の中でボランティアとし

て不法投棄の通報等の活動を行う不法投棄監視協力員を登録し、不法投棄の早期発見や未然防止に努めるなど、不法投棄に対する県民総監視体制の確立を図っています（令和5年度末で719名登録）。

(4)産廃Gメンの養成・設置

平成19年度から、不法投棄対策に対する専門的知識を有する職員を「産廃Gメン」と位置付け、重大不法投棄事案等に対応させるとともに、所属職員の指導育成に当たらせ、不法投棄事案等の処理解決能力の強化を図っています。

(5)不法投棄未然防止事業の実施

林道脇等、現に不法投棄がなされており、放置すると更なる不法投棄のおそれのある場所を選定し、頻繁に不法投棄される箇所に防止柵を設置するなど物理的な措置を講じる「不法投棄未然防止事業」を実施しています。

(6)富士山クリーンアップ事業(産業廃棄物撤去支援事業)の実施

富士山麓の不法投棄物の一掃を目指し、NPOが行政、業界団体等と協働して実施する産業廃棄物の撤去活動を支援しています。令和5年度には、山梨県富士山クリーンアップ事業費補助金(環境整備課)を活用して、富士山麓において建設廃材等の撤去活動を計7回実施し、延べ246名のボランティアの方々の御協力により、建設廃材等約3.5tを撤去及び処分することができました。

2 安全・安心で快適な生活環境づくり

2-1 大気汚染の防止

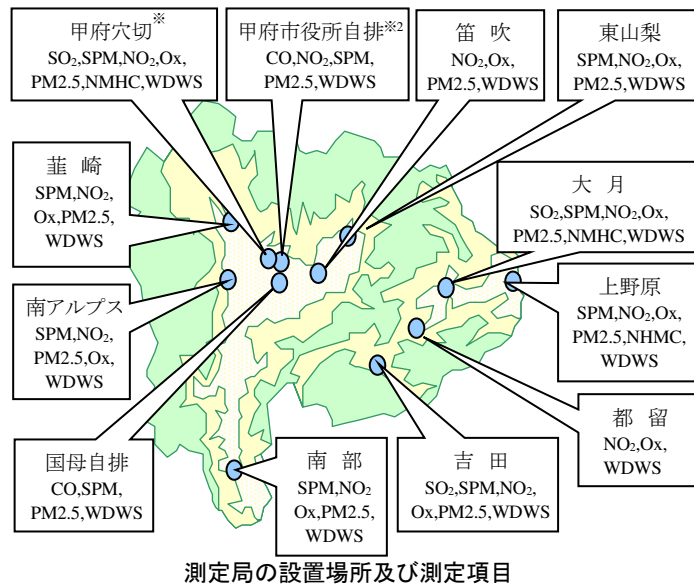
1 大気汚染の状況(大気水質保全課)

大気汚染の状況を常に把握し、公害の未然防止を図るため、昭和46年から大気汚染常時監視測定局を設け、大気汚染の状況を監視しています。令和5年度の調査結果の概要は次のとおりです。

(1)大気汚染状況の常時監視

①調査内容

環境基準が定められている二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質について、大気汚染防止法に基づき常時監視を実施しています。微小粒子状物質については、環境基準が平成21年9月に告示されたため、平成22年度から常時監視を開始しました。また、汚染状況の適切な評価等のため、一酸化窒素、非メタン炭化水素及び風向・風速を併せて測定しています。



測定局の設置場所及び測定項目

備考) SO₂: 二酸化いおう、CO: 一酸化炭素、SPM: 浮遊粒子状物質、
NO₂: 二酸化窒素、Ox: 光化学オキシダント、PM2.5: 微小粒子状物質、
NMHC: 非メタン炭化水素、WDWS: 風向風速

※衛公研局から名称変更(H22.4.1～)

※2 県庁自排から移設(H29.12.28～)

②測定局の設置場所、測定項目等

各測定局の設置場所及び測定項目は、右図のとおりです。一般環境大気測定局10局及び自動車排出ガス測定局2局の計12局を設置しています。

③調査結果の概要

光化学オキシダント(Ox)について、全ての測定局において、環境基準が非達成でした。その他の項目については、環境基準を達成しました。

本県の大気環境は、大気汚染物質の発生源が少ないにもかかわらず、地形的な条件や首都圏からの大気汚染物質の移流により、環境基準が達成されないことがあります。なお、令和5年度の年間値、月間値等の測定結果は、資料編に掲載しています。

測定局名	設置場所		用途 地域	環境基準項目						補助項目		有害物質
				SO ₂	CO	SPM	PM2.5	NO ₂	Ox	NMHC	WDWS	
一般環境大気測定局	大月	大月市大月町花咲1608-3	富士・東部建設事務所	住	○		○	○	○	○	○	□
	上野原	上野原市上野原3832	上野原市役所	住			○	○	○	○	○	
	笛吹	笛吹市石和町上平井1047-1	高等支援学校桃花台学園 (旧かえで支援学園分教室)	未				○	○		○	
	吉田	富士吉田市上吉田1-2-5	富士吉田合同庁舎	住	○		○	○	○		○	○
	南部	南巨摩郡南部町南部9103-3	戸栗川橋北詰横	未			○	○	○		○	
	南アルプス	南アルプス市鏡中俣1642-2	若草健康センター	未			○	○	○		○	□
	都留	都留市田原2-1204	南都留合同庁舎職員駐車場内	住				○	○		○	
	東山梨	甲州市塩山上塩後1239-1	東山梨合同庁舎	未			○	○	○		○	□
	韮崎	韮崎市本町4-2-4	北巨摩合同庁舎	住			○	○	○		○	□
	甲府穴切	甲府市宝2-8-19	甲府市役所西庁舎	住	○		○	○	○	○	○	○
自排局	甲府市役所自排	甲府市丸の内1-18-1	甲府市役所	商		○	○	○	○		○	△
国母自排局	国母自排	甲府市国母6-5-1	甲府市地方卸売市場	商		○	○	○			○	△

有害物質:①ベンゼン、②トリクロロエチレン、③テトラクロロエチレン、④ジクロロメタン、⑤アクリロニトリル、⑥塩化ビニルモノマー、⑦クロロホルム、⑧1,2-ジクロロエタン、⑨1,3-ブタジエン、⑩塩化メチル、⑪トルエン、⑫水銀及びその化合物、⑬ニッケル化合物、⑭ヒ素及びその化合物、⑮マンガン及びその化合物、⑯アセトアルデヒド、⑰クロム及びその化合物、⑱酸化エチレン、⑲ベリリウム及びその化合物、⑳ベンゾ[a]ピレン、㉑ホルムアルデヒド
(○:①～⑫の物質を測定、□:①～⑪の物質を測定、△:①～⑪、⑬、⑮、⑰の物質を測定)

○有効測定局

有効測定局とは、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については、年間測定時間が6,000時間以上の測定局、微小粒子状物質については、有効測定日数が250日以上の測定局をいう。

○評価方法

(1)短期的評価(二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2)長期的評価

①二酸化いおう、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、未達成と評価する。

②二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。

③微小粒子状物質

長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較する。短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準(1日平均値)と比較する。

長期基準、短期基準の両基準を満たした場合に環境基準が達成されたと判断する。

(2)有害大気汚染物質等の測定結果の概況

有害大気汚染物質等のうち、環境基準が定められているベンゼン等の4物質、指針値が定められているアクリロニトリル等の11物質、環境基準及び指針値が設定されていない6物質の合計21物質について、測定しています。

環境基準が定められているベンゼン等の4物質については、測定した全ての地点で環境基準を達成しました。また、指針値が定められている11物質についても、測定した全ての地点で指針値を達成しました。なお、令和5年度の年平均値や各物

有害大気汚染物質に係る環境基準等の設定状況

◆環境基準に係る物質

・平成9年2月
ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン

・平成13年4月
ジクロロメタン

◆指針値に係る物質

・平成15年9月
アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、
水銀及びその化合物、ニッケル化合物

・平成18年12月
クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン
・平成22年10月

ヒ素及びその化合物

・平成26年5月
マンガン及びその化合物

・令和2年8月
塩化メチル、アセトアルデヒド

質濃度の経年変化は、資料編に掲載しています。

(3) 光化学オキシダント(O_x)濃度の測定状況

光化学オキシダントが高濃度になると、目やのどが痛くなるなど人体に影響を及ぼします。このため、県内10か所の測定局で光化学オキシダント濃度の常時監視を行っています。

また、毎年、光化学オキシダント濃度が上昇する時期(4月～9月)に強化期間を設け、監視及び連絡体制を強化し、隣接都県の光化学スモッグ注意報発令状況などの情報を広域的に収集しています。

光化学オキシダント濃度が基準値より上昇し継続するおそれがある場合には、注意報等を発令し、マスコミや市町村の防災無線等を通じて県民に外出や屋外での運動を控えることなどを呼び掛け、健康被害の発生防止に努めています。

注意報等の発令はその年の気候等により増減します。令和5年度は注意報等の発令日数は1日間ありました。

光化学スモッグ注意報等発令基準

区分	発令の基準
予 報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になることが予想される、又は0.12ppmに近くなり当該状態が更に悪化することが予想されるとき
注 意 報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき
警 報	オキシダント濃度が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき
重大 警 報	オキシダント濃度が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき

光化学スモッグ注意報発令日数

地域 \ 年度	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5
上野原地域 ※1	2	2	3	6	1	1	1	2	1	0	3	2	1
大月地域 ※1											1	1	
都留地域				2	1						1		
吉田地域													
吉田・南都留西地域 ※2											1		
東山梨地域													
笛吹地域													
甲府地域													
韮崎地域													
南アルプス地域													
峡南南部地域													
発令延日数	2	2	3	6	1	1	1	2	1	0	3	2	1
健康被害者届出数													
全国発令日数	82	53	106	83	101	46	87	80	99	45	29	41	45

※令和3年度に大月・上野原地域を大月地域と上野原地域に分割
※2「吉田・南都留西地域」は、令和3年度に開始した移動測定局に係る臨時の地域(当該地域は、令和3年度のみ)。
注)発令延べ日数は同日に2カ所以上で発令しても1日と数える。同日に注意報と警報等の2種類の発令をした場合2日と数える。

2 大気汚染防止対策(大気水質保全課)

大気汚染の防止対策としては、大気汚染物質の固定発生源である工場、事業場への立入検査を実施し、ばい煙等の排出基準や特定粉じん排出等作業の作業基準の遵守状況の監視及び指導を行っています。

また、平成30年4月1日から改正大気汚染防止法が施行され、水銀排出施設に関する規制が始ま

り、工場・事業場への立入検査及び指導を実施しています。

令和5年度末現在の大気汚染防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例(平成17年10月1日施行)に基づく規制対象施設の届出数は次表のとおりです。

林務環境事務所別 ばい煙・粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設及び条例に基づく特定施設数 (令和6年3月31日現在)

種類 林務 環境部名	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設※									大気汚染防止法 に基づく 一般粉じん 発生施設※		大気汚染防止法 に基づく 揮発性有機化合物 排出施設※		大気汚染防止法 に基づく 水銀排出施設※		条例に基づく特定施設※						合 計	
	ボイラー	乾燥炉	廃棄物 焼却炉	金属 溶解炉	ガス・セメント 機 関	ディーゼル 機 関	焼成炉 その他	小 計		事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	粉じん (製粉施設)		ばい煙 (廃棄物焼却炉)		小 計					
								事業所数	事業所数					事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数		
中 北	515	13	11	16	10	120	26	711	267	211	37	10	4	11	8	21	11	9	9	30	20	973	336
峡 東	174	2	6	0	0	32	10	224	121	124	12	0	0	6	2	6	3	2	2	8	5	362	140
峡 南	83	2	2	6	4	19	4	120	69	172	45	7	5	2	1	14	7	1	1	15	8	316	128
富士・東部	439	6	10	6	17	49	19	546	272	138	23	5	2	10	5	73	32	6	6	79	38	778	340
合 計	1,211	23	29	28	31	220	59	1,601	729	645	117	22	11	29	16	114	53	18	18	132	71	2,429	944

※ 甲府市内に設置されている施設は、中核市である甲府市で所管しているため表中には含みません。

(特定粉じん発生施設に係る届出は無し)

(1)工場等に対する監視・指導(大気水質保全課)

①概要

大気汚染防止法等に基づき、排出基準の遵守状況、自主検査の実施状況等を調査するため、各林務環境事務所・衛生環境研究所が、ばい煙発生施設・一般粉じん発生施設・揮発性有機化合物排出施設・水銀排出施設等を有する工場・事業場への立入検査を実施しました。

令和5年度は、944の工場・事業場のうち77の工場・事業場について立入検査を実施し、ばい煙等の排出状況、施設の維持管理状況、法や条例に基づく届出内容の確認等を行いました。

立入検査実施状況

	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ばい煙発生施設等(*1)	実施工場・事業場数	246	156	93	100	94	97	114	100	71	55	53
	勧告その他行政指導実施		25	14	13	25	38	58	17	12	14	4
一般粉じん・特定粉じん発生施設等(*2)	実施工場・事業場数	16	7	4	4	2		5	19	7	8	8
	勧告その他行政指導実施	6	1			7		18	9	3	5	4
揮発性有機化合物排出施設	実施工場・事業場数	13	14	14	14	12	12	12	12	12	6	5
	勧告その他行政指導実施	3			1		3	2		1	2	1
水銀排出施設	実施工場・事業場数	—	—	—	—	—	5	15	13	13	13	11
	勧告その他行政指導実施	—	—	—	—	—	2	4		1	1	

* 1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設と条例に基づくばい煙に係る特定施設

* 2 大気汚染防止法に基づく一般粉じん・特定粉じん発生施設と条例に基づく粉じんに係る特定施設

②実施結果

立入検査による行政指導件数は、ばい煙発生施設等に係るものが4件と一般粉じん発生施設等に係るものが4件でした。これらは届出の未届や自主測定が必要な施設での自主測定の未実施などが主な内容であり、法に基づく届出の徹底、自主測定の実施などを指導しました。

(2)光化学オキシダント対策(大気水質保全課)

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物(NO_x)と揮発性有機化合物(VOC)が紫外線等による光化学反応により変化した酸化性物質です。これまで、光化学オキシダントの原因物質である NO_x とVOCについては、法令による規制などの排出削減対策が進められてきました。

しかし、全国的に原因物質の排出量が減少してもオキシダント濃度が上昇する(低減しない)といった現象が観察されています。これについては、大陸からの大気汚染物質の移流や原因物質の濃度変化などの関与も指摘されていますが、今後も、国内における排出抑制対策を継続していく必要があります。

①窒素酸化物(NO_x)対策

本県における光化学スモッグの主要原因は、首都圏地域からの大気汚染物質の移流ですが、県内における窒素酸化物対策も実施していく必要があります。そのため、本県では、大気汚染防止法等に基づく工場・事業場の監視を実施し、排出基準遵守の徹底を図っています。さらに、事業者に対して環境負荷の少ない燃焼機器の選定や燃焼機器の適正利用を呼びかけるなど、窒素酸化物の排出削減に向けた取り組みの啓発活動を実施しています。

②揮発性有機化合物(VOC)対策

大気汚染防止法の改正により、平成18年4月からVOC排出抑制対策が開始されました。このVOC排出抑制対策は、事業の実態を踏まえた事業者の創意工夫と自発性が最大限発揮される『自主的取組』と、規模の大きいVOC排出施設の『法規制』の双方を適切に組み合わせて相乗的な効果を発揮させる手法(政策のベスト・ミックス)により実施しています。今後も、法の遵守と自主的取組によるVOC排出抑制の継続が重要です。

県内には、11事業所22施設のVOC届出施設がありますが、施設の立入検査を毎年実施し、VOC削減の早期実施等について指導・助言しています。(※甲府市に届けられているものを除く。)

(3)浮遊粒子状物質・微小粒子状物質対策(大気水質保全課)

自動車は窒素酸化物(NO_x)や浮遊粒子状物質(SPM)¹等を排出するため大気汚染物質の排出源となっており、国では、平成13年6月に自動車 NO_x ・PM法を制定し、対策地域における規制を実施するとともに、自動車排出ガス規制を強化しているところですが、本県においても、環境への負荷が少ない自動車の普及が必要となっています。

県では、低公害車を積極的に導入しており、燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車等を配備(知事部局)しています。

また、微小粒子状物質(PM_{2.5})²については、物の燃焼等によって直接排出されるものと、環境大気中での化学反応により生成されたものがあり、様々な発生源がありますが、前記の大気汚染防止対策の実施等により、排出削減を図っています。この他、「山梨県微小粒子状物質(PM_{2.5})注意喚起要綱」に基づき、微小粒子状物質が高濃度になった際には、住民に速やかに注意喚起を促すことができるよう、連絡体制を整備しています。

(4)エコドライブの推進(環境・エネルギー政策課)

¹ (Suspended Particulate Matter) 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10 μm (100分の1mm)以下の物質をいう。

² 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5 μm 以下の物質をいう。

二酸化炭素、大気汚染の元凶である窒素酸化物の排出を抑制するため、平成9年度から取り組んできた「アイドリングストップ運動」を継承、強化し、環境に配慮した運転方法を推奨する「エコドライブ」を平成16年度から進めています。平成17年10月には、「山梨県生活環境の保全に関する条例」において「アイドリングストップ」を義務化しました。

令和5年度の宣言数31台(平成9年度からの累計宣言数155,540台)

【エコドライブ10のすすめ】

・ふんわりアクセル『eスタート』	発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう。
・車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転	走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。
・減速時は早めにアクセルを離そう	信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。
・エアコンの使用は適切に	暖房のみ必要なときは、エアコン(A/C)スイッチを OFF にしましょう。また、冷房が必要なときは、車内を冷やしすぎないようにしましょう。
・ムダなアイドリングはやめよう	待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐車の際は、アイドリングはやめましょう。
・渋滞を避け、余裕をもって出発しよう	出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートを予め確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。
・タイヤの空気圧から始める点検・整備	タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。
・不要な荷物はおろそう	運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は荷物の重さに大きく影響されます。
・走行の妨げとなる駐車はやめよう	迷惑駐車はやめましょう。交差点付近など交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。
・自分の燃費を把握しよう	自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。

※平成24年10月に見直しが行われ、新しい「エコドライブ10のすすめ」が策定された。

(5) 道路整備による交通の分散・円滑化(道路整備課)

地球温暖化防止のためには、自動車による二酸化炭素等の排出量の削減が大きな課題となっています。二酸化炭素等の排出を抑制するためには、交通渋滞や混雑を緩和することにより走行速度を向上することや、鉄道駅等との交通結節点の利用性を向上し、公共交通機関の利用を促進することにより自動車依存度の低減を図るなどの必要があります。

このため、環状道路やバイパスの整備、交通が集中している都市部の交差点改良など、渋滞解消により二酸化炭素等の削減が期待されます。

(6) アスベスト対策(大気水質保全課)

大気汚染防止法では、アスベスト(石綿)が飛散するおそれがある資材が使用されている建築物等について、解体等(除去、封じ込め、囲い込み)の“特定粉じん排出等作業”を行う者は、作業に際して実施届を提出することが義務付けられています。また、作業に当たっては、作業の種類ごとに作業基準が設定されており、作業場には作業方法等を表示した掲示板を設けることになっています。

令和5年度は23件の届出があり、労働環境を所管する山梨労働局と連携を取りながら、延べ21回の立入検査を実施し、現場での隔離、集じん・排気装置の設置状況等を確認し、周辺環境への影響がないような飛散防止措置が行われるよう指導しました。

また、一般環境におけるアスベスト濃度についての環境基準はありませんが、状況を把握するため、平成17年度からアスベスト大気環境調査を夏季・冬季の年2回実施しており、令和5年度は県内1か所において実施しました。

試料の採取及び分析は「アスベストモニタリングマニュアル(第4.2版)」に準じて行いました。これは、アスベスト以外の繊維を含む総繊維数濃度を求め、総繊維数濃度が1本/lを超過した場合は電子顕微鏡でアスベストかどうか同定する方法です。

令和5年度の夏季及び冬季において調査を実施した1地点では、総繊維数濃度が1本/リットルを超えた地点はありませんでした。

大気環境中のアスベスト濃度の環境基準は定められておりませんが、WHOによると、世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は1～10本/リットル程度で、この程度であれば実質的には石綿のリスクはないとされています。

令和5年度 アスベスト大気環境調査結果

調査地点	夏季	冬季
	総繊維数濃度 (本/L)	総繊維数濃度 (本/L)
大月市大月町花咲1608-3	0.64	0.11

2-2 水質の保全

1 水質汚染の状況

(1) 公共用水域水質測定結果の概要

本県の河川は、富士川水系、相模川水系及び多摩川水系で構成されており、本川、支川を合わせると、河川法の一級河川が601、二級河川が9、合計610で、その総延長は、約2,095.6kmに及んでいます。これらの公共用水域については、毎年、水質汚濁防止法に基づき測定計画を定めて水質測定を実施し、その測定結果を環境基本法に基づく環境基準で評価を行っています。令和3年度は、36水域、53地点(河川47、湖沼6地点)で水質測定を実施しました。

①測定期間及び測定回数

令和5年4月から令和6年3月までの間、毎月1日、河川のうち環境基準点では原則午前・午後の1日2回、補助点では1日1回、湖沼は1日1回、測定を実施しました。

②測定地点及び測定機関

富士川、相模川、多摩川の本川、支川及び富士五湖の36水域、53地点(河川47、湖沼6地点)において、県、国土交通省及び甲府市が測定を実施しました。

③測定結果

ア 環境基準項目

(ア) 生活環境の保全に関する項目

pH、BOD等生活環境の保全に関する環境基準は、利用目的に応じて河川6種類(AA, A, B, C, D, E)、湖沼4種類(AA, A, B, C)の水域類型に分類され、県内河川にはAA, A, B, Cが、湖沼にはAA, Aがあてはめられています。

水域類型があてはめられている27水域における令和5年度の生活環境項目(河川BOD、湖沼COD)の環境基準の達成率³(かつこ内は前年度の達成率等)は、次のとおり、河川は95%、湖沼は80%となりました。

・河川:95%	21水域／22水域 (100% 22水域／22水域)
・湖沼:80%	4水域／5水域 (100% 5水域／5水域)

³ BOD又はCODの日間平均値が年間で75%以上基準に適合している地点の割合をいう。

公共用水域の水質測定結果

水系名	流域名	水域名	番号	水質測定点	類型	基準値	令和4年度 BOD(COD) 値	令和4年度 環境基準 達成状況	令和5年度 BOD(COD) 値	令和5年度 環境基準 達成状況
富士川	富士川	富士川(1)	1	船山橋	AA	1	0.8	○	0.8	○
		富士川(2)	2	三郡西橋	A	2	1.4	○	1.6	○
		富士川(3)	3	富士橋	A	2	2.0	○	1.6	○
		富士川(4)	4	南部橋	A	2	0.9	○	0.8	○
		黒沢川	5	黒沢川流末	C	5	1.3	○	1.4	○
		滝沢川	6	新大橋	B	3	1.5	○	1.6	○
	笛吹川	笛吹川上流	7	亀甲橋	A	2	0.8	○	0.7	○
		笛吹川下流	8	三郡東橋	A	2	1.4	○	1.7	○
		重川	9	重川橋	B	3	1.8	○	1.4	○
		日川	10	日川橋	A	2	1.0	○	1.0	○
		平等川	11	平等川流末	B	3	1.2	○	1.1	○
		濁川	12	濁川橋	C	5	2.4	○	2.7	○
		荒川上流	13	桜橋	AA	1	0.8	○	1.1	×
		荒川下流	14	二川橋	B	3	1.8	○	2.2	○
		鎌田川	15	鎌田川流末	B	3	1.5	○	1.4	○
相模川	相模川	相模川上流(1)	16	富士見橋	AA	1	0.6	○	0.6	○
		相模川上流(2)	17	大月橋	A	2	0.8	○	0.6	○
		宮川	18	昭和橋	B	3	1.3	○	1.5	○
		柄杓流川	19	柄杓流川流末	A	2	0.7	○	0.7	○
		朝日川	20	落合橋	A	2	0.5	○	<0.5	○
		笹子川	21	西方寺橋	A	2	0.6	○	0.6	○
		鶴川	22	鶴川橋	A	2	0.6	○	0.6	○
		達成地点／評価対象地点							22/22	
相模川	富士五湖	山中湖	1	山中湖湖心	A	3	2.4	○	2.5	○
		河口湖	2	河口湖湖心	A	3	2.8	○	3.0	○
		西湖	3	西湖湖心	A	3	2.5	○	2.2	○
		精進湖	4	精進湖湖心	A	3	2.8	○	3.2	×
		本栖湖	5	本栖湖湖心	AA	1	1.0	○	1.0	○
達成地点／評価対象地点							5/5		4/5	

類型
AA:BOD1mg/L以下、COD1mg/L以下
A :BOD2mg/L以下、COD3mg/L以下
B :BOD3mg/L以下
C :BOD5mg/L以下

※75%値 n個の日間平均値を値の小さいものから並べたとき、 $n \times 0.75$ 番目の数値をいう。 $n \times 0.75$ が整数でないときは、小数点以下を切り上げる。

(例)年間12個の日間平均値がある場合
 $12 \times 0.75 = 9 \dots$ 値の小さいものから9番目の値

(イ) 水生生物の保全に関する項目

平成21年度に環境省が相模川水系及び富士川水系を類型指定するとともに、平成22年度に本県が県内の支川を類型指定しています。令和5年度の水生生物に係る環境基準項目である全亜鉛、ノニルフェノール、及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩については、全ての地点において環境基準を達成しました。

(ウ) 人の健康の保護に関する項目

カドミウム、シアン等人の健康の保護に関する環境基準は、すべての公共用水域に一律に定められています。令和5年度は、砒素が平等川流末(平等川)で環境基準を超過しました。基準超過の要因となるような事業場等は確認されておらず、自然由来と推察されました。

イ 要監視項目

人の健康の保護に関連する物質等ではあるが、公共用水域における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質として、人の健康の保護に関する項目について27項目(ペルフルオロオクタンズルホン酸及びペルフルオロオクタン酸(PFOS及びPFOA)等)、水生生物保全に係る項目について6項目(フェノール等)が設定されています。

令和5年度の測定結果は、全ての項目で指針値以下でした。

(2) 水生生物による水質調査(大気水質保全課)

河川の水質評価はBOD、SS等理化学的方法により測定した値を環境基準と比較することにより行われていますが、水生生物は過去から現在までの長期間の水質を反映して棲息しているものであり、これを指標として用いた調査は、誰でも簡単に参加し水質を判定することができます。

この調査は、一般市民の参加を得て、河川に棲む肉眼でみることのできる大きさの様々な生物(カワゲラ、サワガニ等29種の水生生物)の棲息状況を調査し、その結果から河川の水質の状態を推察するものです。また、調査への参加により、身近な水辺へのふれあいを深め、水質保全の必要性や河川愛護精神の重要性を認識してもらうことも目的としています。

【参考】

令和5年度は河川2地点について、2団体、31人の協力を得て調査を実施し、その結果は、1地点が「きれいな水(水質階級Ⅰ)」、1地点が「きたない水(水質階級Ⅲ)」と判定されました(調査結果の詳細は資料1に掲載)。

(3) 地下水水質測定結果の概要(大気水質保全課)

地下水の水質保全を図るため、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、年度ごとに「地下水水質測定計画」を定め、地下水質の監視を行っています。

令和5年度の結果は、県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施した概況調査(定点方式11地点、ローリング方式41地点)において、環境基準項目については1地点でふっ素が環境基準(0.8 mg/L)を超過しました(甲府市上阿原町:1.0mg/L)。

要監視項目については、調査を実施した19地点のうち、1地点でペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸(PFOS及びPFOA)が指針値(50ng/L)を超過しました(笛吹市一宮町上矢作:130ng/L)。

また、3地点で全マンガンが指針値(0.2mg/L)を超過しました(韮崎市円野町:0.22mg/L、甲府市後屋町:0.33mg/L、甲府市上今井町:0.26mg/L)。

継続監視調査では、過去に環境基準を超過した38地点について調査を実施したところ、16地点で環境基準等を超過しました。今後もこれらの地点については、継続監視調査地点として、経年変化を調査していくことにしています。

令和5年度地下水水質調査結果(概況調査・ローリング 環境基準項目)

令和5年度地下水水質調査結果(概況調査・ローリング)

環境基準項目	基準値	地点数(測定値:mg/ℓ)		
	mg/ℓ	基準値超過	基準値内検出	不検出
砒素	0.01	0	3(0.005)	38
テトラクロロエタン	0.01	0	1(0.0012)	40
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0	36(0.22～9.8)	5
ふっ素	0.8	1	25(0.05～0.32)	15
ほう素	1	0	14(0.04～0.78)	27

※測定項目のうち、いずれかの地点で検出された項目のみ表示。

要監視項目	指針値	地点数(測定値)		
		指針値超過	指針値内検出	不検出
PFOS及びPFOA	50ng/ℓ	1(130ng/ℓ)	3(5～14ng/ℓ)	23
全マンガン	0.2mg/ℓ	3(0.22～0.33mg/ℓ)	6(0.02～0.2mg/ℓ)	18

※測定項目のうち、いずれかの地点で指針値を超過した項目のみ表示。

令和5年度地下水水質調査結果(継続監視調査)

環境基準項目	基準値	地点数(測定値:mg/ℓ)		
	mg/ℓ	基準値超過	基準値内検出	不検出
砒素	0.01	4(0.012～0.037)	0	0
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0	1(0.012)	12
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0	1(0.022)	12
1,1,1-トリクロロエタン	1	0	1(0.0015)	12
トリクロロエチレン	0.01	0	2(0.001～0.009)	11
テトラクロロエチレン	0.01	4(0.012～0.068)	7(0.0016～0.0088)	2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	4(11～18)	13(1.1～10)	0
ふっ素	0.8	3(1.0～3.9)	0	0
ほう素	1	1(2.4)	0	0

※測定項目のうち、いずれかの地点で検出された項目のみ表示。

要監視項目	指針値	地点数(測定値:ng/ℓ)		
	ng/ℓ	指針値超過	指針値内検出	不検出
PFOS及びPFOA	50	1(120)	0	0

2 水質汚濁防止対策

(1) 法令による排水規制等(大気水質保全課)

公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づき、工場、事業場に対し排水規制及び地下水汚染の未然防止に係る規制を行っています。水質汚濁防止法では、汚水を排出する施設を特定施設として定め、特定施設を設置する場合、事業者へ届出を義務付けるとともに、排水基準を定めています。また、同法では、

有害物質を使用する特定施設や有害物質を貯蔵する施設に対する構造基準等も定めています。本県では、山梨県生活環境の保全に関する条例により、水質汚濁防止法の排水基準より厳しい基準(上乘せ基準)を定め排水規制を強化し、また、水質汚濁防止法の特定施設以外に汚水を排出する施設(横出し施設)を定めて届出を義務付け、さらに水質汚濁への影響に関係の深い作業を行う工場を指定工場として、設置などに対して許可制としています。

また、水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例の適用を受ける工場、事業場については、立入検査を行い、排水基準等の遵守状況や排水処理施設の管理状況等を監視しています。

(2)規制対象施設及び立入検査(大気水質保全課)

水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく届出事業場数は、令和5年度末で4,705でした。業種別の内訳では、旅館業が58.3%を占め、次いで自動式車両洗浄施設5.8%、洗たく業4.7%、飲料製造業4.3%、豆腐製造業2.5%であり、これら5業種で全体の約8割を占めています。令和5年度は、延べ191事業場について立入検査を実施し、うち161事業場について排水水などの採水検査を行い、排水基準の遵守状況などを監視した結果、14事業場において排水基準違反があり、文書による行政指導を行いました。

特定施設等届出数等の推移

年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
項目	特定事業場数	(515)	(482)	(448)	(434)	(430)	(396)	(294)	(298)					
		5,179	5,148	5,109	5,058	5,004	4,995	4,925	4,963	4,734	4,651	4,669	4,664	4,705
	水質汚濁防止法	(487)	(454)	(423)	(430)	(426)	(392)	(290)	(294)					
		5,067	5,036	5,000	4,929	4,872	4,862	4,793	4,878	4,653	4,569	4,590	4,586	4,627
	横出し(県条例)	(28)	(28)	(25)	(4)	(4)	(4)	(4)	(4)					
		112	112	109	84	86	87	86	85	81	82	79	78	78
指定工場数		(17)	(16)	(15)	(15)	(14)	(14)	(13)	(13)					
		68	67	64	60	60	60	59	56	42	42	42	41	40
排水基準適用事業場数		(155)	(155)	(150)	(151)	(150)	(153)	(125)	(126)					
		924	956	971	915	933	921	885	888	582	575	565	564	571
	有害物質使用事業場	(87)	(86)	(83)	(84)	(83)	(86)	(67)	(65)					
		286	300	317	318	305	304	277	283	199	198	195	196	202
	排水量20m ³ /日以上 (除有害物質使用)	(68)	(69)	(67)	(67)	(67)	(67)	(58)	(27)					
		630	648	646	588	628	617	601	571	377	371	364	362	363
横出し(県条例)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)					
		8	8	8	9	7	7	7	7	6	6	6	6	6

平成30年度までは甲府市を含む。(上段()内 甲府市分の再掲)

令和元年度以降は甲府市分を除く。

立入検査・採水検査実施の推移

年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
項目	立入検査	(7)	(15)	(8)	(14)	(17)	(20)	(38)	(6)					
	実施事業場数	460	413	450	673	378	381	337	325	311	355	411	206	191
	対象事業場数	(515)	(482)	(448)	(434)	(430)	(396)	(294)	(298)					
		5,179	5,148	5,109	4,933	5,004	4,995	4,925	4,963	4,734	4,651	4,669	4,664	4,705
採水検査	実施事業場数	(0)	(2)	(3)	(4)	(4)	(2)	(0)	(0)					
		316	317	305	342	278	263	255	235	250	229	194	176	161
	対象事業場数	(155)	(155)	(150)	(151)	(150)	(153)	(125)	(126)					
		924	956	973	915	933	921	885	888	582	575	565	564	571
排水基準違反事業場数		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)					
		33	36	29	33	38	35	22	15	17	18	16	13	14

平成30年度までは甲府市を含む。(上段()内 甲府市分の再掲)

令和元年度以降は甲府市分を除く。

(3) 富士五湖の水質保全対策(大気水質保全課)

高度成長時代以降、湖沼等の閉鎖性水域においては、窒素・リンの流入による富栄養化が進み、アオコの発生による利水障害などが、全国的な問題となりました。このため、県では、富士五湖の富栄養化を防止するため、各種の水質調査を実施し、汚濁の解明に努めています。また、精進湖における網イケスの全面撤去(昭和60年度)、本栖湖における地域し尿処理施設の整備(昭和61年度竣工)、精進湖における特定環境保全下水道の整備(平成11年7月供用開始)を図ってきました。なお、山中湖、河口湖、西湖については、富士北麓流域下水道の整備が進められており、鳴沢村を除く市町村で一部共用を開始しています。

(4) 生活排水対策

①生活排水処理施設整備構想に基づく整備の促進(大気水質保全課)

公共用水域における水質汚濁の原因については、炊事、洗濯、入浴など人々の日常生活から排出される生活排水が約7割を占めると言われています。このため、公共用水域における水質汚濁防止のためには、計画的な生活排水処理対策を行うことが重要であり、現在、県内では生活排水処理施設として、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の設置などが進められています。これらの事業は各々の事業目的により実施されていますが、これら事業手法の選択は、市町村が人口密集度や地理的要因を勘案し決定するものであり、整備を効率的に推進するためには、各種事業を総合した整備計画に基づくことが有益です。

そこで、県では県下全域を対象に、各種生活排水処理施設の整備を地域の実情や環境特性に応じて、効率的・計画的に進めることを目的とし、平成28年3月「山梨県生活排水処理施設整備構想2017」を策定し、効率的かつ効果的な施設整備の促進を図っています。また、平成17年3月には「山梨県公害防止条例」を「山梨県生活環境の保全に関する条例」に改正し、日常生活等に伴う水質汚濁の防止を目的に、洗剤の適正使用等を新たに義務付けました。

生活排水処理施設整備の進捗状況と今後の予測

年 度	総人口	下水道	農業集落 排水処理 施設	合併処理 浄化槽	コミュニ ティ プラント	小規模集 合排水処 理施設	生活排水 処理人口	生活排水クリーン処 理率実績値 (目標値)	前年度 ポイン ト比較
平成4年度	865,858	179,800	845	14,879	7,580	0	203,104	23.5%	—
平成7年度	877,794	255,407	5,688	52,554	8,210	0	321,859	36.7%	—
平成8年度	880,752	274,624	8,764	50,357	8,872	0	342,617	38.9%	2.2
平成9年度	882,661	300,585	10,268	51,963	8,553	0	371,369	42.1%	3.2
平成10年度	883,847	321,599	12,838	57,174	7,894	18	399,523	45.2%	3.1
平成11年度	885,422	348,370	13,144	60,988	8,351	17	430,870	48.7%	3.5
平成12年度	886,077	367,644	13,887	73,540	8,351	71	463,493	52.3%	3.6
平成13年度	885,196	385,791	13,900	84,010	7,475	79	491,255	55.5%	3.2
平成14年度	884,170	410,106	14,414	94,388	7,671	79	526,658	59.6%	4.1
平成15年度	882,677	436,864	15,115	104,145	8,201	77	564,402	63.9% (62.1%)	4.3
平成16年度	880,947	454,572	16,654	104,245	7,469	65	583,005	66.2% (65.7%)	2.3
平成17年度	879,239	466,764	16,685	103,914	7,222	63	594,648	67.6% (68.8%)	1.4
平成18年度	875,621	485,214	16,206	106,002	7,232	60	614,714	70.2% (71.5%)	2.6
平成19年度	871,481	501,174	16,664	112,566	7,241	59	637,704	73.2% (74.3%)	3.0
平成20年度	871,481	510,408	16,673	114,425	7,280	56	648,842	74.8% (74.6%)	1.6
平成21年度	864,210	519,537	16,328	108,424	7,468	57	651,814	75.4% (76.4%)	0.6
平成22年度	860,559	525,838	16,178	104,164	6,551	53	652,784	75.9% (78.0%)	0.5
平成23年度	855,746	529,128	16,460	108,856	6,512	52	661,008	77.2% (79.6%)	1.3
平成24年度	863,917	539,542	16,088	112,612	6,541	50	674,833	78.1% (81.0%)	0.9
平成25年度	857,879	545,766	15,982	115,301	6,465	50	683,564	79.7% (79.0%)	1.6
平成26年度	851,680	548,215	15,918	116,076	6,149	45	686,403	80.6% (79.9%)	0.9
平成27年度	846,216	548,782	15,805	112,120	5,983	38	682,728	80.7% (80.8%)	0.1
平成28年度	840,484	549,050	15,699	112,302	5,828	38	682,917	81.3% (81.6%)	0.6
平成29年度	835,130	550,201	15,604	114,778	5,714	38	686,335	82.2% (82.5%)	0.9
平成30年度	828,930	553,180	15,491	115,699	5,105	0	689,475	83.2% (83.3%)	1.0
令和元年度	822,769	547,726	15,358	121,522	5,056	0	689,662	83.8% (84.0%)	0.6
令和2年度	818,185	549,175	15,279	120,995	5,028	0	690,477	84.4% (84.8%)	0.6
令和3年度	813,130	553,828	15,136	124,100	4,381	0	697,445	85.8% (85.7%)	1.4
令和4年度	808,847	555,970	14,783	123,061	4,253	0	698,067	86.3% (86.5%)	0.5
令和5年度	802,951	557,024	14,701	124,790	2,429	0	698,944	87.0% (87.3%)	0.7
令和6年度	795,672	583,672	13,360	103,964	765	31	701,792	(88.2%)	
令和7年度	790,686	586,446	13,241	103,459	112	31	703,289	(88.9%)	

注1) 令和6年度以降は推計値(目標値)

注2) 平成29年度以降、小規模集合排水処理施設は合併浄化槽に含まれている(調査方法が変更されたため)。

② 下水道の整備(下水道室)

下水道は、トイレの水洗化などにより、快適で衛生的な生活環境を作るとともに、公共用水域の水質保全を図るうえで重要な役割を果たしています。本県における下水道事業は、昭和29年度に甲府市が最初に着手し、令和5年度末で27市町村のうち24市町村が実施しています。県全体の下水道普及率(処理区域内人口/行政人口)は令和5年度末で69.4%となりました。

県では着手年度が他の流域と比較して最も遅く、比較的整備率が低い桂川流域下水道の整備を促進するため、桂川流域構成市町村が実施する未普及解消事業を対象とし、国庫補助対象事業の2.5%(一定要件を備えるもの)を補助する「公共下水道普及促進費補助金制度」により、下水道の普及促進を図っています。

下水道事業実施市町村

区分	実施市町村（一部供用開始年月）
富士北麓流域関連公共下水道	富士吉田市(S61.7)、富士河口湖町〔旧河口湖町(S61.7)、旧勝山村(H2.4)、旧足和田村(H2.4)〕、忍野村(S63.4)、山中湖村(H1.7)
峡東流域関連公共下水道	甲府市〔旧中道町(H5.7)〕、山梨市〔旧山梨市(H1.7)、旧牧丘町(H4.10)〕、笛吹市〔旧石和町(H1.7)、旧御坂町(H6.4)、旧一宮町(H5.7)、旧八代町(H6.4)、旧境川村(H5.7)、旧春日居町(H1.7)〕、甲州市〔旧塩山市(H1.7)、旧勝沼町(H5.7)〕
釜無川流域関連公共下水道	韮崎市(H8.4)、南アルプス市〔旧八田村(H10.4)、旧白根町(H10.4)、旧若草町(H7.4)、旧櫛形町(H8.4)、旧甲西町(H5.4)〕、甲斐市〔旧竜王町(H5.4)、旧敷島町(H7.10)、旧双葉町(H7.10)〕、中央市〔旧玉穂町(H5.4)、旧田富町(H5.4)〕、市川三郷町〔旧三珠町(H10.4)、旧市川大門町(H9.11)〕、富士川町〔旧増穂町(H5.4)、旧鯉沢町(H7.4)〕、昭和町(H5.4)
桂川流域関連公共下水道	富士吉田市(H17.4)、都留市(H16.4)、大月市(H16.4)、上野原市(H16.4)、西桂町(H16.4)
単独公共下水道	甲府市(S37.8)、北杜市〔旧明野村(H14.4)、旧須玉町(H8.2)、旧高根町(S62.5)、旧長坂町(H8.4)、旧大泉村(H12.3)、旧武川村(H19.4)、旧小淵沢町(H7.7)〕、甲州市〔旧大和村(H13.4)〕、市川三郷町〔旧六郷町(H11.7)〕、早川町(H2.4)、身延町〔旧身延町(H4.4)、旧中富町(H14.4)、旧下部町(H22.10)〕、富士河口湖町〔旧上九一色村(H11.7)〕、丹波山村(S62.10)、小菅村(S63.4)

富士北麓流域下水道（流域全体の普及率62.8%）

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
富士吉田市	47.9	忍野村	80.0	山中湖村	62.7	富士河口湖町	79.2

峡東流域下水道（流域全体の普及率60.8%）

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
甲府市	86.8	山梨市	58.5	笛吹市	61.0	甲州市	58.6

釜無川流域下水道（流域全体の普及率72.7%）

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
韮崎市	68.0	南アルプス市	58.7	甲斐市	78.9	中央市	72.1
市川三郷町	87.4	富士川町	81.6	昭和町	93.1		

桂川流域下水道（流域全体の普及率32.9%）

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
富士吉田市	19.8	都留市	28.9	大月市	19.8	上野原市	50.8
西桂町	58.4						

単独公共下水道

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
甲府市	97.4	北杜市	63.7	甲州市	91.1	市川三郷町	91.4
早川町	4.7	身延町	50.3	昭和町	94.1	富士河口湖町	23.4
小菅村	92.8	丹波山村	97.4				

③農業集落排水施設の整備(耕地課)

農業集落排水施設の整備は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は、農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質を保全し、地域資源の利活用に寄与するため農業集落におけるし尿、生活排水などの汚水や汚泥、雨水を処理し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的としています。

本県では、現在43地区(富士川町、中央市、北杜市、早川町、南アルプス市、小菅村、甲府市、甲斐市、笛吹市、身延町、市川三郷町)で、供用しています。

管理者である市町村は施設の適正な保全管理に努めるとともに、必要な保全対策や更新を行う場合には、国等の補助制度を活用しながら適切な対策等を推進することとしています。

また、新たに施設の整備を行う場合には、関係市町村等と協議のうえ、事業を実施していきます。

④浄化槽設置の促進(大気水質保全課)

山間部が多い本県では、下水道・農業集落排水処理施設などの集合処理施設を整備することができない地域が多く、このような地域の生活排水対策としては、し尿と生活排水を併せて処理する浄化槽

浄化槽の長所

- ア 処理性能は、下水道の終末処理場と同等
- イ 施設規模が小さいため複雑な地形に対応できる
- ウ 短期間の工事で設置できるため水質保全の効果が迅速に現れる。
- エ 処理水を近くの水路に放流するため河川の水量維持に役立つ

の整備が重要です。この浄化槽の設置を促進するため、国、県及び市町村では次により浄化槽の設置に対して助成を行っています。

ア 浄化槽設置整備事業

住民が浄化槽を設置するにあたり、市町村が浄化槽の設置費用の約4割に当たる金額(施設規模ごとに基準額が決められています。例:5人槽33万2千円)を補助する事業。国・県はその事業に対し、事業費の1/3を各々補助します。令和5年度は、19市町村において実施され、394基分の助成を行いました。

イ 公共浄化槽等整備推進事業

市町村が各戸または集合処理用の浄化槽を整備する事業。住民から使用料を徴収することによって、維持管理等の事業の運営を行っています。国から1/3の補助と、起債元利償還の49%に対する交付税措置があります。令和5年度の事業実施市町村は、2市であり、14基が設置されました。

令和5年度 浄化槽設置整備事業設置基数(国庫交付金にかかるもの)

市町村名	助成基数
甲 府 市	11
富 士 吉 田 市	49
都 留 市	34
山 梨 市	13
大 月 市	20

市町村名	助成基数
韮 崎 市	28
南アルプス市	23
北 杜 市	102
笛 吹 市	14
上 野 原 市	21

市町村名	助成基数
早 川 町	1
身 延 町	14
南 部 町	15
富 士 川 町	2
西 桂 町	5

市町村名	助成基数
鳴 沢 村	13
富 士 河 口 湖 町	29

令和5年度 公共浄化槽等整備推進事業設置基数

市町村名	助成基数
甲 州 市	11
甲 斐 市	3

(5) 内水面の有効利用に関する知識の普及啓発(食糧花き水産課)

良好な水辺環境の維持と内水面漁業の健全な発展を図るため、本県の河川湖沼を利用する釣り人などの遊漁者や一般利用客の皆様に対して、漁場の保全や水産資源の保護等に関するマナーやルール of の普及啓発活動を行っています。

(6) 水質事故対策(大気水質保全課)

水質事故とは、工場等での操作ミスや機械の故障、交通事故や不法投棄等により、河川へ化学物質や油類が流れ込み、水質が汚染されたり、魚がへい死したりすることを言います。水質事故が発生した場合、被害を軽減するため、原因究明や被害の拡大防止など関係機関と連携を図りながら緊急的な対応を行っています。また、例年、水質事故の発生を想定した訓練を、国土交通省など関係機関と合同で実施し、これら水質事故に迅速に対応することとしています。

令和5年度は42件の水質事故が発生しました。内訳は、油流出事故が19件、魚のへい死が9件、汚水流出事故が4件、その他が10件でした。

2-3 化学物質による環境汚染の防止

1 化学物質による環境汚染の状況(大気水質保全課)

(1)ダイオキシン類の排出規制

ダイオキシン類対策として、国はダイオキシン類対策特別措置法を平成11年7月に制定・公布し、また、平成11年12月に環境基準を告示しました。同法では、規制対象施設を次のとおりとし、それぞれ排出基準を定めています。

特定施設
ダイオキシン類に係る排出ガス及び排出水に関する規制対象施設
①大気基準適用施設
アルミニウム合金製造の用に供する溶解炉・廃棄物焼却炉等5種類の施設について排出ガスを規制する。
②水質基準対象施設
廃棄物焼却炉(大気基準適用施設)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設又は汚水等を排出する灰の貯留施設等19種類の施設について排水を規制する。

また、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む。)を行う場合の基準についても定めています。令和5年度末現在の特定施設の届出状況は次表のとおりであり、届出施設(大気関係、水質関係)の総数は58施設となっています。

県では、これらの施設を設置する事業場に立入検査を実施しており、令和5年度は延べ33の事業場へ立入検査を行いました。また、排出ガスの測定を2施設で実施しましたが、全ての施設で基準に適合していました。

大気基準適用施設の届出数(令和6年3月31日現在)

特定施設の種類	施設規模	事業場数	施設数
アルミニウム合金製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	乾燥炉(処理能力:0.5t/h以上)	1	1
	溶解炉(容量:1t以上)		1
廃棄物焼却炉(焼却能力:50kg/h以上又は火床面積:0.5m ² 以上)	〈処理能力〉4t/h以上	34	3
	2t/h以上～4t/h未満		15
	200kg/h以上～2t/h未満		10
	100kg/h以上～200kg/h未満		15
	50kg/h以上～100kg/h未満		5
	50kg/h未満		4
合 計		35	54

水質基準対象施設の届出数(令和6年3月31日現在)

特定施設の種類	事業場数	施設数
廃棄物焼却炉(大気汚染防止法)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	4	1
		3
合 計	4	4

また、規制対象施設の設置者には、排出ガス、排出水、ばいじん、焼却灰その他の燃え殻等の測定及び知事への報告が義務付けられており、その結果は次のとおりです。

報告対象の50施設のうち、48施設から測定結果の報告があり、1施設において排出ガスに係る

排出基準を超過しました。当該施設に対しては改善を指導し、再測定を実施したところ、現在は基準適合を確認しています。

未報告の2施設は年度途中での施設の廃止を確認しています。

項目	特定施設種類	対象施設数*1	報告施設数		未報告施設数
			排出基準		
			適合	不適合	
排出ガス	廃棄物焼却炉	48	45	1	2
	アルミニウム合金製造施設	1	1	0	0
排水	廃棄物焼却炉に係る排ガス洗浄施設	1	1	0	0
合計		50	47	1	2

*1 設置後1年以上が経過している特定施設(年度を通じて休止している施設を除く)及び、設置後1年未満の特定施設(測定施設の報告があった場合)。中核市(甲府市)内の特定施設に係る報告は含まれない。

項目	対象施設数*2	報告施設数	未報告施設数
ばいじん・燃え殻*3	48	46	2

*2 *1の対象施設のうち廃棄物焼却炉

*3 ばいじん・燃え殻については、排出基準はないが、埋立等処分を行う場合には処理基準が定められている。

(2)ダイオキシン類⁵の環境汚染の状況

本県では、平成9年度から一般環境中のダイオキシン類濃度の実態を把握するため、大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を調査しており、令和5年度においては、全ての地点で環境基準を達成しました。

令和5年度ダイオキシン類測定結果

調査対象	調査地点数	実施者(実施数)	調査回数/年	ダイオキシン類の濃度範囲(平均値)	環境基準	単位
大気	2地点	県(1)	4回	0.0066～0.026 (0.013)	0.6以下	pg-TEQ/m ³
		甲府市(1)				
公共用水域	水質	6地点	1回	0.058～0.50 (0.17)	1以下	pg-TEQ/L
		県(5) 甲府市(1)				
	底質	6地点	1回	0.27～5.4 (1.9)	150以下	pg-TEQ/g
		県(5) 甲府市(1)				
地下水	9地点	県(8)	1回	0.038～0.058 (0.056)	1以下	pg-TEQ/L
		甲府市(1)				
土壌	6地点	県(5)	1回	0.00047～11 (1.9)	1,000以下	pg-TEQ/g
		甲府市(1)				

⁵ ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン(PCDDs)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCBs)の3種の総称であり、極めて毒性が強く、分解性が低いため、排出量が微量であっても、大きな影響が懸念されている物質。また、ダイオキシン類は人間が意図的に製造した物質ではなく、主に廃棄物の焼却の過程において非意図的に生成、排出されている。

(3)大気中における化学物質の状況

大気中における有害な化学物質については、平成8年の大気汚染防止法の改正により、有害大気汚染物質対策の推進に関する事項が新たに設けられ、地方公共団体は有害大気汚染物質による大気汚染の状況把握に努めることと規定されました。また、中央環境審議会では平成8年10月に、大気汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度がある程度高いと考えられる有害大気汚染物質22物質を「優先取組物質」として選定し、平成22年10月に、有害大気汚染物質23物質を「優先取組物質」として見直しました。

有害大気汚染物質に係る環境基準及び環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)は、平成9年2月に、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質について設定されたのを皮切りに、令和3年3月31日現在、4物質について環境基準が設定され、11物質について指針値が設定されています。

県では、平成9年10月から環境基準が定められた物質及び同時測定が可能な優先取組物質(揮発性有機化合物)の計9物質について通年の測定を開始し、平成16年度からは指針値が設定された物質のうち測定が未実施であった水銀及びその化合物並びにニッケル化合物について測定を行っています。また、平成23年度からは新たに指針値が設定されたヒ素及びその化合物並びに新たに「優先取組物質」として追加され同時測定が可能な塩化メチル及びトルエンの測定を開始し、平成28年度からは、六価クロム化合物を除く優先取組物質の22物質(ダイオキシン類含む)を測定しています。

2 PRTR 制度(化学物質排出移動量届出制度)(大気水質保全課)

(1)PRTR⁶制度の概要

平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(略称:化管法)が公布されました。

化管法におけるPRTR制度の概要

対象化学物質を製造・使用している事業者は、環境中に排出した量と廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量を自ら把握し、都道府県を経由し国に年1回届け出る。国はそのデータを整理、集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表する。

PRTR制度によって、毎年どのような化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになり、「事業者による自主的な化学物質の管理の改善の促進」、「住民への情報提供を通じた、化学物質の排出状況・管理状況への理解の増進」、「行政による化学物質対策の優先度の判断材料として活用」、「化学物質による環境リスクに関する正確な情報の共有によるリスクコミュニケーションの促進」などが期待される。

法律に基づく届出は平成14年度から始まり、令和5年度には291事業所から届出(令和4年度把握分)がありました。国では、届出のあった排出量・移動量を集計するとともに、届出対象外の排出量の推計及び集計を行い、その結果を令和6年2月27日に公表し、県においても、県内の概要を集計し令和6年9月20日に公表しました。なお、国は、PRTR開示窓口を環境省・経済産業省等に設置して、事業所のデータの開示請求(有料)に対応しています。

⁶ (Pollutant Release and Transfer Register) 有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する仕組み。

1 対象となる化学物質

トルエン、ジクロロメタン、トリクロロエチレンなどの462物質

2 対象事業者

次の3つの要件を満たす事業者

①全ての製造業、下水道業、産業廃棄物処分量など国が指定する24業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者

②常用雇用者数が21人以上の事業者

③次のいずれかに該当すること。

(ア)対象となる化学物質のいずれかの年間取扱量が1t以上※(発ガン性物質は0.5t以上)である事業所を有する事業者

(イ)下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者

(ウ)ダイオキシン類対策特別措置法に規定する廃棄物焼却炉を設置している事業者

(エ)その他、産業廃棄物処理施設など国が定める施設を設置している事業者

※平成16年度届出より年間取扱量がそれまでの5tから1tに変更

(2)山梨県内の集計結果の概要

①届出のあった事業所数:291事業所 (全国:32,209件 県/国:0.9%)

②届出排出量・移動量 :2,282t(全国:369,395t 県/国:0.6%)

(※以下、集計結果の数値は、四捨五入により端数処理をしているため、合計と内訳が合わない場合がある)

(内訳) i 環境への排出量: 1,255t (全国:122,313t 県/国:1.0%)

・大気への排出: 1,244t

・公共用水域への排出: 11t

ii 事業所から出された移動量: 1,026t (全国:247,081t 県/国:0.4%)

・事業所の外への廃棄物としての移動: 1,026t

・下水道への移動: 1t

③国が行った届出外排出量の推計値: 1,672t (全国:186,938t 県/国:0.9%)

(内訳) ・移動体からの排出量の推計値: 647t (構成比:38.7%)

・家庭からの排出量の推計値: 277t (同 :16.6%)

・非対象業種からの排出量の推計値: 392t (同 :23.5%)

・対象業種からの届出外排出量の推計値: 356t (同 :21.3%)

④物質別排出量等

ア 届出排出量・移動量の多い上位5物質

物質名	排出量・移動量(トン)	構成比(%)	県/国(%)
① トルエン	1,011	44.3	1.2
② ノルマルーヘキサン	464	20.4	3.5
③ 塩化メチレン	198	8.7	1.3
④ ふっ化水素及びその水溶性塩	100	4.4	1.4
⑤ クロム及び三価クロム化合物	89	3.9	0.4

イ 届出排出量の多い上位5物質

物質名	排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)
① トルエン	730	58.2	1.7
② 塩化メチレン	177	14.1	2.2
③ ノルマルーヘキサン	154	12.3	1.8
④ キシレン	64	5.1	0.3
⑤ 1-ブロモプロパン	28	2.2	2.4

ウ 届出排出量と届出外排出量の多い上位5物質

物 質 名	届出排出量	届出外排出量	合計排出量(トン)	構成比(%)	県/国(%)
① トルエン	730	424	1,155	39.5	1.4
② キシレン	64	279	343	11.7	0.7
③ ノルマルーヘキサン	154	71	225	7.7	1.5
④ 塩化メチレン	177	17	194	6.6	1.9
⑤ ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1	159	160	5.5	1.1

2-4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壤汚染等の防止

1 騒音の状況と対策(大気水質保全課)

(1)騒音の状況

市町村及び県に寄せられた公害苦情件数のうち騒音に関するものは、令和5年度は104件で全体の11.7%を占めており、典型7公害の中では2位でした。この発生源は、工事・建設作業によるものが34.6%であり、次いで家庭生活によるものが19.2%、飲食店営業によるものが8.7%となっています。また、その他として空調室外機等の近隣騒音があります。

(2)騒音対策

①騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

騒音に係る環境基準は、環境基本法において人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準と定義されており、騒音に係る総合的な施策を進めていく上で目標となるものです。環境基準を適用する地域の指定権限は知事及び市長に委任されており、本県では現在、都市計画法に基づく用途地域に準じて、17市町に当該環境基準の地域類型が当てはめられています。なお、平成10年9月、環境庁(現環境省)は騒音に係る環境基準を改正し、騒音の評価手法を騒音レベルの中央値から等価騒音レベルに変更するとともに、最新の科学的知見を踏まえて、一般地域と道路に面する地域について新たな環境基準値を設定し、平成11年4月から施行しました。

②騒音の規制等

騒音規制法に基づく規制地域については、昭和49年に指定後、環境条件の変化に合わせて見直しを行い、現在、県下27市町村中25市町村に規制地域が指定されています。

ア 工場・事業場、建設作業等の騒音

規制地域内の工場・事業場に設置される施設のうち、騒音規制法で定める金属加工機械、空気圧縮機、織機等の特定施設を設置する場合は、市町村に届け出ることとされています。令和4年度末の県内の特定施設数は、8,534(工場数1,588)であり、その内訳は空気圧縮機等が3,460(40.5%)と最も多く、次いで織機が2,574(30.2%)、金属加工機械が1,168(13.7%)の順でした。また、著しい騒音を発生する特定建設作業についても、同様の届出が義務づけられており、令和4

年度は、バックホウを使用する作業が42件、さく岩機を使用する作業が17件、くい打機等を使用する作業が13件、空気圧縮機を使用する作業が12件等で、合計85件ありました。なお、山梨県生活環境の保全に関する条例(平成17年10月1日施行)では、騒音規制法で定められているもの以外の特定施設、特定建設作業のほか、深夜営業騒音、拡声器騒音についても規制を行っています。

※令和5年度末の届出件数は環境省で未公表のため、令和4年度末の届出件数を掲載。(中核市である甲府市を除く)

イ 自動車騒音の常時監視

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法の改正(平成11年)により、平成12年度から都道府県等の事務とされ、自動車騒音の影響がある道路に面する地域で、「騒音に係る環境基準」の達成状況等を把握するものです。騒音に係る環境基準の達成状況は、道路に面する地域について、一定地域内⁷の住居等のうち騒音レベルが基準を超過する戸数及び超過する割合により評価(以下「面的評価」という。)することとされています。県では、平成13年度から面的評価を開始し、計画的に順次対象地域を評価することとしており、平成23年度までに、特例市である甲府市を除く12市6町の277.80kmについて面的評価を行いました。

平成24年度からは騒音規制法の改正により、全ての市がその区域内の道路の面的評価を行うこととなり、県では町村の区域の面的評価を行っています。

③面的評価の結果

山梨県が令和5年度に実施した町村の区域の面的評価については、対象区域内の8,563戸の住居等のうち、昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)とも環境基準値以下であったのは8,219戸(96.0%)、昼間のみ基準値以下であったのは172戸(2.0%)、夜間のみ基準値以下であったのは26戸(0.3%)、昼夜間とも基準値を超過したのは146戸(1.7%)でした。

また各市が実施した結果を加えた全県(中核市である甲府市除く)での評価は、対象区域内の56,229戸の住居等のうち、昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)とも環境基準値以下であったのは54,000戸(96.0%)、昼間のみ基準値以下であったのは703戸(1.3%)、夜間のみ基準値以下であったのは176戸(0.3%)、昼夜間とも基準値を超過したのは1,350戸(2.4%)でした。

2 振動の状況と対策(大気水質保全課)

(1)振動の状況

振動は、都市における住宅と工場の混在、工場等における設備の大型化、建設工事の増加、モータリゼーションの進行に伴い地域によっては大きな問題となることがあります。これらの振動に対する住民からの苦情内容としては、気分がイライラする、戸、障子や物が揺れて気になる、不快に感じる、睡眠の妨げになる等の感覚的なものが主ですが、大きな振動の発生源に隣接している場合には、壁、タイル等のひび割れ、戸、障子の建て付けの狂い等の物的被害を訴える例もみられます。令和5年度の苦情件数は、2件でした。

(2)振動対策

振動規制法に基づく規制地域の指定、規制基準の設定については、昭和54年に制定し、その後、環境条件の変化に合わせて見直しを行い、現在、県下27市町村中25市町村に規制地域が指定さ

⁷ 面的評価の対象地域は、原則として2車線以上の道路(市町村道にあっては原則として4車線以上の道路)の道路端から50mにある範囲となっている。

れています。振動規制法による特定施設の届出状況は、令和4年度末の施設数が7,018施設(工場数1,292)であり、その内訳は織機が2,229施設(31.8%)と最も多く、次いで圧縮機が1,822施設(26.0%)、金属加工機械が1,366施設(19.5%)等でした。また、特定建設作業の届出状況は、ブレーカーを使用する作業が21件、くい打機を使用する作業が13件で、合計34件でした。

※令和5年度末の届出件数は環境省で未公表のため、令和4年度末の届出件数を掲載。(中核市である甲府市を除く)

3 悪臭の状況と対策(大気水質保全課)

(1)悪臭の状況

悪臭は低濃度でも感知されやすく、人の感覚に直接訴える公害だけに、快適な生活環境を損なうものとして問題とされてきました。令和5年度の悪臭の苦情件数は126件で、全苦情件数の14.1%と最も高い比率を占めており、この内訳は、焼却(野焼き)40件(31.8%)、家庭生活25件(19.8%)、流出・漏洩12件(9.5%)等となっています。

(2)悪臭対策

工場、事業場の事業活動に伴って発生する悪臭対策として、アンモニア、硫化水素などの悪臭物質ごとに「物質濃度」で規制を行ってきました。しかし、悪臭は通常多種類の悪臭物質によって構成されていることが多く、多数の物質が複合して強いにおいとなる複合臭や未規制の物質が排出されている場合には、対応が困難でした。このため、平成17年2月、悪臭の程度を人の嗅覚を用いて測定する嗅覚測定法を取り入れた臭気指数規制を導入しました。悪臭防止法に基づく規制地域については環境条件の変化に合わせて随時見直しを行い、現在24市町村に指定して悪臭対策の推進に努めています。また、近年、増加傾向が見られるゴミ処理や飲食物の調理、ペットの飼育等、家庭生活に伴う悪臭苦情を防止するため、悪臭対策の基本的な考え方や発生源別の対策方法などをまとめた「生活型悪臭対策指導指針」を平成9年に策定し、生活型悪臭苦情の未然防止を図ることにより生活環境の保全に努めています。

4 地盤沈下の状況と対策(大気水質保全課)

(1)地盤沈下の状況

地盤沈下は、地面が徐々に沈んでいく現象であり、主たる原因は地下水の過剰採取です。これにより、帯水層の水圧が低下し、粘土層(不透水層)に含まれている水が帯水層に絞り出され、粘土層が収縮することにより地表面の沈下が起きます。また、こうして起こった地盤沈下は、地下水位が回復してもほとんど元に戻らないと言われています。地盤沈下は、地質的に沖積層が厚く堆積した場所で起こりやすく、本県では甲府盆地の中央部から南部がこれに該当しています。昭和40年代に建設省国土地理院が行った一級水準測量で、石和地域において年平均20mmの沈下が確認されたことから、県では一級水準測量調査及び地下水位観測を実施し、地盤沈下の状況及びその兆候を調査しています。

(2)地盤沈下対策

①一級水準測量調査

水準測量とは、地域のある地点を不動点(基準点)として各水準の標高を測定するものであり、毎年、水準点の標高差を地盤の変動量としてとらえています。県では、昭和49年度から釜無川、笛吹川及びJR中央線に囲まれた約80km²の地域について、甲府市酒折(酒折宮境内)に基準点を設置し、観測点数37測点(当初17測点、昭和57年度から35測点、昭和61年度から38測点、平成16年度から37測点)で一級水準測量を行っています。その結果、調査地域全域で地盤沈下が観測され、

沈下量は甲府盆地の中央部より南部の方が大きい傾向を示しています。しかし、現在までのところ年20mmを超える沈下はなく、被害を生じるほどのものではありませんでした。

令和5年度の調査結果をみると、年最大沈下量は甲府市里吉三丁目(里吉合庁地下水位観測井前)の3.6mmでした。過去5年間では、全体的に平均沈下量は減少傾向にあります。

②地下水位観測

地盤沈下の原因である帯水層の水圧の低下は、地下水位の低下として観測されます。地盤沈下の兆候を被害が発生する以前に発見するような観測体制を整備しておくことが重要であることから、県では、10か所13観測井で地下水位観測を行っています。その結果、この数年間では著しい地下水位の低下はみられませんでした。

5 土壌汚染の状況と対策(大気水質保全課)

土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を内容とする「土壌汚染対策法」が平成15年2月15日に施行されました。土壌汚染の状況の把握として、有害物質を使用等していた施設の廃止時や、一定規模以上の土地の形質変更時において知事から調査命令を受けた場合等に、土壌汚染状況調査を実施することが土地所有者等に義務づけられています。令和5年度末現在で、法の要措置区域に指定されている区域は8件、形質変更時要届出区域に指定されている区域は14件です。土壌汚染を未然に防止するため、有害物質を使用する工場・事業場に対し、施設の構造や有害物質の適正管理・使用・廃棄等について指導を行っています。また、事業者には、土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置が適切になされるよう、土地の所有者や汚染原因者に必要な指導を行い、法の円滑な施行を図っています。

6 公害苦情処理(大気水質保全課)

(1)種類別苦情件数

令和5年度において、県及び市町村で新たに受け付けた公害苦情の総件数は891件でした。

その内訳を種類別にみると、悪臭126件(14.1%)、騒音104件(11.7%)、大気汚染91件(10.2%)、水質汚濁78件(8.8%)、土壌汚染2件(0.2%)、振動2件(0.2%)、地盤沈下0件となっており、これら典型7公害の苦情が計403件となり、全体の45.2%を占めていました。

このほか、典型7公害以外の苦情は、488件で全体の54.8%であり、その主な内訳は、廃棄物の不法投棄、雑草の繁茂に関するもの等でした。

(2)苦情件数の推移

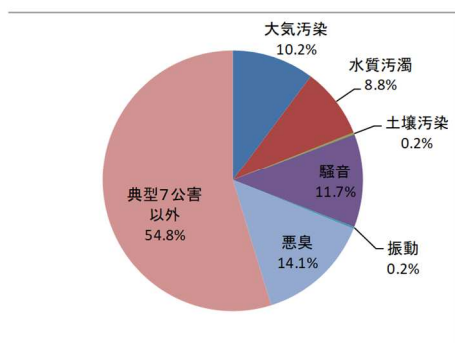
令和5年度の典型7公害苦情件数は、令和4年度に対し、14件減少しました。

主な内訳を種類別にみると、水質汚濁の苦情が21件増加し、騒音の苦情が25件、大気汚染の苦情が9件減少しました。

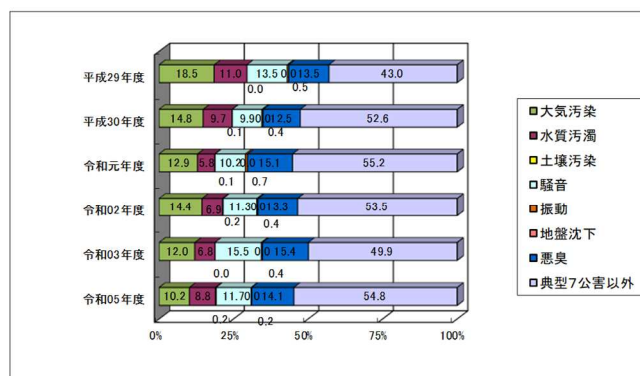
公害苦情件数の推移

(単位：件)

種別 年度	典 型 7 公 害								典型 7 公害 以外	合計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	小計		
21	249	108	4	57	6	0	120	544	302	846
22	205	92	3	92	3	0	142	537	342	879
23	162	105	2	75	1	0	133	478	405	883
24	165	103	4	81	2	0	124	479	276	755
25	183	122	7	74	10	1	103	500	280	780
26	133	117	2	75	2	0	86	415	274	689
27	171	96	0	99	9	0	97	472	353	825
28	204	91	2	110	3	0	100	510	349	859
29	140	77	3	94	1	0	70	385	294	679
30	135	80	0	98	4	0	98	415	313	728
R01	108	71	1	72	3	0	91	346	383	729
R02	118	53	1	93	6	0	139	410	506	916
R03	130	62	2	102	3	0	120	419	482	901
R04	100	57	0	129	3	0	128	417	416	833
R05	91	78	2	104	2	0	126	403	488	891
対前年度増減	-9	21	2	-25	-1	0	-2	-14	72	58
対前年度比	0.91	1.37	-	0.81	0.67	-	0.98	0.97	1.17	1.07



令和5年度種類別苦情割合



種類別構成比の年度比較

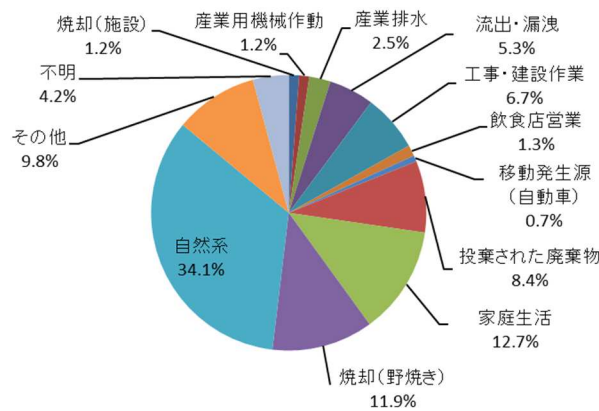
(3) 発生源別公害苦情件数

令和5年度の公害苦情をその発生源別にみると、「自然系」が304件(34.1%)、「家庭生活」が113件(12.7%)、「焼却(野焼き)」が106件(11.9%)、「投棄された廃棄物」が75件(8.4%)、「工事・建設作業」が60件(6.7%)であり、以下「流出・漏洩」、「産業排水」と続く結果でした。

令和5年度発生源別公害苦情件数

(単位：件)

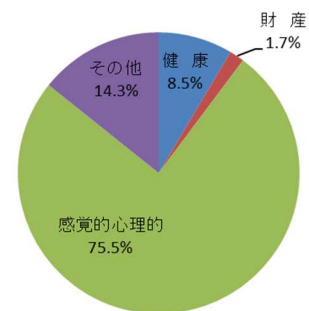
発生源 種類	焼却 (施設)	産業用 機械作動	産業 排水	流出・ 漏洩	工事・ 建設作 業	飲食店 営業	移動 発生源 (自動車 等)	投棄さ れた廃 棄物	家庭 生活	焼却 (野焼 き)	自然系	その他	不明	計
大気汚染	4	2	0	0	14	0	0	0	1	65	0	3	2	91
水質汚濁	0	0	17	31	1	1	0	0	2	0	3	2	21	78
土壌汚染	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
騒音	0	6	0	0	36	9	5	0	20	0	0	25	3	104
振動	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	7	1	5	12	3	2	0	4	25	40	1	16	10	126
典型7公害以外	0	2	0	3	4	0	0	71	65	1	300	41	1	488
計	11	11	22	47	60	12	6	75	113	106	304	87	37	891



(4)被害の種類別苦情件数

令和5年度の公害苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的被害(うるさい、臭い、不快等)が673件、全体の75.5%を占めており、健康被害(騒音による寝不足等)76件(8.5%)、財産被害(家屋や生活用品等の破損、汚れ等)15件(1.7%)の順でした。

また、その他として、動植物被害(農作物、養殖魚、ペット等の被害)、損害等や苦情申立人に直接の被害が及ばないものや、環境悪化を問題にするもの等、上記のいずれにも該当しないものが127件(14.3%)ありました。



令和5年度被害の種類別割合

(5)公害苦情の処理件数

令和5年度の公害苦情を受理した機関別にみると、全件数891件のうち、県の機関で受理したものは78件(8.8%)、市町村で受理したものは813件(91.2%)でした。

また、県全体でみると、人口1,000人あたりの苦情件数は1.11件でした。

公害苦情の処理状況(前年度からの繰越分16件含む)については、年度内に県の機関及び市町村において直接処理したもの827件、警察・国等へ移送したもの33件、翌年度へ繰越したもの9件でした。また、その他として、原因が不明で直接処理が不可能であったもの等、上記のいずれにも該当しないものが38件報告されました。

苦情処理件数の推移

項目	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
苦情件数(前年度からの繰越分含む)		789	704	838	869	692	747	748	928	925	852	907
直接処理件数		719	651	803	785	631	680	647	743	715	768	827
直接処理率(%)		91.1%	92.5%	95.8%	90.3%	91.2%	91.0%	86.5%	80.1%	77.3%	90.1%	91.2%

令和5年度 市町村別・種類別公害苦情件数(令和6年3月末現在)

(単位:件)

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計	7公害以外	合計	人口千人当り件数
市部	85	67	2	80	2		97	333	447	780	1.14
郡部	6	11		24			29	70	41	111	0.93
甲府市	21	12		28	2		18	81	3	84	0.46
富士吉田市	10	2		7			16	35	109	144	3.10
都留市	1	6	2	10			27	46	44	90	3.17
山梨市	7	6		4			3	20	57	77	2.34
大月市	7			4			1	12	17	29	1.34
韮崎市	1	3					2	6		6	0.21
南アルプス市	1	3		12			10	26		26	0.36
北杜市	1	3		1			3	8	9	17	0.37
甲斐市	28	3		5			11	47	207	254	3.33
笛吹市	4	2		2			2	10	1	11	0.16
上野原市		3						3		3	0.14
甲州市				2				2		2	0.07
中央市	4	24		5			4	37		37	1.21
西八代郡		3					1	4	2	6	0.41
市川三郷町		3					1	4	2	6	0.41
南巨摩郡	2	2					4	8	5	13	0.41
早川町											
身延町							3	3	2	5	0.50
南部町	2							2	1	3	0.44
富士川町		2					1	3	2	5	0.35
中巨摩郡		5		9			8	22	21	43	2.03
昭和町		5		9			8	22	21	43	2.03
南都留郡	4	1		15			16	36	13	49	0.96
道志村									1	1	0.65
西桂町	2						3	5		5	1.26
忍野村	1			1			4	6		6	0.62
山中湖村											
鳴沢村											
富士河口湖町	1	1		14			9	25	12	37	1.37
北都留郡											
小菅村											
丹波山村											
県計	91	78	2	104	2		126	403	488	891	1.11

7 工場における公害防止組織の整備(公害防止管理者の選任状況)(大気水質保全課)

工場における公害防止組織を整備し、企業が自主的に公害の未然防止を図ることを目的として「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定されています。

同法では、ばい煙発生施設の排出ガス量の合計が1時間当たり10,000N立方メートル以上の工場や汚水等排出施設の排出水量が1日当たり1,000立方メートル以上の工場、特定の有害物質を使用する工場等(特定工場という。)を設置している者に対し、公害防止に関する技術的事項を管理するための公害防止管理者(代理者)を選任し、また、常時使用する従業員の数が21人以上の場合には、施設の維持管理及び使用や事故時の措置等に関する業務等を統括管理する公害防止統括者(代理者)を選任し、知事又は市町村長に届け出ることを義務づけています。

さらに、排出ガス量の合計が1時間当たり40,000N立方メートル以上、かつ排出水量が1日当たり10,000立方メートル以上の特定工場を設置している者に対しては、公害防止統括者を補佐し公害

防止管理者を指揮する役割を担う、公害防止主任管理者(代理者)を選任し、知事に届け出ることを義務づけています。

令和5年度末現在、公害防止管理者等の知事への届出状況は次の表のとおりです。

公害防止管理者等の届出状況				
	特定工場	公害防止 統括者	公害防止 主任管理者	公害防止 管理者
大気関係	159	92(91)	0(0)	43(39)
水質関係				65(54)
騒音関係				4(4)
特定粉じん関係				0(0)
一般粉じん関係				48(39)
振動関係				4(4)
ダイオキシン類関係				0(0)

()は公害防止管理者等の代理者数

※上記の公害防止管理者等の届出状況は県に届出されたもののみであり、次の場合は含まれていません。

- ・事業場所在地が甲府市内にある場合
- ・事業場所在地が甲府市以外であって、騒音・振動関係の公害防止管理者のみが対象となる事業場の場合

※上記の公害防止管理者数は、異なる区分で同一の者を選任している場合の兼務者数を含みます。

8 土地利用の適正化

(1)適正な土地利用に関する計画(政策企画グループ)

①国土利用計画

国土利用計画は、地域の自然的、社会的、経済的、文化的といったさまざまな条件を十分に考慮しながら、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた県土の有効活用を図ることを目的とした総合的な長期計画であり、県土の利用に関する行政上の諸計画の基本となるものです。国土利用計画(山梨県計画)は、昭和52年3月25日に第一次計画を策定し、その後、平成29年3月29日に第五次計画を策定しました。

②土地利用基本計画

土地利用基本計画は、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置等を実施するに当たっての基本となる計画であり、国土利用計画を基本とし、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、治山・治水等に配慮しつつ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法の個別の土地利用規制と相まって、適切かつ合理的な土地利用を図るための上位計画として位置づけられるものです。昭和51年5月20日策定後、土地利用の実態に合わせて毎年見直し等を行っています。

(2)適正な土地利用に関する規制等

土地利用のあり方については、都市計画法、森林法などの規制法が定められており、それぞれの法目的の実現が図られていますが、法律は、我が国全土に適用される基本原則であるため、必ずしも地域の実情を反映して制定改廃されるものではありません。このため、多くの地方公共団体では、それぞれの権能の範囲内で、地域の事情を勘案した土地利用に関する規制制度を設けています。

本県では、次に掲げる土地利用の規制システムを設け、法律による規制措置と相まって、全体と

して適切な県土利用が図られるよう、様々な施策を講じています。

①県による土地利用規制

ア 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例(都市計画課)

宅地開発事業による工事が適正に施工されることにより、開発区域及びその周辺の地域における災害等を未然に防止し、健全な生活環境の保全を図ることを目的に、宅地開発事業を行うための基準を定めた「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」を昭和48年に施行しました。この条例では、都市計画区域外における0.3ha以上1ha未満の宅地開発事業について、基準に合致した設計であることの確認を受けることを義務付けています。

イ 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例(森林整備課)

ゴルフ場等の大規模な造成事業の実施に伴う災害を防止し、秩序ある土地利用を図ることを目的に、昭和48年に「山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例」を施行しました。この条例は、5ha以上の一団の土地に係るゴルフ場、遊園地等のレクリエーション施設の造成事業を対象に必要な規制を行っています。

②法律に基づく土地利用規制

ア 都市地域における規制(都市計画課)

都市地域における土地利用の規制の中心となるのは都市計画法です。この法は、土地利用の規制に関して、都市計画区域及び準都市計画区域の指定、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、用途地域の決定、開発行為の許可制等を定めています。

都市計画法による区域の指定状況(令和6年3月31日現在)

地域・地区等		指定地域等の数	面積(ha)	備考
都市計画区域		12	86,367	20市町村(12市6町2村)
	市街化区域	1	5,628	甲府都市計画区域
	市街化調整区域	1	6,884	4市町(3市1町)
	(用途地域)		11,099	17市町(12市5町)

イ 農業地域における規制(農村振興課)

農業地域における土地利用計画の中心となるのは、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)です。この法律では、農業振興地域の指定、農業振興地域整備計画の策定、農用地区域内における開発行為の制限等を定めています。

農業振興地域指定状況(令和5年12月31日現在)

(単位: ha)

地域・地区等		指定地域の数	面積	備考
農業振興地域		22	294,472	27市町村(13市8町6村)
	うち農用地区域		27,284	

ウ 森林地域における規制(森林整備課・治山林道課)

森林地域における土地利用計画の中心となるものは森林法です。この法律では、森林計画の樹立、林発許可制度、保安林及び保安施設地区の指定及びこれらの地区における土地利用行為の制限等を定めています。

令和4年度林地開発許可の実績(単位: ha)

開発目的	件数	面積
太陽光発電施設	0	0
工場事業場用地	0	0.0
その他	1	4.8
計	1	4.8

(1haを超える開発が対象)【森林整備課】
※保安林指定状況は別掲【治山林道課】

③国土利用計画法に基づく土地取引規制(政策企画グループ)

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届出制を設けています。

平成10年9月1日に同法が一部改正され、注視区域、監視区域等の土地取引の規制区域の指定がない場合、土地売買等の契約締結後、2週間以内に届出を行う事後届出制となりました。

事後届出受理状況

年次	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
利用目的	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
住宅地	13	2.7	21	4.8	13	6.1	19	4.7	23	5.1	18	9.4	12	2.3	8	1.9	13	5.4	13	21.4
別荘地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3.1	1	1	0	0	0	0	0	0
商業・生産施設	13	13.3	9	4.1	10	9.6	19	22.8	18	34.3	20	34.7	11	18	38	26.1	31	15.4	38	17.4
レクリエーション施設 (ゴルフ場を含む)	0	0	0	0	3	155.7	1	4.6	4	5.2	0	0	3	14.8	2	0.9	0	0	1	0.1
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1.4	0	0	0	0
農業・畜産業	0	0	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0	16	1.5	0	0	1	1.3
資産保有・その他	33	30.9	39	19.6	107	46	50	62.6	42	21	53	133.5	206	58.8	286	42.7	243	62.9	177	43
合計	59	46.9	69	28.5	133	217.4	90	104.6	87	65.7	93	180.7	233	94.9	351	74.5	287	83.7	230	83.7

※端数処理のため、計が一致しない場合がある。

2-5 放射性物質の監視

1 環境放射能モニタリング調査の状況(大気水質保全課)

環境中の放射能を測定し、原子力施設からの影響の有無を把握することを目的として、昭和62年から国(現在は原子力規制委員会原子力規制庁)の委託により、生活空間の放射線量や降下物、上水(蛇口水)などに含まれる環境中の放射能の調査を行っています。

また、東日本大震災後の平成23年11月以降、県事業として、地上1m高さの空間放射線量率の測定を4林務環境事務所にて月1回実施しています。

令和5年度の測定状況

放射能水準調査

調査内容	調査地点	測定結果	測定回数
空間放射線量率 (モニタリングポスト)	甲府市(県衛生環境研究所)	0.039～0.070 μ Sv/h	通年
	北杜市(畜産酪農技術センター長坂支所)	0.027～0.081 μ Sv/h	
	南部町(大気汚染常時監視南部測定局)	0.034～0.071 μ Sv/h	
	富士吉田市(富士吉田合同庁舎)	0.016～0.052 μ Sv/h	
	上野原市(上野原市役所)	0.022～0.065 μ Sv/h	
地上1mでの空間放射線量率	甲府市(県衛生環境研究所)	0.040～0.048 μ Sv/h	月1回
降下物	甲府市(県衛生環境研究所)	Cs137 不検出～0.10 $\pm$ 0.017 MBq/km ² Cs134 不検出	毎月
上水(蛇口水)	甲府市(県衛生環境研究所)	Cs137 不検出 Cs134 不検出	年1回

県独自の調査

調査内容	調査地点	測定結果	測定回数
地上1mでの空間放射線量率	韮崎市(北巨摩合同庁舎)	0.046～0.061 μ Sv/h	月1回
	甲州市(東山梨合同庁舎)	0.040～0.050 μ Sv/h	
	市川三郷町(西八代合同庁舎)	0.060～0.068 μ Sv/h	
	都留市(南都留合同庁舎)	0.028～0.040 μ Sv/h	

2-6 魅力ある景観づくり

1 山梨県景観条例に基づく取り組み

(1) 景観条例制定の経緯(景観まちづくり室)

本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父などの雄大な山岳を背景とした眺望やこれらを源とする河川や渓谷などの豊かな自然が織りなす美しい景観とともに、歴史の流れを感じさせる神社仏閣や遺跡、旧街道の宿場跡のまち並みなど歴史的文化的資産にも恵まれています。また、甲府盆地一帯には、桃やぶどうなどの果樹園や田畑など多様で個性的な景観が展開しています。

このような、優れた景観を後世に継承するとともに、県民にとって魅力ある景観を創造し、快適な環境を形成するため平成2年10月に「山梨県景観条例」を制定しました。本条例では、①景観形成地域の指定、②大規模行為に関する景観形成、③公共事業の実施等に関する景観形成、④景観形成住民協定等を柱として、これまで、清里景観形成地域における届出に対する指導(平成23年10月1日の北杜市景観条例施行に伴い廃止)、大規模行為の届出に対する指導、公共事業による景観形成、景観形成住民協定の認定、及び市町村計画策定事業への助成などの取り組みを行ってきました。

市町村においては、令和5年度末までに27市町村が景観行政団体になり、そのうち25市町村で景観計画を策定して、独自の景観条例を施行し、2町で景観計画の策定に向けた検討を実施しています。

また、太陽光発電設備と景観との調和を図るため、景観条例を改正し届出対象とするよう市町村に要請し、規制の必要性があると判断した22市町村において届出対象となりました。今後も県の景観条例に基づいて市町村の景観行政を支援していきます。

(2) 令和5年度における状況(景観まちづくり室)

- 大規模行為については、4件届出がありました。
- 公共事業については、専門家からなる景観アドバイザーに意見を伺い、景観に配慮した設計を行うなど、良好な景観形成に取り組みました。
- 住民協定締結地区

- ・ 現在認定されている箇所

甲州市勝沼町等々力地区、笛吹市芦川町新井原地区、富士川町長沢地区、笛吹市八代町奈良原地区、身延町下部湯町地区

- ・ 過去認定されていた箇所

早川町赤沢地区、富士河口湖町西湖南地区、南アルプス市あやめが丘地区、富士河口湖町旭南町地区、北杜市白州町台ヶ原地区、富士川町大瀬地区、富士河口湖町浜町地区、甲府市湯村地区

2 景観の保全・創造に関する施策

(1) 美しい県土づくりの推進(景観まちづくり室)

本県では、美しい県土づくりの推進方策を具体的に示し、各市町村における調和のとれた実効性の高い景観づくりを支援していくため、平成21年3月に「美しい県土づくりガイドライン」を策定し、平成26年12月には、一目見て山梨県であることが分かるような風景の活かし方について解説をした「山梨の大観」を関連資料として示しました。

さらに、美しく活力のある県土を後世に引き継ぐための考え方と取り組み事例を示した「美の郷や

まなしづくり基本方針」を平成27年2月に策定しました。

これらに基づき、令和5年度に実施した主な事業は次のとおりです。

①景観アドバイザー活用事業

美しい県土づくりを推進するため、県や市町村が開催する景観形成に係る勉強会や、県の公共事業を所管する部門に景観アドバイザーを派遣し、その専門的知識を活用しています。

②公共事業景観検討

景観に配慮した公共事業をより一層推進するため、公共事業を景観形成の視点からチェックする手法を確立するとともに、早期の段階で専門家から指導助言を得ることができるよう、「景観アドバイザー会議」を導入し、平成26年から「公共事業景観検討実施要領」による景観検討を実施してきました。さらに、本県の優れた自然・歴史・文化的な景観を保全し、個性豊かで魅力ある景観を創造するものとしてできるよう、令和2年4月に「山梨県公共事業における景観ガイドライン」を策定し、公共事業景観検討をより実践的なものとしています。令和5年度は10件の事業について公共事業景観検討を行いました。

(2)緑の風景創造事業(森林整備課)

計画的な緑化樹養成を行い、養成した緑化樹は要望があった公共施設に配付し、緑化率の向上に努めています。(令和5年度配付箇所:御勅使南公園、丘の公園、御坂路さくら公園、城山公園、山梨市立岩手小学校の5箇所)。

(3)甲府城跡の保存活用等(文化振興・文化財課)

国指定史跡甲府城跡(平成31年指定)では、史跡甲府城跡保存活用計画(令和2年策定)に基づき、甲府城跡を確実に保存し、将来に伝えていくため甲府城跡の本質的価値である石垣や堀等の地上遺構をはじめ、城郭を構成する自然環境や史跡景観の保全と活用を図り、甲府城跡の価値を将来にわたり伝えていく取り組みを推進していきます。

(4)文化財保存事業費の補助(文化振興・文化財課)

文化財は、長い歴史の営みの中で伝承され大切に保存されてきたものであり、本県文化の礎でもあります。また、多くの場合、文化財はそれが伝わる地域の象徴でもあり、地域の景観を形作る重要な要素ともなっています。

県では、国指定及び県指定文化財の所有者や管理者が行う修理等保存事業に対し助成を行うことにより、貴重な文化財の保存・活用を積極的に進めています。

(5)建築文化賞による顕彰(建築住宅課)

山梨県建築文化賞顕彰事業は、地域の周辺環境の向上に資し、景観上又は機能性等に優れた建築物等を表彰することにより、魅力と風格のある文化的で快適なまちづくりに寄与するとともに、まちなみ景観に対する意識の高揚を図ることを目的としています。

表彰部門は、住宅建築、一般建築物等、公共建築物等、良好なまちなみ景観を形成している建築物等の4つの部門があり、山梨県及び建築関係5団体で構成される「山梨県建築文化賞推進協

議会」が事業を実施しています。

令和3年度から隔年開催となり、次回は令和7年度に開催します。なお、過去の受賞作品を県のホームページにおいて紹介しています。

○ホームページ:<https://www.pref.yamanashi.jp/kenchiku/bunkasho.html>

3 公共事業における景観形成(林業施設景観形成事業)(治山林道課)

本県の豊かな自然と優れた景観を維持し、保全していくため、林道事業及び治山事業にかかる施工箇所、施設等で眺望上景観形成が必要なものについて、自然と調和した修景工事を行っています。また、更に森林の持つ多面的な機能の総合的な発揮と均衡ある県土の保全を図るため、森林の環境保全機能と景観機能の強化に向けた施業も実施しています。

令和5年度林業施設景観形成事業実績(単位:千円)

事業名	事業費	備考
林道修景事業	-	-
治山修景事業	-	-
県有林野内修景事業	13,105	富士山2 森林整備工事
計	13,105	

4 屋外広告物の適正化(景観まちづくり室)

(1)屋外広告物条例制定の経緯

屋外広告物は、県民の日常生活に有用な情報を提供するとともに、地域の活性化や個性の表現に一定の役割を果しています。しかし、屋外広告物の無秩序な掲出は地域の美観や周囲の良好な景観を損なうばかりでなく、公衆に危害を及ぼす可能性もあります。このため、県は屋外広告物条例を定め、地域の良好な景観の形成や風致を維持するよう一定の規制を行うとともに、日常的な監視、講習会の開催及び制度の周知啓発に努めてきました。

また、富士山の世界文化遺産登録に伴い、イコモスから屋外広告物等が富士山や周辺の景観を阻害しているとの指摘があり、それに伴い平成27年4月1日から令和5年度までに、幹線道路の沿道など9地区を景観保全型広告規制地区に指定し、規制の強化を行っています。

(2)屋外広告物の適正化の推進

平成22、23年度にかけて行った県下の屋外広告物実態調査の結果、適切でない物件が多数確認されたことから、平成24年度より体制を強化し適正化を推進しています。

平成26年10月には、より質の高い広告物とするための手法やデザイン等の考え方、地域ごとの配慮事項、県内外の優良事例等を示した「山梨県屋外広告物ガイドライン」を発行し良好な景観づくりやまちづくりに利用しています。

県が、令和5年度に地域の良好な景観の形成や風致を維持するために行った、屋外広告物に関する指導や規制、広告主等に対する意識啓発等は、次のとおりです。

- 違反広告物に対する年間を通した指導及び一斉取締りの実施。
- 屋外広告物に関する講習会の実施。

3 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり

3-1 多様な自然環境の保全

1 自然環境の状況

本県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、周囲を富士山、南アルプスをはじめとする高山に囲まれた内陸県です。

地形をみると、山系は、甲府盆地をほぼ中央にして、西部には南アルプス(赤石山地)、巨摩山地が並列して南北に連なり、北部から東部にかけては八ヶ岳、関東山地、南東部には御坂山地、丹沢山地の一部である道志山地がそびえています。

地質的には、南アルプスと桂川の北側で、大菩薩嶺の東側に連なる山地及び多摩川上流・奥秩父山地の岩石は、四万十層群と呼ばれる薄くはげやすい粘板岩などからなる中生代から新生代初期の地層や風化しやすい花崗岩から成り立っています。また、巨摩山地、御坂山地の大部分は、海底火山の噴出物でもあるグリーンタフと呼ばれる緑色凝灰岩からなり、関東山地から大菩薩嶺、笹子峠、御坂山地へ連なる山々は、花崗岩等深成岩によって形成され、南東から北西にのびる富士火山帯に沿った方向には、富士山、茅ヶ岳、八ヶ岳などの火山が並び広大な裾野を有しています。

水系は、御坂山地を境とした西側には駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川があり、この流域は、県土の約四分の三を占めており、東側には、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が、その他北東部で多摩川水系の丹波川、小菅川などがあります。

周囲を高い山々に囲まれた本県は、太平洋岸や日本海岸に比べて降水量が少なく、夏は暑く、冬は寒いうえ、昼夜の気温差も激しい盆地特有の内陸的気候を示しています。年平均気温でみると、県南部や東部で比較的暖かく、北部や西部の山岳地が寒冷地となっており、年降水量は、県の南部や西部山岳地が、九州並みの多雨地帯で、北部山岳地が少ないことが特徴です。

2 自然環境の保全施策

(1) 森林の保全育成

① 本県の植生(自然共生推進課)

本県は、県南部の富士川の最低点80mから最高点は富士山の3,776mと標高差が大きく、そのため暖帯から温帯、亜寒帯、寒帯と植生分布を全体にわたって見られる山が多いことが特徴です。

まず、暖帯に属するのは、県南部の富士川沿岸から甲府盆地、さらに平地から低山地にかけた海拔500mぐらいまでの地域、県東部の桂川流域などで、この地域は、タブノキ、シロダモ、シラカシ、アラカシ、ウラジロカシ、ヤブツバキなどの常緑広葉樹林で占められています。また、この地域は、代表植物がカシ類であることから、カシ帯とも呼ばれています。このカシ帯から海拔1,800mぐらいまでの間は、ミズナラ、ブナの温帯落葉広葉樹林が生育する地域であり、この地域は、ブナが代表樹種であることからブナ帯と呼ばれています。

富士山、南アルプス、八ヶ岳、関東山地等の海拔1,800mから2,500mの間は、亜寒帯(亜高山帯)に属し、シラベ、コメツガ、オオシラビンなどの針葉樹林からなり、その中にダケカンバが混生し、富士山では、この帯の上部にカラマツ林が発達しています。南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔2,500m以上の寒帯(高山帯)にはハイマツが生育しています。高山の草原には、高山植物が花畑を形成しており、中でも南アルプス・北岳の高山植物群落は、種類も多く氷河時代の遺存植物であるキタダケソウをはじめとして貴重な植物が多く見られます。これらの植物の中には、絶滅を危惧されているものもあり、将来にわたって大切に保護していく必要があります。

②森林の保全育成に関する施策

ア 緑化の推進(森林整備課)

本県の森林をはじめとするみどり資源は、昭和25年から本格的に推進してきた緑化運動など、県民のたゆまぬ努力によりその量を増やし、このみどりの中で人々の生活が営まれ、各地に独自の文化が育まれてきました。

県では、21世紀においてこのみどり資源を充実させるとともに、人と自然の共生による緑づくりを目指して、平成5年度に「自然との共生」を基本理念とし「県土をみどりの博物館に」を目標とする山梨県緑化計画ーグリーンミュージアム構想の展開ー(計画期間:～平成15年度)を策定しました。平成15年度には、その計画を継承し、新たに山梨県環境緑化条例に規定する「環境緑化に関する計画」に位置付けた山梨県緑化計画「緑のある風景の保全と創造」(計画期間:平成16年度～平成25年度)を策定し、緑化施策を総合的に展開してきました。

しかし、計画を推進する中で、地球温暖化対策や生物多様性保全への関心の高まり、人口減少、超高齢化社会の到来と健康志向の高まり、東日本大震災を契機とした節電意識の高まりなど、緑を取り巻く情勢の変化や課題を踏まえるとともに、時代に対応した緑づくりの視点から、新たな山梨県緑化計画を平成26年3月に策定しました(計画期間:平成26年度～令和5年度)。

また、計画の進捗と成果を検証するため、計画期間を前期(平成26年度～平成30年度)と、後期(令和元年度～令和5年度)に区分し、令和元年度に計画の進捗状況の確認と検証を行い、令和5年度には、重点項目として、SDGs、カーボンニュートラル、グリーントランスフォーメーションへの貢献、グリーンインフラの推進、ネイチャーポジティブに向けた生態系の保全・再生を掲げ、新たな緑化計画(令和6年度～令和15年度)を策定しました。

本計画では、県民1人ひとりが、緑化の大切さや重要性を認識して、企業や団体、行政などと協働・連携することにより、社会全体で次代に引き継いでいく緑づくりを進めることを基本目標としています。この目標の達成に向けた基本方針を、「緑をつくる」、「緑をいかす」、「緑をまもる」、「緑をまなぶ」とし、各施策の位置づけを明確にすることで、着実に緑づくりを進めていくこととしています。

イ FSC[®]森林管理認証¹の維持・活用(県有林課)

環境、社会、経済の各分野において国際的な基準を満たす森林経営を認証する非営利団体(FSC:Forest Stewardship Council[®]、森林管理協議会)の審査認証により、県有林が取得した

¹ 世界各国の環境団体、社会・経済団体などで構成するNGO(非政府組織)であるFSC(Forest Stewardship Council[®]、森林管理協議会)が、環境に配慮した適切な森林管理に関する10原則70基準を定め、これへの適合を審査・認証するもの。認証した森林から生産された木材にはFSCマークを付けることができる。

「FSC森林管理認証」(令和5年3月12日認証更新)を維持活用し、持続可能な森林経営のさらなる推進と、認証森林から生産された県有林材(FSC認証材)の付加価値向上を図ります。FSCの5年毎の更新審査及び毎年の年次監査を受けることにより、FSCの原則と基準に沿った、よりレベルの高い森林経営に必要な事項(多様な生物資源のモニタリングなど)に対応するとともに、消費者への販売促進を通じて、FSC認証材を選択することによる「責任ある森林経営」への貢献などを普及啓発します。(FSC[®]C012256)

- ・認証面積 144,000ha(貸地等の除地小班を除くすべての県有林)
- ・認証期間 令和5年3月12日～令和10年3月11日(5年間。但し期間中毎年の「年次監査」が必要)

ウ 保安林の管理(治山林道課)

森林法に基づく保安林は、水源の涵養・災害の防備・生活環境の保全の場の提供などの公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事により指定された森林です。保安林は指定の目的別に 17 種類が定められており、そのうち本県では 10 種類の保安林を指定しています。

保安林では、立木の伐採や土地の形質の変更等に制限が課せられており、これにより森林の機能の確保が図られています。

また、こうした保安林の管理のほか、保安林機能の維持強化を図るため、気象災害の被災地や荒廃地等における造林、保育などの整備を行っています。

山梨県の保安林

(R6.3.31)

保安林の種類	指定面積(ha)	主な機能
水源かん養保安林	165,075	渇水や洪水の緩和、水質の保全
土砂流出防備保安林	35,987	表土の浸食、土砂の流出、土石流の防止
土砂崩壊防備保安林	14	山崩の防止
防風保安林	158	田畑や住宅への風害の防止
水害防備保安林	110	洪水時の川の氾濫を軽減、河岸の浸食の防止
干害防備保安林	56(174)	特定の水源の渇水の防止、きれいな水の供給
落石防止保安林	3	岩石の安定、落石被害の防止
防火保安林	26	火災の延焼の防止
保健保安林	1,071(11,865)	生活環境の保全、空気の浄化や騒音の緩和
風致保安林	237	名所や旧跡の景色の保存
計	202,737(12,039)	

()面積は兼種保安林で外数

(2)農村地域の環境保全への取り組み(農村振興課)

農地や農業用施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、これと併せた県土の保全に資する生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様で公益的な機能(以下、「多面的機能」)を有しています。

農業・農村のもつ多面的機能を良好に発揮・促進させるために、農地や農業用施設の保全に係る地域住民の共同活動を支援して、農村環境の保全に努める必要があります。

地域の共同活動を支援する施策として「農地・水・環境保全向上対策事業」を平成 19 年度から実施してきましたが、平成 26 年度より国の制度改正に伴い「多面的機能支払交付金事業」として新た

にスタートしました。令和 5 年度には 17 市町村 203 組織が取り組んでいます。

また中山間地域等の条件不利地においては、農業生産活動の継続や多面的機能の維持に資するため、平成12年度より「中山間地域等直接支払事業」が実施されており、令和5年度には17市町村301組織が取り組んでいます。

なお両事業は、平成 27 年度に施行された「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度となり、より安定的かつ継続的な制度運営が可能となりました。

(3) 温泉の管理指導(大気水質保全課)

本県の温泉は、古くから「信玄公の隠し湯」として親しまれた山間のいで湯から、昭和30年代の「石和温泉郷」の出現による盆地内での掘削や昭和60年代からの「ふるさと創生資金」による地方自治体の温泉開発などバラエティーに富んだ温泉が数多くあります。温泉は、古くから療養、保健、休養の場として親しまれ、自然とのふれあいの面でも大きな役割を果たしています。

全国の温泉地宿泊利用者数はこのところ漸減傾向にあります。県内においては、平成19年をピークに宿泊利用者数は減少傾向が見られます。令和6年3月現在、425の源泉が、県内の26市町村に所在しています。また、延べ475施設が温泉利用許可を取得しており、年間28.5万人の利用者を数える日帰り温泉施設もあります(県内温泉の状況は資料編に掲載)。

温泉は本県の重要な資源であることから、温泉資源の保護を図るため、毎年行う定時定点調査や5年に1度行う温泉資源調査を実施するとともに、温泉掘削等の許可申請を審議する環境保全審議会温泉部会で「温泉保護対策に関する審議方針」を設け、既存源泉からの掘削距離制限等を行っています。

また、本県を含め全国各地で起きた温泉問題を契機に、温泉表示の適正化や定期的な温泉成分の分析の実施等を温泉事業者にも周知するとともに、東京都内で起きたガス爆発を受けて、温泉利用時の災害防止対策について徹底を図るよう、事業者に向けた指導を行っています。

今後は、長寿社会の到来、余暇時間の増大、多様なレクリエーション指向、健康への関心の高まりなど国民生活、国民意識の変化の中で、温泉の果たす役割はますます重要なものとなっており、利用の一層の適正化を図ることが必要です。

3-2 生物多様性の保全

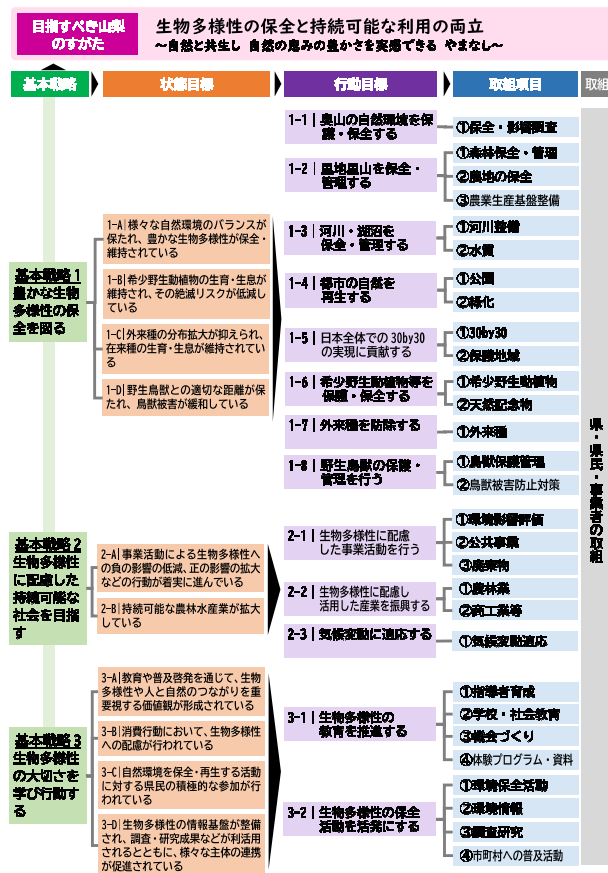
本県は、地形・地質や気候などの変化に富んだ自然環境のもと、世界の生息南限である南アルプスのライチョウなどの分布境界線となっている種や、キタダケソウなどの氷河期遺存種も多く、また、温暖な低地から寒冷な高山帯まで、自然環境の特性に応じた様々な動植物が生息・生育し、国内でも有数の生物多様性に富んだ豊かな生態系が形成されています。

しかしながら、本県でも自然破壊や絶滅のおそれのある種の増加、外来種の侵入による在来種の減少など、生物多様性の危機が迫っております。

県では「第二次山梨県環境基本計画(中間見直し)」(令和元年 11 月)の第 5 章第 3 節を「山梨県生物多様性戦略」と位置づけ、生物多様性の保全の実現に向けた取り組みを進めておりましたが、「生物多様性国家戦略 2023-2030」を踏まえ、「第三次山梨県環境基本計画」の策定と同時に、令和 6 年 3 月、本県の地域特性に応じた単独の計画として「やまなし生物多様性地域戦略」(計画期間：令和 6 年度～令和 12 年度)を新たに策定しました。

本戦略は「生物多様性基本法」第 13 条に基づく法定計画であり、「豊かな生物多様性の保全を図る」「生物多様性に配慮した持続可能な社会を目指す」「生物多様性の大切さを学び行動する」の 3 つの基本戦略と 30 の指標を掲げ、生物多様性の保全と持続可能な利用の両立の実現に向けた取り組みを進めています。

やまなし生物多様性地域戦略の体系



3-3 野生動植物の保護

1 希少野生動植物の保護(自然共生推進課)

(1)山梨県レッドデータブック

本県は、全国に先駆け昭和60年に※山梨県高山植物保護条例を制定し、絶滅のおそれのある高山植物18種を規制対象植物として監視体制等を強化してきました。

しかし、都市化や工業化の進展は、自然環境に大きな変化をもたらし、以前はよく見かけられた動植物が減少して、中には絶滅のおそれが生じているものもあることがわかってきました。

このため、県独自のレッドデータブックが必要であるとの声が高まり、平成14年に山梨県レッドデータブック作成委員会を設置し、3年間をかけ県内の動植物の状況を調査しました。この調査は、文献・標本調査や現地調査によって県内の野生生物の生息・生育状況を検討し、県内の絶滅のおそれのある生物や絶滅のおそれはないが注意を払う必要がある生物などを選定したものです。この調査結果に基づき平成17年に「山梨県レッドデータブック」を作成しました。

更に、初版発行から年月が経過し、希少野生動植物の状況に変化が見られたため、平成27年から改訂作業に着手し、平成30年3月に改訂版レッドデータブックを発行しました。

本書は、本県の希少野生動植物の絶滅の危険度、生息・生育状況及び生態等について記載し

たものであり、動植物723種を掲載しています。絶滅の危険度分類の考え方は表1のとおりであり、植物の掲載種は469種(表2参照)、動物の掲載種は254種となっています(表3参照)。

この「山梨県レッドデータブック」の改訂版は、県民情報センターで有償頒布しております。

また、「山梨県レッドデータブック掲載種の一覧」は県のホームページにおいても閲覧することができます。

※山梨県高山植物保護条例は、上記レッドデータブックを基に平成19年に山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例へと改編

表1 山梨県レッドデータブックカテゴリー

絶滅(EX)		県内ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅(EW)		飼育・栽培下でのみ存続している種
絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)		県内において絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧ⅠA類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
	絶滅危惧ⅠB類(EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧Ⅱ類(VU)		県内において絶滅の危険性が増大している種
準絶滅危惧(NT)		現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カテゴリーに移行する要素を有するもの
情報不足(DD)		評価するだけの情報が不足している種
絶滅のおそれのある地域個体群(LP)		地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
要注目種(N)及び要注目地域個体群(NLP)		近い将来絶滅危惧に移行しないか、その動向を注目する必要がある種または地域個体群

表2 山梨県レッドデータブック掲載種(植物編)(VU以上の植物)

カテゴリー	植 物			
	シダ植物	種子植物		植物計
		裸子植物	被子植物	
絶滅(EX)	0	0	0	0
野生絶滅(EW)	0	0	4	4
絶滅危惧ⅠA(CR)	27	1	107	135
絶滅危惧ⅠB(EN)	22	3	141	166
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	10	0	78	88

表3 山梨県レッドデータブック掲載種(動物編)(VU以上の動物)

カテゴリー	動 物									
	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆 虫 類				動物計
						チョウ目	コウチュウ目	トンボ目	その他	
絶滅(EX)	2	0	0	0	1	3	1	0	0	7
野生絶滅(EW)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
絶滅危惧ⅠA(CR)	0	3	0	1	0	7	7	1	2	21
絶滅危惧ⅠB(EN)	3	9	0	0	0	13	5	2	0	32
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	5	10	2	1	2	26	4	5	1	56

(2) 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例

「山梨県レッドデータブック」の作成を踏まえ、希少野生動植物の保護を図ることを目的として平成19年7月に、これまでの「高山植物の保護に関する条例」の内容をより充実させた、「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定しました。

条例の概要
① 本県において絶滅のおそれのある野生動植物の種を「指定希少野生動植物種」として指定し、これらの採取・損傷行為を原則として禁止する。 ② ①の指定希少野生動植物種のうち、特に違法な採取と動機となる販売等の状況を監視する必要がある種を「特定希少野生動植物種」として指定し、これらの種の個体の栽培業、販売業の届出を義務付け、販売業者に帳簿の備え付けを義務付ける。 ③ ①の希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地を保護するため、開発行為などを規制することができる「生息地保護区の指定」ができることとする。 ④ その他、希少野生動植物種の生息・生育状況を監視する希少野生動植物種保護専門員制度や、希少野生動植物種保護管理事業計画などの策定等について規定している。

【条例に基づく指定状況】
○ 指定希少野生動植物種（22種、H20.3.31告示） キタダケソウ（キンポウゲ科）キタダケキンポウゲ（キンポウゲ科）キタダケトリカブト（キンポウゲ科）ヒイラギデンダ（オシダ科）ヒメデンダ（メシダ科）キバナノアツモリソウ（ラン科）カモメラン（ラン科）ホテイアツモリ（ラン科）アツモリソウ（ラン科）ニョホウチドリ（ラン科）ホテイラン（ラン科）タカネビランジ（ナデシコ科）タカネマンテマ（ナデシコ科）ホウオウシャジン（キキョウ科）ユキワリソウ（サクラソウ科）クモイコザクラ（サクラソウ科）ハコネコメツツジ（ツツジ科）ムシトリスミレ（タヌキモ科）ヒメマツカサススキ（カヤツリグサ科）ヒツジグサ（スイレン科）カリガネソウ（クマツヅラ科）ライチョウ（ライチョウ科）
○ 指定希少野生動植物種（15種、H31.1.31告示） アカイシサンショウウオ（サンショウウオ科）ホトケドジョウ（ドジョウ科）コヒョウモンモドキ（タテハチョウ科）クモマベニヒカゲ（タテハチョウ科）ベニヒカゲ（タテハチョウ科）オオイチモンジ（タテハチョウ科）コヒオドシ（タテハチョウ科）ミヤマシロチョウ（シロチョウ科）クモマツマキチョウ（シロチョウ科）カイコバイモ（ユリ科）コシノコバイモ（ユリ科）スルガジョウロウホトギス（ユリ科）ベニバナヤマシャクヤク（ボタン科）ミヤマアケボノソウ（リンドウ科）ホザキツキヌキソウ（スイカズラ科）
○ 指定希少野生動植物種（1種、R2.1.27告示） ヒメスズムシソウ（ラン科）
○ 特定希少野生動植物種（18種、H20.3.31告示） キタダケソウ（キンポウゲ科）キタダケキンポウゲ（キンポウゲ科）キタダケトリカブト（キンポウゲ科）ヒイラギデンダ（オシダ科）ヒメデンダ（メシダ科）キバナノアツモリソウ（ラン科）カモメラン（ラン科）ホテイアツモリ（ラン科）アツモリソウ（ラン科）ニョホウチドリ（ラン科）ホテイラン（ラン科）タカネビランジ（ナデシコ科）タカネマンテマ（ナデシコ科）ホウオウシャジン（キキョウ科）ユキワリソウ（サクラソウ科）クモイコザクラ（サクラソウ科）ハコネコメツツジ（ツツジ科）ムシトリスミレ（タヌキモ科）
○ 特定希少野生動植物種（7種、H31.1.31告示） ホトケドジョウ（ドジョウ科）カイコバイモ（ユリ科）コシノコバイモ（ユリ科）スルガジョウロウホトギス（ユリ科）ベニバナヤマシャクヤク（ボタン科）ミヤマアケボノソウ（リンドウ科）ホザキツキヌキソウ（スイカズラ科）
○ 特定希少野生動植物種（1種、R2.1.27告示） ヒメスズムシソウ（ラン科）
○ 生息地等保護区（指定なし、R2.1.27現在）

また、この条例に基づく指定希少野生動植物種のうち、特に指定種が多い高山植物については、希少野生動植物種保護専門員の配置のほか、山岳レインジャーによる生育地のパトロールの実施など高山植物保護の指導、啓発に努めています。山岳レインジャーについては、県山岳連盟に委託し、令和5年4月～9月の間、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父周辺に延べ192人を配置しました。

2 野生鳥獣の保護(自然共生推進課)

山梨県の地勢は、低地林から高山帯にまで及ぶことから変化に富み、四季を通じて多くの種類の野生動物が見られます。現在までに鳥類は約173種、獣類は53種が生息しているとされています。

南アルプス山系には、特別天然記念物であるライチョウが生息しており、また冬季には、富士五湖をはじめ甲府盆地を流れる釜無川、笛吹川の二大河川にカモ類の渡来も多く見られます。特に富士五湖は鳥獣保護区として指定され、その保護が図られています。

本県は本来多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境条件に恵まれています。開発や森林の変化、中山間地を取り巻く環境の変化等により野生鳥獣の生息環境は大きく変化しています。その結果、生息数が減少する種がみられる一方、生息数が増加し人間活動との軋轢が大きな社会問題となっている種も現れています。

ニホンジカは近年、分布を拡大させ農林業被害が顕在化しており、またイノシシやニホンザルも近年農作物や生活への被害が顕在化しています。このため、生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、それぞれ第二種特定鳥獣管理計画を定め適切な管理を行っています。

また、ツキノワグマについて、令和2年度に実施した生息調査で県内生息数は約500頭と推定され、これに基づき指針を定め適切な保護管理を行うこととし、またカワウについても、管理指針を定め適切な管理を行うこととしています。

令和4月3月、県では環境省の指針に基づき「第13次鳥獣保護管理事業計画」を策定し、人と野生鳥獣との共生及び生物の多様性の保全を目的として、野生鳥獣の保護及び管理を行い、生活環境の保全及び農林水産業の振興に資することになりました。この計画は令和4年度から令和8年度までの5か年計画で、次の事項により構成されています。

鳥獣保護管理事業計画を構成する事項

- | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|----------------------------|
| ○鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 | ○鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 | ○鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 |
| ○特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項 | ○第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 | ○ツキノワグマの保護管理に関する事項 |
| ○カワウの管理に関する事項 | ○鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 | ○鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 |
| ○その他 | | |

(1) 鳥獣保護区等の指定

① 鳥獣保護区

鳥獣の保護を図るために必要な地域を鳥獣保護区²として指定しています。鳥獣保護区は、その性格により森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区、生息地回廊の保護区、身近な鳥獣生息地の保護区に区分され、令和5年度末現在で指定されている鳥獣保護区は38か所74,794.1haです。

² 鳥獣保護区においては、鳥獣の捕獲が禁止されるとともに、鳥獣の保護繁殖を図ることとされている。

②特別保護地区

鳥獣の保護が特別に必要と認められる地域については、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定しています。特別保護地区では水面の埋め立て、干拓、立木竹の伐採又は大規模な工作物を設置するときは許可を必要とします。なお、令和5年度末現在、指定されている特別保護地区は10か所6,310.1haです。

③休猟区

県内においては、狩猟者が長期的に減少傾向にあり、また許可捕獲によるニホンジカ等の大型鳥獣の捕獲を推進している中で、中小型の獣類や鳥類の捕獲頭数も減少していることから、当面新たな休猟区の指定は行わないこととしています。なお、生息状況調査等により、明らかな狩猟鳥獣の減少が見られる場合は、一定の地域における狩猟鳥獣の個体数の回復を図るため、その指定を検討することとしています。

④特定猟具使用禁止区域

特定の猟具(銃又は特定のわな)による危険の予防又は静穏の保持のために指定するものであり、この区域では特定の猟具の使用を禁止しています。令和5年度末現在で103か所23,346.6haを指定しています。

(2)鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、毎年愛鳥週間(5月10日～16日)関連行事としてポスターコンクールや探鳥会を実施しています。また、愛鳥モデル校を指定し、鳥獣保護思想の普及啓発を図っています。

(3)鳥獣センターの運営

昭和51年に設置した鳥獣センターを活用し、広く県民に鳥獣保護、自然保護思想の普及を図っています。特に、傷病鳥獣の保護や鳥獣写真コンクールなどを通して鳥獣保護思想の普及啓発を図っており、令和5年度における傷病鳥獣の持ち込み数は200個体でした。

(4)鳥獣の生息状況調査

野生鳥獣保護対策の基礎資料とするため、令和5年度に実施した生息調査の主なものは次のとおりです。

① ガン・カモ鳥類調査

調査地域は県内の河川で令和5年9月から令和6年3月まで調査しました。

② 全国一斉のガン・カモ鳥類生息調査

本調査は毎年1回1月中旬に全国一斉に行われるもので、令和6年1月19日に県内97か所で実施しました。

(5)有害鳥獣の捕獲

最近、野生鳥獣の生息環境の変化などから、人間の生活領域において人的被害や農林水産物

被害が増加してきており、その被害の防止や軽減を図るため、県では、鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の許可を行っています。特に有害鳥獣に対する対応の迅速化を図るため、下の種については県条例によりその許可権限を市町村長に移譲しています。また、このほか、鳥獣被害防止特措法により、市町村が被害防止計画中に個別に委譲鳥獣を規定した場合も、市町村に捕獲許可の権限を委譲しています。

市町村長に許可権限を移譲している種

スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ノウサギ、ドバト、ムクドリ、オナガ、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ

(6) 第二種特定鳥獣管理計画の策定

野生鳥獣のうち個体数が著しく減少あるいは増加している種については、生息調査を実施するとともに検討会を組織して調査結果を検討し、必要に応じて特定鳥獣保護管理計画を策定して、個体数の適正管理を図ることとしており、平成16年度にはニホンジカ、平成17年度にはイノシシ、平成19年度にはニホンザルについて特定鳥獣保護管理計画を策定しました。また、平成27年5月29日の鳥獣保護管理法の施行に併せ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて新たに第二種特定鳥獣管理計画を策定しました。

令和4年4月第13次鳥獣保護管理事業計画の施行に併せ、それぞれ第二種特定鳥獣管理計画についても令和4年度から令和8年度までの5か年計画を策定しましたので、これに基づき引き続き適切な管理を行います。

(7) ツキノワグマの保護管理

第13次鳥獣保護管理事業計画の施行に併せ、令和4年度から令和8年度を計画期間とした山梨県ツキノワグマ保護管理指針を策定しました。令和4年度からは、同指針に基づき、年間の捕獲頭数の上限を原則40頭として保護管理を行っています。

(8) 野生鳥獣の生息環境の改善

自然条件を勘案して、鳥獣保護区の指定目的を達成するため、巣箱の設置、修繕及び必要な給水施設の設置等の保護措置を講じています。

(9) 狩猟の状況

狩猟をするためには、都道府県知事が実施する狩猟免許試験に合格し、狩猟免許の交付を受け、狩猟をしようとする場所を管轄する都道府県に狩猟者登録をしなければなりません。狩猟免許には、網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許(ライフル銃・散弾銃、空気銃)、第2種銃猟免許(空気銃)があります。狩猟期間は、本県では11月15日から翌年2月15日(ニホンジカとイノシシの狩猟は3月15日)までとなっています。また、狩猟が適正に行われるよう鳥獣保護巡視員(73名)等による狩猟パトロールを実施しています。

狩猟免許交付、狩猟者登録の状況

年度	狩猟免許交付			狩猟者登録者数
	更新	新規	計	
H6	4,106	83	4,189	6,098
7	228	110	338	5,892
8	277	122	399	5,797
9	2,839	185	3,024	5,839
10	269	58	327	5,525
11	294	86	380	5,328
12	3,573	119	3,692	5,296
13	134	65	199	4,941
14	237	94	331	4,801
15	3,213	79	3,292	4,687
16	171	71	242	4,320
17	268	84	352	4,171
18	2,854	80	2,934	4,123
19	213	198	411	4,080
20	322	76	398	3,855
21	2,605	101	2,706	3,714
22	310	162	472	3,524
23	334	143	477	3,334
24	2,135	159	2,294	3,281
25	405	204	609	3,201
26	370	192	562	3,168
27	1,877	253	2,130	3,306
28	432	288	720	3,361
29	372	253	625	3,440
30	1,853	207	2,060	3,423
R1	570	247	817	3,453
R2	612	159	771	3,382
R3	1,715	147	1,862	3,341
R4	682	161	843	3,316
R5	673	181	854	3,256

いずれも、網・わな猟、第1種銃猟及び第2種銃猟を含む。

(10) 外来種の繁殖抑制、人為的移入の防止

近年、人為により意図的、非意図的に持ち込まれた外来生物による在来生物の捕食、競合・駆逐等生態系や、農林水産業等に被害を及ぼしている事例が多数生じてきました。このような状況を考慮し、特定外来生物³による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止するため、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行(平成17年6月1日)されました。法律で規制している特定外来種は、令和6年7月1日現在、162種です。

内訳は、①哺乳類25種(タイワンザル等)、②鳥類7種(ガビチョウ等)、③は虫類22種(カミツキガメ等)、④両生類18種(オオヒキガエル等)、⑤魚類26種(オオクチバス等)、⑥クモ・サソリ類7種(キョクトウサソリ等)、⑦甲殻類6種(ウチダザリガニ等)、⑧昆虫類24種(ヒアリ等)、⑨軟体動物等5種(ヤマヒタチオビ等)、⑩植物19種(ナガエツルノゲイトウ等)となっています。

特定外来生物の規制内容は、「国内での飼養、栽培、保管、運搬の禁止。輸入の禁止。譲渡、引き渡し、販売、譲り受け、引受、購入の禁止。野外へ放つこと等の禁止。主務大臣への届出の義務。識別措置の実施。繁殖制限等。」です。

本県では、平成22年9月に「山梨県アライグマ防除実施計画」を策定、令和3年4月に「第3期山梨県アライグマ防除実施計画」を策定し、県内全域で計画的な捕獲を実施しています。なお、令和5年度の捕獲数は343頭でした。

³ もともと日本に生息していない外来生物のうち、生態系などへ被害を及ぼし、もしくは及ぼすおそれのあるもの。

3-4 自然公園等の管理

1 自然公園

(1)自然公園の保護・管理(自然共生推進課)

将来にわたり共有する自然の恩恵は、貴重かつ限られた資源であり、いったん損なうと回復するのはなかなか難しいだけに、その保全と適正な利用を図ることが必要です。

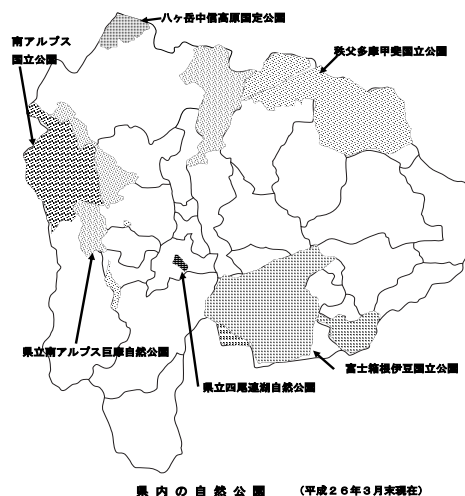
近年、生活の質の向上や都市化の進展、余暇時間の増大などにより、人と自然とのふれあいが一層求められ、自然とふれあうことの大切さが強調されています。身近な地域のホタルやオオムラサキなどを守る運動や自然観察会、高山植物を守る運動の盛り上がりもその現れと言えます。

一方、開発行為等については、自然への影響を最小限に抑えるよう、法令に基づく指導等を十分に行うことが必要であり、自然記念物の指定、自然環境の調査、自然公園や自然環境保全地区のパトロール、自然に接するマナーの普及等の保全施策の充実を図ることも重要です。

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の増進を図り、国民の保健、休養などに役立てるために設けられた制度で、自然公園法に基づいて指定された国立公園と国定公園、山梨県立自然公園条例に基づいて指定された県立自然公園があります。

本県では現在、富士箱根伊豆、秩父多摩甲斐及び南アルプスの3つの国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、四尾連湖及び南アルプス巨摩の2つの県立自然公園が指定されており、自然公園の面積は県土の27.1%を占め、これらの自然公園は、四季を通じて多くの人々に利用され、令和4年には3,027万人が県内の自然公園を訪れています。

自然公園内は、特別地域(特別保護地区、第1種、第2種、第3種特別地域)と普通地域に区分され、その区分に応じて各種の行為に制限があり、許可や届出が必要です。これらの行為については、特別地域内の各種行為に関する審査基準、富士箱根伊豆国立公園普通地域内の建築物設置に関する指針等に沿って事前指導を行うとともに、許可等に当たって必要に応じて条件等を付けたり、環境影響調査を実施させるなど、自然への影響を最小限にするよう努めています。また、利用のための施設である宿舎等の公園事業の執行については、環境省の認可等が必要とされています。



自然公園利用者の推移

(単位:千人)

自然公園	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
富士箱根伊豆 国立公園	29,128	30,089	32,647	33,071	33,302	36,865	40,109	13,396	12,627	18,682
秩父多摩甲斐 国立公園	8,086	7,674	8,610	8,576	8,327	8,852	9,392	5,579	6,087	6,905
南アルプス 国立公園	553	255	385	2,923	1,786	1,832	1,745	0	-	-
八ヶ岳中信高原 国定公園	7,778	7,358	7,255	7,349	7,386	7,497	6,875	3,939	3,412	3,858
県立四尾連湖 自然公園	78	75	97	102	97	98	102	53	56	65
県立南アルプス 巨摩自然公園	744	726	685	782	772	759	714	496	505	761
合 計	46,367	46,177	49,679	52,803	51,670	55,903	58,937	23,463	22,687	30,271

自然公園内の許可等の処理状況

(単位:件)

区 分	許 可					届 出		公園事業同意(認可)					
	工 作 物	木 竹 の 伐 採	広 告 物 等	土 地 形 状 の 変 更	そ の 他	工 作 物	そ の 他	宿 舎	野 営 地	園 地	道 路	そ の 他	
富士箱根伊豆国立公園	253	8	55	6	9	4	52	0	0	0	0	0	
秩父多摩甲斐国立公園	17	0	5	0	1	1	10	0	0	0	0	0	
南アルプス国立公園	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
八ヶ岳中信高原国定公園	13	4	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	
県立四尾連湖自然公園	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県立南アルプス巨摩自然公園	24	3	4	2	4	0	0	0	0	0	0	0	
令和5年度合計	314	15	64	9	17	5	62	0	0	0	0	2	
令和4年度合計	355	19	62	7	13	15	80	0	0	0	0	0	
令和3年度合計	340	26	47	14	39	9	65	10	6	3	6	10	
令和2年度合計	282	31	40	9	42	11	48	6	2	3	11	2	
令和元年度合計	367	22	77	7	38	18	71	16	3	6	9	7	
平成30年度合計	304	20	75	16	31	16	81	16	12	8	7	14	
平成29年度合計	363	8	76	12	37	18	66	15	9	2	9	9	
平成28年度合計	335	24	70	14	42	23	62	8	7	4	15	10	
平成27年度合計	341	12	85	12	56	14	77	5	9	4	25	11	
平成26年度合計	344	14	80	11	46	23	77	10	3	3	33	8	
平成25年度合計	385	8	73	16	33	17	84	11	5	3	15	4	
平成24年度合計	325	5	64	20	36	27	64	8	4	3	20	5	
平成23年度合計	301	8	41	5	30	17	46	10	1	3	7	5	
平成22年度合計	276	8	24	13	38	18	35	8	0	1	14	4	
平成21年度合計	330	8	41	5	30	23	46	10	1	3	7	5	

①公園計画

自然公園は、それぞれの公園ごとに公園計画が定められています。公園計画は規制計画と施設計画からなり、規制計画は保護のための保護規制計画として、特別地域、普通地域などの地種区分が定められているほか、利用規制計画及び利用調整地区を定める計画があります。また、施設計画は、利用のための利用施設計画として、利用施設を集团的に整備する集団施設地区と道路、宿舎などの単独施設が定められることになっているほか、保護施設計画があります。

②公園計画の見直し

国立公園については、その公園計画について社会情勢の変化に適切に対応し、自然保護の強化を基調として、逐次公園計画の見直しを実施することとされています。公園計画の「再検討」とは、公園指定後の自然的、社会的条件の変化に対応して、当初の公園区域及び公園計画の全体的な見直し作業のことであり、公園計画の「点検」は、「再検討」が終了した公園について、概ね5年ごとに実施する公園計画等の見直し作業です。

① 富士箱根伊豆国立公園

昭和11年に国立公園に指定されましたが、地種区分がなされなかったため、平成8年に地種区分の設定などの公園計画の変更、再検討が行われました。平成18年3月には、懸案であった本栖湖における動力船の乗り入れ規制が計画に位置づけられました。その後、平成25年度の富士山世界遺産登録などにより、当該公園をとりまく情勢変化が生じていたため、平成30年3月に公園区域の一部見直しや西湖における動力船の乗り入れ規制が計画に位置づけられました。

② 秩父多摩甲斐国立公園

昭和25年に国立公園に指定されましたが、地種区分がなされなかったため、平成12年8月公園区域及び公園計画の変更、再検討が行われると同時に、名称変更も行われました。その後、平成20年2月、令和5年3月に公園計画が一部変更され、現在に至っています。

※「秩父多摩甲斐国立公園」名称変更の実現

山梨県、東京都、埼玉県、長野県の1都3県に位置しながら、「秩父多摩」の名称は埼玉県と東京都を連想させるのみで、本県は公園区域に含まれていないかのように受けとめられ、観光振興や公園利用促進のうえで極めて不都合な状態でした。

そのため、昭和62年頃から山梨県を表す名称も加えるべきだとの声が高まり、地元の市町村と観光協会により組織された「秩父多摩国立公園名称変更推進協議会」を中心として、様々な要望を行ってきました。

これらの要望活動が実り、平成12年8月に、公園区域及び公園計画の変更と併せ、「秩父多摩甲斐国立公園」の名称変更が実現しました。

⑤南アルプス国立公園

昭和39年に国立公園に指定されましたが、スーパー林道開設に伴う当時の環境庁長官談話により、施設整備凍結の方針との整合性の点で調整が図れないことなどから、今まで公園計画の再検討が行われませんでした。最近の登山者の高齢化などの南アルプス国立公園を取り巻く情勢の変化がある中で、必要な施設を整備することが自然保護につながるという考え方も出てきています。

⑥八ヶ岳中信高原国定公園

昭和39年に国定公園に指定されましたが、公園を取り巻く社会条件が変化したため、平成元年

度に公園計画の再検討を実施しました。なお、この際、既存の車道、休憩所、宿舎及び野営場を利用計画に位置づけるとともに、新たにスキー場を利用計画に追加しました。

(2) 自然公園内における規制(自然共生推進課)

自然公園は、自然公園法に基づいて国立公園及び国定公園が指定され、山梨県立自然公園条例に基づいて県立自然公園が指定されており、それぞれの公園計画の保護規制計画において、特別地域と普通地域に区分され、公園内での行為について自然保護のための一定の規制が設けられています。

このため、特別地域内で工作物を設置するなどの一定の行為を行う場合は、事前に許可を受けることが必要であり、普通地域内で一定の行為を行う場合は、事前に届出を行う必要があります。

なお、行為の内容、規模等により、環境大臣が直接行うものと知事が行うものに区分されております。

(3) 自然公園美化推進事業(観光資源課、南アルプス観光振興室、富士山保全・観光エコシステム推進グループ)

自然公園内や観光地の美しい自然景観を保全するため、環境美化の普及啓発活動等を実施する団体に対して補助金を交付しました。

○富士山美化清掃事業(富士山美化啓発清掃活動費補助金)

- ・ 富士山及びその周辺の環境美化清掃活動等に対する補助
- ・ 補助事業者
 - ア 富士山及び周辺美化推進協議会(富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村他)
 - イ (公財)富士山をきれいにする会

○観光地美化推進事業(富士の国やまなし山岳観光地美化活動事業費補助金)

- ・ 山岳観光地における清掃活動に対する補助
- ・ 補助事業者
 - 南アルプス美化推進協議会(韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町)
 - 甲斐山麓広域圏環境美化推進協議会(甲府市、山梨市、北杜市、甲州市)
 - 八ヶ岳南麓美化活動推進協議会(北杜市)

2 自然環境保全地区等(自然共生推進課)

(1) 自然環境保全地区等の保護・管理

県では、自然環境保全条例に基づき、将来にわたって保存していく必要がある地域や動植物等を自然環境保全地区・自然記念物に指定しています。自然環境保全地区については、現在、32地区16,725ha(自然保存地区13地区2,144ha、景観保存地区12地区1,298ha、歴史景観保全地区5地区117ha、世界遺産景観保全地区1地区13,075ha、自然活用地区1地区91ha)が指定され、自然記念物は、植物や動物、地質鉱物38か所が指定されています。

自然環境保全地区等の管理は、巡視、清掃活動などについて、地元市町村の協力を得るとともに、解説板などの施設整備を行っているほか、指定された土地のうち山林、原野の所有者に対し固定資産税相当額を交付しています。

県ではまた、自然環境保全条例により自然監視員制度を設けており、一般県民90人、県関係職

員・市町村職員38人を自然監視員に委嘱して、自然環境保全地区や自然公園での監視・指導や自然保護の普及啓発を行っています。

(2) 自然環境保全地区等における規制

本県には、現在のところ自然環境保全法に基づく自然環境保全地域の指定はありませんが、山梨県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地区を指定して、開発行為等の届出制等の措置を講じています。

3 甲武信ユネスコエコパークの保全・活用の推進(自然共生推進課)

平成28年5月に、本県と埼玉県、長野県の10市町村で構成する甲武信水の森ユネスコエコパーク登録推進協議会が設立され、平成28年10月に、日本ユネスコ国内委員会へ申請書を提出しました。また、平成29年3月には、協議会の名称を甲武信ユネスコエコパーク登録推進協議会へ変更しました。

平成29年10月、エリアの拡張や組織体制の強化など内容を改善した申請書を日本ユネスコ国内委員会へ提出し、その結果、平成30年3月7日に文部科学省からユネスコへ推薦する地域として選定されました。

平成30年7月に協議会の名称を甲武信ユネスコエコパーク推進協議会に変更し、同年9月には日本ユネスコ国内委員会を通じて、ユネスコへ申請書を提出しました。

令和元年6月、パリで開催された第31回人間と生物圏(MAB)計画国際調整理事会において「甲武信」について審議が行われ、ユネスコエコパークに登録することが決定されました。

甲武信ユネスコエコパーク推進協議会では、この地域の優れた自然や固有の文化の保全・継承及び地域資源の持続可能な利活用を推進するための取り組みを行っています。

【甲武信ユネスコエコパーク推進協議会 構成自治体】3 県 10 市町村

埼玉県、山梨県、長野県、秩父市、小鹿野町、甲府市、山梨市、北杜市、甲斐市、甲州市、小菅村、丹波山村、川上村

3-5 自然とのふれあいの増進

(1)「ハケ岳環境と文化のむら」の運営(自然共生推進課)

平成6年11月にオープンした「ハケ岳環境と文化のむら」は、ハケ岳南麓一帯の自然環境を保全しながら、自然とのふれあいを通じて、その仕組みを学習する場、さらには自然と人間との関係を見つめ直す場でもあり、「ハケ岳自然ふれあいセンター」を中心とするセンター地区とハケ岳南麓に11のスポット地区を設けています。

センター地区では、大画面映像や展示パネル等により自然環境に関する情報と学習の機会を提供しており、自然観察路や園地では豊かな自然を実体験することができ、各スポット地区では、ハケ岳の動植物や歴史

ハケ岳環境と文化のむら

・センター地区

ハケ岳自然ふれあいセンター：鉄骨平屋建798.66㎡
園地：2,018㎡、自然観察路：W=1.5m L=1,270m

・スポット地区

- ①水と風切の里(北杜市高根町清里)
- ②清流と飛瀑の里(北杜市高根町清里)
- ③星空・青空集いの里(北杜市高根町清里)
- ④体験農場と清流の里(北杜市大泉町西井出)
- ⑤泉ライン名水と野鳥の里(北杜市長坂町小荒間、大泉町谷戸)
- ⑥トチとミズナラと歴史の里(北杜市大泉町谷戸、西井出)
- ⑦オオムラサキの里(北杜市長坂町日野)
- ⑧ふるさと歴史公園(北杜市小淵沢町上深沢)
- ⑨すずらん池と水辺の里(北杜市小淵沢町井詰原)
- ⑩大滝名水と緑の里(北杜市小淵沢町上笹尾)
- ⑪馬場の里(北杜市小淵沢町下笹尾)

文化遺産などとのふれあいを通して、この地域固有の特色ある自然を体験できます。

利用者は、センター地区で得た情報と体験を生かし、それぞれの興味に応じたスポット地区を訪れることにより、古来私達が自然との深い関わりの中で、日常生活や社会活動の場で様々な恵みを享受してきたことを再認識し、身近な自然環境を見直し、人と自然との共生を考える動機付けを得ることができます。なお、令和5年度の利用者は75,454人で、平成6年11月のセンター開館から令和6年3月までの累計利用者数は、2,551,899人です。

(2) やまなし野鳥観察地の選定(自然共生推進課)

山梨県は、四方を山に囲まれ、川や湖も多く、このような多岐にわたる自然環境の中には様々な野生鳥獣が生息しています。そこで、自然に親しみながら、野生の鳥や動物との共生や保護への関心を高めることを目的として、「第8次鳥獣保護事業計画」の中で、「やまなし野鳥観察地」の整備を行うこととし、広く県民から適地を募り、応募のあった中から15か所を選考し、山梨県自然環境保全審議会の答申を受け、平成10年3月に決定しました。県では、やまなし野鳥観察地として選定した15か所には、案内板を設置して周知に努めています。

やまなし野鳥観察地		
	指定場所	観察ポイント
1	武田の杜(武田神社周辺)(甲府市)	武田神社～竜華池～若宮神社～竜華山頂(休息小屋)～護国神社～武田神社
2	貢川及び荒川との合流点(甲府市)	西原橋～新田橋～新貢川橋～貢川橋～貢川・荒川合流点
3	西沢溪谷入口周辺(山梨市)	旧三富村営駐車場周辺～西沢山荘～二俣吊橋
4	乙女高原(山梨市)	塩平～乙女高原グリーンロッジ
5	シルクの里公園周辺(中央市)	郷土資料館～山之神展望台
6	四尾連湖(市川三郷町)	四尾連湖周辺
7	三郡橋周辺(釜無川と笛吹川合流地域)(富士川町、市川三郷町、南アルプス市)	富士川大橋～土手道～高田～三郡橋～対岸土手道(復路も同じ)注:対岸土手道から富士川大橋へは通行不能
8	精進湖パノラマ台(富士河口湖町)	パノラマ台下～パノラマ台
9	県立なかとみ青少年自然の里周辺(身延町)	県立なかとみ青少年自然の里～富士見山林道～句碑の里
10	井富溜池、飛沢溜池周辺(北杜市)	甲斐大泉駅～井富溜池～井富湖から松通り～飛沢溜池～甲斐大泉駅
11	「フレンドパークむかむか」周辺(北杜市)	「フレンドパークむかむか」～林道～石空川沿い(復路も同じ)
12	山中湖(山中湖村)	山中湖役場前湖畔～ママの森～平野
13	河口湖(富士河口湖町)	シッコゴ公園 大石公園付近及び奥河口湖
14	三ツ峠(旧御坂峠口)(富士河口湖町、西桂町)	三ツ峠登山口(旧御坂峠)～三ツ峠山頂(復路も同じ)
15	大野貯水池(上野原市)	大野貯水池及び周辺

(3) 緑サポーター養成事業(森林整備課)

緑サポーター養成事業は、緑化に関心の高い方々を対象に、樹木医が指導者となって地域内の緑の保全に関する相談、指導等の補助的な活動を行う者を養成するための研修を実施しています。研修の内容は、身近な緑化に必要な植栽木の選定方法、土壌の改良や管理等の講義と現地研修であり、研修修了者には、修了証書が授与されるとともに、認定機関である(一財)日本緑化センターから「緑サポーター」の称号が与えられます。緑サポーターは、樹木医の指導の下、年間30日以上、緑サポーターの活動を行った場合、この年度が樹木医試験の受験資格に必要な実務経験年数(通算7年)に算入することができます。本県では、県民が主体となって行う身近な緑化活動を支援するため、平成14年度から緑サポーター養成研修を実施しており、令和5年度末現在271名が緑サポーターとして登録されています。

なお、緑サポーター養成研修は、平成26年度からは緑の普及啓発事業の緑サポーター養成講座と位置づけられ、より専門性が高い緑化学習の提供を兼ねて緑サポーターを養成することとしています。

(4)「森林文化の森」の整備(県有林課)

近年では、人間性、親子の絆といった精神面の形成や情操教育の面から、“人と森林、人と人とのふれあい”の重要性が高まっており、かつてのような生活様式を基盤とした森林との関わり方を再評価し、新たな人と森林との共生を模索し、実現していく森づくりが求められています。そこで、地元の方々の貴重な意見を踏まえ、県有林を主とした県下12か所に「森林文化の森」を整備していくこととし、平成10年度に整備計画を策定し、平成11年度から各地域の歴史特性、景観、森林の特徴を活かして、歩道やトイレ等の整備、森林整備を行い、平成15年度に基本的な施設整備を終了しました。なお、既存の県民の森、武田の杜、金川の森についても森林文化の森として位置づけを行い、主催事業の実施などを通じて、森林文化の森の利用促進の先導的役割を果たしています。

＜利用促進策の展開＞

森林文化の森では、整備された歩道、森林をフィールドとして県、市町村、有識者、地域住民などからなる「森林文化の森連絡会議」や「森の学校」が自然観察、林業作業体験、木工工作、ボランティア活動など誰でも気軽に参加できる「森林体験プログラム」を実施しています。各森林文化の森の施設配置や森林体験プログラムへの参加者募集については、パンフレット、県及び関係市町村の広報、県のホームページなどを通じて情報提供を行っています。

①森林文化の森のねらい

- ・活力ある山村づくりと中山間地域の振興・山梨の原風景の再生
- ・体験を通じた森林観の形成
- ・人間性の回復と親子の絆の強化
- ・自然教育の推進

②整備の基本方針

- ・森林そのものを活用した場所づくり
- ・地域の特性を生かした景観づくり
- ・文化的要素の導入
- ・積極的な利用促進策の展開
- ・市町村等との連携

③整備箇所

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ・釜無水源の森 | 峡北地域(北杜市白州町) |
| ・ハヶ岳の森 | 峡北地域(北杜市長坂町、北杜市大泉町、北杜市小淵沢町) |
| ・瑞牆の森 | 峡北地域(北杜市須玉町) |
| ・乙女高原の森 | 東山梨地域(山梨市牧丘町) |
| ・兜山の森 | 東山梨地域(笛吹市春日居町) |
| ・大菩薩の森 | 東山梨地域(甲州市塩山) |
| ・小金沢シオジの森 | 東部地域(大月市) |
| ・稲山の森 | 東八代地域(笛吹市八代町) |
| ・河口の森 | 富士北麓地域(富士河口湖町) |
| ・十谷の森 | 峡南地域(富士川町) |
| ・本栖の森 | 富士北麓地域(身延町、富士河口湖町) |
| ・思親山の森 | 峡南地域(南部町) |

(5)水辺環境の整備

①河川(治水課)

河川は、単に治水・利水の機能を持つ施設としてだけではなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が期待されています。河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川環境を保全・創出するための「多自然川づくり」に取り組んでいます。

②砂防(砂防課)

土砂災害対策として砂防事業を推進しているところですが、本県は景観にも優れ、貴重な動植物が存在するなど自然環境に恵まれている地域が多いため、良好な自然を後世に残すことが求められており、自然環境・景観の保全と創造および溪流の利用に配慮した砂防事業を推進していきま

す。

(6) 山岳環境保全対策(観光資源課、南アルプス観光振興室)

近年の登山ブームや自然志向の高まりにより、自然公園をはじめとする県内の山々に多くの人々が訪れている一方で、登山シーズンのピーク時を中心に、ごみ・し尿の不適正な処理など、山岳環境の汚染や破壊が問題となっています。そのため、山小屋トイレの改善の促進など山岳環境の保護と登山者の利便を図るための取り組みを推進しています。

北岳公衆トイレ(北岳山荘の隣)と北岳白根御池仮設公衆トイレの設置

- ・処理方式 バイオ方式(杉チップ使用)
- ・設置基数 15基(北岳公衆トイレ)、2基(北岳白根御池仮設公衆トイレ)
- ・供用期間 6月中旬～11月中旬(4か月)
- ・利用者数(令和5年度) 21,582人(北岳公衆トイレ)、45,193人(北岳白根御池仮設公衆トイレ)

3-6 環境影響評価制度の実施等

1 経緯(大気水質保全課)

本県においては、事業の実施に際し公害の防止及び自然環境の保全について適正な配慮がなされ、県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的に、平成2年9月に「山梨県環境影響評価等指導要綱」を制定し、環境影響評価(環境アセスメント)制度⁴を適切かつ円滑に運用してきました。

その後、環境問題を取り巻く社会情勢や環境行政に対する県民ニーズの変化に伴い、環境アセスメント制度が担うべき役割が変化するとともに、環境影響評価法の成立(平成11年6月施行)を踏まえ、平成10年3月に「山梨県環境影響評価条例」を制定しました(平成11年6月施行)。

この条例は、制度の公平性と透明性を確保するため、県民や専門家等からの様々な意見を踏まえた基本的事項に基づき制定されており、このことから従来の要綱に基づく本県の制度はもとより、環境影響評価法や他の自治体の制度と比べ、手続のあり方や対象事業の種類、規模において充実した制度となっています。

条例の基本的事項

- ・地方の独自性のある環境アセスメント制度を制定
- ・恵まれた自然に配慮した対象事業の種類、規模、評価項目を採用
- ・環境アセスメント手続の各段階での住民意見提出機会の確保
- ・方法書段階からの公聴会の実施
- ・事業着手後の中間報告手続や事業完了後の完了報告手続を導入
- ・環境情報を科学的に整理分析するため「技術審議会」を知事の諮問機関として設置
- ・時間的経過による環境アセスメント手続の再実施手続を導入

⁴ 大規模な開発事業を行おうとする時に、その地域の環境にどのような影響を与えるのかを、事業者自らが県民や関係する市町村長等の意見を聴きながら調査(現地調査や文献調査による環境の状況把握)、予測(調査結果と事業内容から環境に与える影響を予測)により明らかにするとともに、評価(環境に与える影響を小さくするための保全措置の検討)の結果を、環境の保全についての適正な配慮として事業の実施に反映させるための手続をいう。

2 実施状況(大気水質保全課)

(1) 現在手続中の事業(R6.3末現在)

環境影響評価法及び山梨県環境影響評価条例 手続き状況

事業の種類	事業名	事業規模	事業主体	実施時期	備考
高速道路の新設	中部横断自動車道 (長坂～八千穂)	延長:約34Km	国土交通省関東地方整備局	H22.12～	法第一種事業 配慮書手続終了 方法書手続終了
廃棄物処理施設の 設置	山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業	ごみ処理能力: 約361t/日	山梨西部広域環境組合	R3.11～	条例第二分類事業 方法書手続終了

(2) これまでの実績(R6.3末現在)

環境影響評価法の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
一般国道の新設	都市計画道路 甲府外郭環状道路北区間	4車線 延長:15km	国土交通省関東地方整備局 (都市計画特例適用事業)	H17.7 ～H25.3	法第一種事業 事業実施中
一般国道の新設	都市計画道路 甲府外郭環状道路東区間	4車線 延長:9km	山梨県 国土交通省関東地方整備局 (都市計画特例適用事業)	H18.12 ～H25.3	法第二種事業 事業実施中
新幹線の建設	中央新幹線 (東京都・名古屋市間)	延長:約286km	東海旅客鉄道(株)	H23.9 ～H26.8	法第一種事業 事業実施中

山梨県環境影響評価条例の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
土地区画整理	昭和町常永土地区画整理 事業	面積:63.4ha	昭和町	H17.3 ～H18.11	条例第二分類事業 H29.7事業完了 事後調査実施中
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	大規模太陽光発電施設等 整備事業	面積:25.5ha	山梨県、東京電力(株)	H21.12 ～H22.2	条例第三分類事業 判定手続終了
廃棄物処理施設の設置	甲府・峡東地域ごみ処理施設、 廃棄物最終処分場整備事業及び (仮称)地域振興施設整備事業	ごみ処理能力: 約369t/日	甲府・峡東地域ごみ処理施設 事務組合、山梨県市町村総 合事務組合、笛吹市	H19.5 ～H24.7	条例第二分類事業 H30.11事業完了 事後調査実施中
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	(仮称)山梨県甲斐市太陽 光発電所建設事業	面積:29ha	山梨甲斐東平メガソーラー 発電合同会社	H25.12 ～H26.2	条例第三分類事業 判定手続終了
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	(仮称)山梨県甲斐市・韮 崎市太陽光発電所建設事	面積:29ha	SBエナジー(株)	H25.12 ～H26.2	条例第三分類事業 判定手続終了
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	クリーンエナジー清里太陽 光発電事業	面積:23.2ha	北杜市	H26.1～2	条例第三分類事業 判定手続終了
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	(仮称)山梨県甲斐市メガソ ーラー発電事業	面積:29ha	GSJエナジー(株) (株)リビエラコーポレーション	H26.10～12	条例第三分類事業 判定手続終了 (アセス要の判定)
工場又は事業場の 建設 (バイオマス発電施設)	大月バイオマス発電事業	燃料中炭素量: 6,000kg/h以下	大月バイオマス発電(株)	H24.1 ～H27.7	条例第二分類事業 完了報告書手続終了
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	いちご韮崎徳坂町柳平EC O発電所	面積:28.7ha	いちごECOエナジー(株)	H28.12 ～H29.2	条例第三分類事業 判定手続終了 (アセス要の判定)
その他宅地の造成 (太陽光発電施設)	(仮称)大平ファーム太陽 光発電事業	面積:35.8ha	自然電力(株)	R2.1 ～R3.3	条例第二分類事業 対象事業の廃止
電気工作物の設置 (送電線路)	東清水線(仮称)新設工事 事業	電圧:275kW	東京電力パワーグリッド(株)	H31.4 ～R4.10	条例第二分類事業 事業実施中
電気工作物の設置 (送電線路)	佐久間東西幹線他増強工 事計画	電圧:275kW	電源開発送変電ネットワーク (株)	R1.7 ～R5.1	条例第二分類事業 事業実施中

3 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり

廃棄物処理施設の設置	富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業	ごみ処理能力: 約219t/日	富士・東部広域環境事務組合	R5.11 ～R6.3	条例第二分類事業 方法書手続終了
------------	----------------------------	-----------------	---------------	----------------	---------------------

山梨県環境影響評価等指導要綱の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
住宅団地の造成	東大月ニュータウン開発事業	面積:73.0ha	東日本旅客鉄道(株)、 (株)エスディ・ランドシステム	H4.2 ～H5.5	第2種事業 H10.5造成完了
住宅団地・工業団地の造成	米倉山ニュータウン造成事業	面積:44.7ha	山梨県土地開発公社	H6.3 ～H6.12	第2種事業 工事中断
下水道終末処理場の建設	桂川清流センター建設計画	面積:11.4ha 計画処理人口: 163千人	山梨県	H8.3 ～H8.11	第2種事業 H16.4供用開始
レクリエーション施設 用地の造成	サンパーク明野第2期計画	面積:101.6ha	湘南観光開発(株)	H9.10 ～H10.3	第2種事業 未着工
住宅団地の造成	本栖環境創造の森構想	面積:75.5ha	富士急行(株)	H10.6 ～H11.2	第2種事業 H30.12第1工区事業完了、第2～4工区事業実施中

↓第2種事業に準じて手続きを実施

廃棄物処理施設の建設	明野クリーンセンター(仮称)建設事業	面積:8.6ha	(財)山梨県環境整備事業団	H8.6 ～H8.12	第2種事業 対象規模10ha未満 H21.5供用開始 (現在、閉鎖)
------------	--------------------	----------	---------------	----------------	---

国の要綱に基づく環境影響評価の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
高速道路	中部横断自動車道 増穂双葉線 (増穂町～白根町間)	延長:8km	建設省関東地方建設局	H2.6 ～H3.3	建設省要綱 H18.12供用開始
高速道路	中部横断自動車道 白根双葉幹線	延長:7km	山梨県	H2.8 ～H3.3	建設省要綱 H14.3供用開始
高速道路	中央自動車道富士吉田線 改築(上野原～大月市)	2車線増築 延長:21km	建設省関東地方建設局	H2.8 ～H3.3	建設省要綱 H15.3供用開始
水力発電所	葛野川発電所	発電出力: 160万kw	東京電力(株)	H3.1 ～H3.10	通産省要綱 H10.5完成
高速道路	高規格幹線道路 富沢増穂線	延長:46.4km	建設省関東地方建設局	H8.7 ～H8.10	建設省要綱 R3.8供用開始
一般国道	西関東道路一般国道140号 (山梨市～甲府市間)	4車線 延長:6.2km	山梨県	H8.11 ～H9.4	建設省要綱 H18.12供用開始

県と事業者との協定に基づく環境影響調査の実績

事業の種類	事業名	事業規模	実施主体	実施時期	備考
リニアモーターカー 実験線	リニアモーターカー 山梨実験線	延長:42.8km	東海旅客鉄道(株)、 (財)鉄道総合技術研究所、 日本鉄道建設公団	H2.7 ～H2.9	H9.4実験開始
送電線路	葛野川線建設事業	電圧:50万V 延長:19.0km	東京電力(株)	H7.9 ～H7.12	H10.11完成

4 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり

4-1 地球温暖化の防止

1 地球温暖化防止対策（環境・エネルギー政策課、森林整備課）

(1) 山梨県地球温暖化対策条例の制定

地球温暖化対策については、本県における二酸化炭素の排出量を平成2年レベルで安定させるため、「山梨県地球温暖化対策推進計画」を全国的にも早い平成8年3月に策定し、民生・運輸部門を中心とした対策を実施してきました。

しかしながら、平成17年の本県における温室効果ガスの総排出量は、6,983千t-CO₂であり、平成2年の総排出量に比較して15.3%の増加となりました。

このため、県民や事業者等の地球温暖化防止に対する意識を高め、自主的な取り組みを促進していくことを目指して、平成20年12月に「山梨県地球温暖化対策条例」を制定しました。

条例には、本県の温室効果ガスの排出実態を踏まえ、排出抑制計画の策定や家電製品の省エネ性能の表示を義務付けることなどを盛り込んでいます。また、森林県としての特徴を活かした「やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度」を制定し、事業者が森林整備を行った場合には、それによる二酸化炭素の吸収量を県が認証し、その分を排出量から差し引くことができる仕組みとし、企業の森林整備への参加を促すこととしています。

(2) 山梨県地球温暖化対策実行計画の策定

人類が直面する喫緊の課題である「地球温暖化問題」に県として積極的に取り組み、国の京都議定書の目標達成に貢献するとともに、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、平成21年3月24日に「山梨県地球温暖化対策実行計画」を策定し、令和5年3月には国の「地球温暖化対策計画」による新たな温室効果ガスの削減目標との整合性を図るため、実行計画を改定しました。

①計画の期間

本計画の期間は、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの7年間とし、温室効果ガスの排出削減量を算出するための基準年度は、国の計画と整合性を持たせるため、2013（平成25）年度とします。

②対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定する次の7種類の温室効果ガスとします。

温室効果ガス		主な発生源	地球温暖化係数*
二酸化炭素 (CO ₂)		エネルギー起源のもの 燃料の燃焼により発生。灯油やガス等の直接消費はもとより、化石燃料により得られた電気等を含む場合には、それらの消費も間接的な排出につながる。 非エネルギー起源のもの 廃油や廃プラスチック等の廃棄物の焼却処理や、工業過程における石灰石の消費等において発生。	1
メタン (CH ₄)		水田や廃棄物最終処分場における有機物の嫌気性発酵等において発生。	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)		一部の化学製品原料製造の過程、農用地の土壌や家畜排せつ物の管理等において発生。	298
代替フロン	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	エアコンの冷媒、断熱材等の発泡剤等に使用。	1,430 など
	パーフルオロカーボン (PFCs)	半導体の製造工程等において使用。	7,390 など
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	マグネシウム溶解時におけるカバーガス、半導体等の製造工程や電気絶縁ガス等に使用。	22,800
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造工程等において使用。	17,200

* 地球温暖化係数: 温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素の温室効果を1とした比で表したもの。

③対象とする地域

本計画で対象とする地域は、山梨県全域とします。

④目標の設定

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、以下の目標を設定

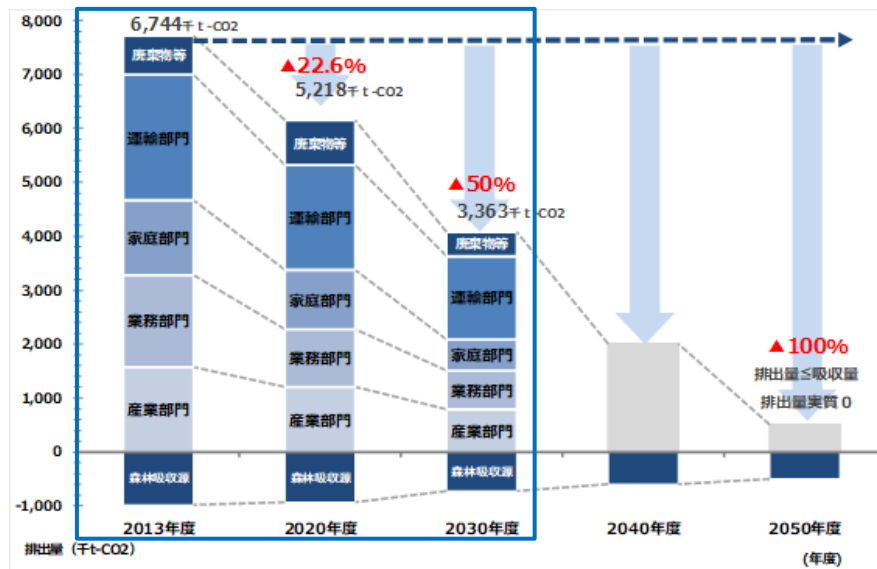
1 温室効果ガス排出量の削減目標(2030年度 50%削減)

2013年度 6,744 千 t-CO₂ ⇒ 2030年度 3,363 千 t-CO₂ (▲50%)

内訳(エネルギー起源 CO₂ ▲47%)

産業部門: ▲50% 業務部門 : ▲58% 家庭部門: ▲59%

運輸部門: ▲33% 廃棄物部門: ▲28%



2 再生可能エネルギー導入目標 (2030年度 45%増加)

2020年度 1,215MW ⇒ 2030年度 1,756MW (+45%)

内訳 太陽光: +75% (10kW未満: +184%、10kW以上: +47%)

中小水力: +1% バイオマス: +35%

3 最終エネルギー消費量削減目標 (2030年度 30%削減)

2013年度 79,076TJ ⇒ 2030年度 55,139TJ (▲30%)

⑤ 施策の方向性と主な内容

- 以下の施策の方向性のもと、あらゆる施策を総動員し、脱炭素化を推進

第1. 脱炭素で レジリエントな エネルギー 構造への転換	1.再エネの更なる導入	【太陽光】▶屋根置き太陽光や駐車場等への導入促進 ▶野立て太陽光の適正導入・維持管理 【その他】▶小水力や木質バイオマス・ごみ発電等の導入推進
	2.再エネの地産地消の拡大	▶蓄電池、ヒートポンプ式給湯器、V2X等の普及促進 ▶卒FIT電力を活用した地産地消の推進 等
	3.電力供給体制の強靱化	▶事前伐採等の推進▶地域マイクログリッドの導入検討
第2. グリーンかつ スマートな 経済社会 システムへの 転換	1.脱炭素で豊かな暮らしへの転換	▶太陽光・蓄電池の導入促進▶省エネ型住宅・家電の普及促進 ▶環境にやさしいライフスタイルの推進や環境教育の充実
	2.産業部門の脱炭素化による 競争力強化	▶排出抑制計画を通じた排出量の見える化・ESG投資の推進 ▶省エネ診断、省エネ型の設備・機器及び建築物の普及促進
	3.業務その他部門の脱炭素化に よる地域の魅力向上	▶屋根置き太陽光やオフサイトPPA、再エネ電力調達の推進 ▶デジタル化を通じた事業の生産性向上による省エネルギー化の推進
	4.交通・物流のグリーン化	▶次世代自動車(EV,FCV,PHV等)の普及促進 ▶充電設備の整備 ▶公共交通・自転車利用の推進及び環境整備 ▶次世代交通システムの基盤づくり ▶自動車環境基本計画を通じた排出量の見える化・ESG投資の促進
	5.廃棄物等の発生抑制と適正処理	▶3R + Renewableや再生利用等の推進▶フロン類の適正管理
第3. 温暖化対策を 通じた地域の 高付加価値化	1.水素社会の実現	▶P2Gシステムの開発・導入及び区域での面的利用 ▶国内外への展開▶水素・燃料電池関連産業の育成
	2.吸収源対策の充実	▶森林整備・県産木材利用の推進▶カーボンオフセットの推進 ▶4パーミル・イニシアチブ推進による農産物の高付加価値化 ▶野生鳥獣害対策や生物多様性保全に向けた取組の充実
	3.気候変動への積極的な対応	▶脱炭素関連のイノベーション創出▶脱炭素に資する都市の形成 ▶農林水産業の技術開発・研究の推進
	4.気候変動に伴うリスクに対する強 靱化	▶災害対策の強化 ▶エネルギーシステムの強靱化 ▶感染症対策の強化
第4. 各主体による GXへの参画	1.県民一人一人の行動変容の促進	▶あらゆる機会を通じた働きかけの実施▶事業者と協働した運動の展開
	2.事業者の積極的な取組の推進	▶会議体を活用した率先的な取組の推進▶脱炭素経営の推進
	3.市町村による取組の促進	▶市町村の事務事業や区域の脱炭素化推進▶脱炭素先行地域づくり

⑥本県の温室効果ガス排出量の推移

(単位:千t-CO₂,%)

	2013 基準年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2021 基準年度比 前年度比	
二酸化炭素(CO ₂)	7,237	6,587	6,797	6,442	6,252	6,055	5,900	5,563	5,696	▲ 21.3	2.4
メタン(CH ₄)	56	49	52	41	41	41	40	43	45	▲ 19.6	4.7
一酸化二窒素(N ₂ O)	103	93	95	95	95	95	94	94	96	▲ 6.8	2.1
ハイドロフルオロ カーボン類(HFCs)	251	280	300	325	345	352	381	393	407	62.2	3.6
パーフルオロ カーボン類(PFCs)	55	60	65	43	39	36	39	40	36	▲ 34.5	▲ 10.0
六ふっ化硫黄(SF ₆)	11	11	12	9	8	8	8	8	8	▲ 27.3	0.0
三ふっ化窒素(NF ₃)	2	3	3	3	2	2	3	3	4	100.0	33.3
温室効果ガス総排出量	7,715	7,083	7,324	6,958	6,782	6,589	6,465	6,144	6,292	▲ 18.4	2.4
森林吸収源対策分	▲ 971	▲ 1,018	▲ 1,014	▲ 1,013	▲ 1,003	▲ 974	▲ 947	▲ 931	▲ 878	-	-
温室効果ガス総排出量 (森林吸収源対策分を含む)	6,744	6,065	6,310	5,945	5,779	5,615	5,518	5,213	5,414	▲ 19.7	3.9

(3)地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策は、県民・事業者・県・市町村の全ての主体がそれぞれの役割に応じて取り組むことが重要であり、とりわけ県民を中心とした民生部門(家庭)での取り組みが、今後の地球温暖化対策の推進を図るうえで不可欠とされています。このため、県民一人ひとりに身近にできる取り組みなど、草の根的な啓発を行い、地域での実践行動を促していくことが重要です。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、知事は地球温暖化対策の推進のため地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができるとされています。そこで、本県では全市町村に推進員を設置し、地域における地球温暖化対策の啓発などに取り組むことにより、地球温暖化対策を全県的に推進しています(委嘱人数101人、任期:令和5年9月1日～令和7年8月31日[2年間])

(4)家庭でできる脱炭素に向けた取組

昨今、地球温暖化が原因とみられる猛暑や集中豪雨など、私たちの生命や暮らしに深刻な影響を及ぼす異常気象が頻発していることから、県民に地球温暖化対策に高い関心をもって取り組んでいただくことが喫緊の課題となっています。

このため、県民一人ひとりが、日常生活の中で身近にできる省エネの取組やエコ活動を推進するため、山梨県地球温暖化防止活動推進センターと連携して、県民総参加のもと、地球温暖化対策を推進しています。

家庭でできる取組例

- 1 緑のカーテンの推進
- 2 エコドライブの推進
- 3 再生可能エネルギーの導入促進
- 4 省エネルギー型機器(家電等)の導入促進
- 5 省エネルギー型住宅の促進

(5) グリーン購入¹の促進(環境・エネルギー政策課、出納局管理課)

グリーン購入は、実践者のライフスタイルを環境にやさしいものに変えるとともに、商品を提供する企業に環境への負荷が小さい製品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことになり、地球温暖化を招く二酸化炭素などの環境負荷を抑制することができます。

○山梨県の取り組み

- ・平成 7年度 「オフィスアジェンダ21・やまなし」を策定し、再生紙の利用等を明記
- ・平成 8年度 「グリーン購入ネットワーク」の設立に際し、発起団体として関与
- ・平成10年度 出納局において、「山梨県グリーン購入(環境に配慮した物品の購入)指針」及び「山梨県グリーン購入ガイドライン」を策定
- ・平成11年度 「オフィスアジェンダ21・やまなし」をより発展させた「山梨県環境保全率先行動計画」を策定
- ・平成14年度 「山梨県グリーン購入の推進を図るための方針」適用
- ・平成20年度 山梨県地球温暖化対策実行計画策定(「グリーン購入の推進」を位置づけ)
- ・平成21年度 「やまなし環境マネジメントシステム」(平成25年度からは「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」)を導入

(6) 温室効果ガス排出抑制計画

山梨県全体の二酸化炭素排出量のうち、事業者の活動に係る産業部門・業務部門の排出量は約4割を占めています。

そこで、平成21年度から、事業活動により排出される温室効果ガスの排出抑制計画を事業者から自主的に作成・実施してもらうことで、地球温暖化対策及び環境保全活動を促進しています。

また、平成26年3月に山梨県地球温暖化対策条例施行規則を一部改正し、対象となる事業者の範囲を拡大し、事業者による実効性ある対策を促進することとしました。

○対象事業者 県内に事業所を有し、事業活動を行っている事業者で、県内に設置する全ての事業所の年間エネルギー使用量合計が原油換算で1,500キロリットル以上の事業者は特定事業者となり、計画書の提出が義務となります。(平成26年4月1日施行)

また、特定事業者に該当しない事業者についても、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでもらうため、トライアル事業者としての自主的な参加をお願いします。

○手 続 き 事業者は、3か年を計画期間として計画書を提出し、その後1年に1回、計画の実施状況を報告します。県は、計画書と報告書の概要を公表します。

○提出状況

(単位:事業者数(実績報告書提出事業者))

種別\計画開始年度別	R2	R3	R4	計
特定事業者	118	7	10	135
トライアル事業者	15	18	4	37
計	15	136	14	175

¹ 商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。

(7)自動車環境計画

平成21年度から、自動車を使用して運輸事業を行う事業者から任意で自動車環境計画を作成・実施してもらい、自主的な地球温暖化対策の取り組みを促進しています。

- 対象事業者 県内に事業所を有し、自動車を使用して運輸事業を行っている者。一定台数以上の自動車を使用する事業者(トラック30台、バス40台、タクシー20台のいずれか)には積極的な参加を、それ以外の事業者には任意で参加を呼びかけています。
- 手 続 き 事業者は、3か年を計画期間として計画書を提出し、その後1年に1回、計画の実施状況を報告します。県は、計画書と報告書の概要を公表します。
- 提 出 状 況

(単位:事業者数(実績報告書提出事業者))

種別\計画開始年度別	R2	R3	R4	計
努力義務事業者	1	2	3	6
任意提出事業者		1	2	3
計	1	3	5	9

(8)県庁の脱炭素化の促進

山梨県は、事業者として地球温暖化対策を推進するため、令和5年3月に改定した山梨県地球温暖化対策実行計画の「事務事業編」に基づき、率先して省エネルギー等を推進しています。

- ア 計画期間 2030年度まで
- イ 適用する組織 全庁
- ウ 対象とする取組
 - ・原則として、県の各行政機関が行う全ての事務及び事業

エ 令和5年度環境目標の進捗状況

- ・温室効果ガス排出量の削減状況は、前年度比で増加、令和12年度目標の58.0%削減に向け、さらなる取組が求められる
- ・令和4年度は、基準年度平成25年度に対し、実績▲20.0%(前年度比-4.7%)

県庁の温室効果ガス排出量等の状況(R5年度)

1 温室効果ガス排出量、エネルギー使用量に関する目標

項 目		単位	H25年度 2013年度 (基準年度)	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R12年度 2030年度 (目標)	
温室効果ガス (t-CO2)	排出量	ton	49,468	41,435	39,578	20,776	
	実績	%		▲ 16.2	▲ 20.0	▲ 58.0	
エネルギー (原油換算量)	使用量	kL	22,566	21,155	20,166	16,079	
	実績	%		▲ 6.3	▲ 10.6	▲ 29.0	
項 目	電気	使用量	kWh	64,150,610	63,335,588	60,244,560	46,231,000
		実績	%		▲ 1.3	▲ 6.1	▲ 28.0
		t-CO2換算	ton	33,679	28,944	27,532	21,128
	ガソリン	使用量	L	1,703,873	1,222,563	1,214,926	1,055,191
		実績	%		▲ 28.2	▲ 28.7	▲ 38.0
		t-CO2換算	ton	3,953	2,836	2,819	2,448
	軽油	使用量	L	213,069	142,492	133,458	65,451
		実績	%		▲ 33.1	▲ 37.4	▲ 69.0
		t-CO2換算	ton	550	368	344	169
	灯油	使用量	L	2,291,612	1,964,948	1,934,401	1,943,786
		実績	%		▲ 14.3	▲ 15.6	▲ 15.0
		t-CO2換算	ton	5,706	4,893	4,817	4,840
	A重油	使用量	L	1,339,942	516,803	378,140	647,336
		実績	%		▲ 61.4	▲ 71.8	▲ 52.0
		t-CO2換算	ton	3,631	1,401	1,025	1,754
	都市ガス	使用量	m3	522,075	640,398	634,352	122,750
		実績	%		22.7	21.5	▲ 76.0
		t-CO2換算	ton	1,164	1,428	1,415	274
	LPガス	使用量	m3	125,842	251,663	250,538	175,448
		実績	%		100.0	99.1	39.0
		t-CO2換算	ton	751	1,661	1,654	1,158

① CNGガスについては、目標値は設定されていないが、参考項目として掲載した。

② 上表の数値は、指定管理施設を含む。

③ R12年度の項目ごとのt-CO2換算については、R4年度の排出係数を用いて算出した。

2 その他の資源利用、廃棄物の減量化に関する目標

項 目			単位	H25年度 2013年度 (基準年度)	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R12年度 2030年度 (目標)
項 目	上水道	使用量	m3	550,574	350,419	358,311	350,000
		実績	%		▲ 36.4	▲ 34.9	▲ 36.0
	コピー用紙 (A4版換算)	使用量	枚	106,236,097	101,052,531	88,985,995	90,000,000
		実績	%		▲ 4.9	▲ 16.2	▲ 15.0
	可燃ごみ	排出量	Kg	732,662	628,929	585,284	580,000
		実績	%		▲ 14.2	▲ 20.1	▲ 21.0
	不燃ごみ (参考)	排出量	Kg	66,619	72,690	46,356	
		実績	%		9.1	▲ 30.4	
	資源ごみ (参考)	排出量	Kg	549,762	243,556	231,181	
		実績	%		▲ 55.7	▲ 57.9	
リサイクル率	実績	%	40.8	25.8	26.8	41.3	

① 不燃ごみ、資源ごみについては、目標値は設定されていないが、参考項目として掲載した。

② リサイクル率は、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの合計に占める資源ごみの割合。

③ 上表の数値は、指定管理施設における平成25年度実績がないため、指定管理施設を含まない。

(10) ストップ温暖化やまなし会議

令和3年2月、行政や企業、各種団体等がパートナーシップを構築しながら、2050年までに県内

の温室効果ガス排出量実質ゼロの達成に向けて取り組むため、知事や市町村長、各界のトップ 51 団体で構成する「ストップ温暖化やまなし会議」を設立するとともに、全国初となる県内全市町村共同による『やまなし「ゼロカーボンシティ」宣言』を行い、情報共有などを実施しています。また。

(11) やまなし気候変動適応センター

平成30年12月1日に「気候変動適応法」が施行され、地域において気候変動適応を推進する拠点となる体制整備が求められたことを踏まえ、令和3年2月に地域における気候変動による影響や適応に関する情報の収集・提供等の拠点として「やまなし気候変動適応センター」を設置しました。

2 公共交通機関の利用促進（リニア・次世代交通推進グループ）

自家用車から公共交通機関へのシフトは、自動車の走行量削減になり、地球温暖化対策の面から推進が求められています。また、公共交通の経営環境が厳しさを増す中で、バス路線の廃止や減便が進んだことにより、高齢者や子供等の交通弱者の移動手段が失われつつあります。県では、こうした問題に対処するため、安全でエネルギー効率の良いバス・鉄道などの公共交通機関の利用を促進しています。

(1) 公共交通機関の現状

本県の交通は、モータリゼーションの進展により、自家用車への依存度が高まる一方、乗合バスや鉄道を利用した就業者・通学者の割合は、長期的に減少傾向にあります。乗合バス全体については、平成17年度まで減少傾向にあった走行距離と利用者数が、平成22年度には増加に転じたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年度には減少となりました。

(2) 公共交通機関の利用促進対策

利用交通手段別15歳以上自宅外就業者・通学者の割合(%)ー山梨

機関／年度		H2	H12	H22	R2
利用交通手段が1種類	徒歩だけ	11.8	8.2	7.2	6.5
	鉄道・電車	2.8	3.5	4.0	3.4
	乗合バス	2.8	1.2	0.9	0.6
	自家用車	55.4	65.1	69.8	72.9
	オートバイ又は自転車	19.2	14.0	11.4	8.2
利用交通手段が2種類	鉄道・電車及び乗合バス	0.7	0.6	0.5	0.3
	鉄道・電車及びオートバイ又は自転車	1.2	1.3	1.1	0.8
利用交通手段が3種類以上		0.5	0.4	0.4	0.4

資料：総務省「国勢調査」

乗合バス走行キロ・輸送人員の推移(単位：千キロ、千人)

	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
走行キロ	17,767	15,304	15,740	11,411	8,284	7,541	9,999	18,592	11,488
(指数)	(100)	(86)	(89)	(64)	(47)	(42)	(56)	(105)	(65)
輸送人員	37,558	28,443	22,731	15,969	9,671	7,702	9,043	9,396	5,180
(指数)	(100)	(76)	(61)	(43)	(26)	(21)	(24)	(25)	(14)

※平成27年度走行キロは高速バスを含む。

資料：山梨運輸支局「業務要覧」

①公共交通利用の普及啓発

県内の事業所においてマイカー通勤している者に対し、公共交通や徒歩、自転車など他の通勤手段への転換を促すため、平成24年度から、マイカー通勤者が実際に他の交通手段へと通勤方法の転換に取り組むエコ通勤トライアルウィークを実施し、平成27年度から高校生の通学も対象に加え、「エコ通勤・エコ通学トライアルウィーク」として実施しています。

また、公共交通の利用を促進するため、平成25年度にバス事業者や市町村とともに「やまなしバスフェスタ」を開催、平成26年度からは鉄道事業者も含めた「やまなし公共交通フェスティバル」として実施し、多くの県民に対してバス・鉄道等の魅力をPRしています。

②パークアンドライドの普及・推進

平成24年度から、イオンモール甲府昭和の駐車場を利用したパークアンドバスライドの実証実験に取り組んだ結果、採算運行が可能となる人数の利用者が定着したため、平成26年度から本格運行に移行しています。

③バス路線の確保維持等

令和6年3月に、本県にとって望ましい公共交通の姿を明らかにする地域公共交通のマスタープランとして、「山梨県地域公共交通計画」を策定しました。本計画では、市町村境を越える広域的な公共交通サービスを対象としており、県民生活に必要な広域的なバス路線等を具体的に選定し、その確保維持方策を示しています。

また、バス事業者等に対しては、バス交通を維持するため、赤字路線や廃止代替バスの運行について助成しています。バスの利用を促進するため、利便性の向上に寄与するバス・鉄道共通ICカードシステムの整備やバスの運行状況や乗換案内等のバス運行情報提供システムの整備についても助成してきました。

3 森林による二酸化炭素の吸収

(1)森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づく森林整備の推進(森林整備課)

森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、森林の間伐等を促進するための法律「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」に基づき、森林整備を推進しています。

(2)県産材の有効利用の促進(林業振興課)

断熱性や調湿性などに優れ、再生可能な資源である木材を循環利用することにより、森林の適正な管理や、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止につながります。

平成31年3月、林業及び木材産業の振興による本県の経済の活性化と、森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに豊かな県民生活の実現に寄与することを目的として、「山梨県県産木材利用促進条例」を制定し、同条例に基づき県産材の有効利用の促進に努めています。

(3) オフセット・クレジットの活用(県有林課)

県有林は、FSC森林管理認証の原則による持続可能な森林経営を行っており、その一環として、県有林内における適切な間伐による二酸化炭素の吸収量について、国のオフセット・クレジット(J-VÉR)制度²に基づきクレジット化しています。

このクレジットをカーボン・オフセット³に取組む企業、団体等へ販売するとともに、その収益について、環境の保全や生物多様性の確保に配慮した県有林の森林整備に活用しています。

4-2 クリーンエネルギーの活用

1 クリーンエネルギーの導入促進(環境・エネルギー政策課、企業局電気課、耕地課)

本県には、全国有数の日照時間の長さを生かした太陽光、豊富な水や森林資源など、地球温暖化対策や地域活性化に貢献する再生可能エネルギーとして活用できる様々な資源があり、こうした地域資源を最大限活用して、景観・自然環境への影響や安定供給面の課題等を考慮しながら、適切に多様なクリーンエネルギーの導入拡大を図ることとしています。

(1) 再生可能エネルギー導入目標の設定(環境・エネルギー政策課)

令和5年3月に改定した「山梨県地球温暖化対策実行計画」において、2050年のカーボンニュートラル実現を目指し、本県の特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため2030年度における再生可能エネルギーの導入目標を定めています。また、脱炭素を通じて地域の高付加価値化を図るとともに、産業・運輸部門における脱炭素化を図るため水素エネルギー社会の実現を目指し取り組むこととしています。

山梨県地球温暖化対策実行計画における再生可能エネルギー導入目標

再生可能エネルギーの 導入量 (MW)		2020年度 (実績)	2030年度 (目標)	増加率 (%)
太陽 光	10kW未満	146	414	184%
	10kW以上	555	814	47%
	小計	701	1,228	75%
中小水力		488	493	1%
バイオマス		26	35	35%
合計		1,215	1,756	45%
参 考	発電量 (億kWh)	38.6	43.4	12%
	消費量 (億kWh)	51.0	48.7	-4%
	電力自給率	76%	89%	13%

² 平成25年4月に「国内クレジット制度」と統合し、「Jクレジット制度」として運営されている。

³ 日常生活や経済活動で避けることのできないCO₂等の温室効果ガスの排出について、どうしても削減できない量の全部または一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)すること。

(2)太陽光発電の普及促進(環境・エネルギー政策課、新エネルギーシステム推進課、耕地課)

①メガソーラー発電所

企業局では、甲府市の米倉山造成地に、全国トップクラスの本県の日照時間を活かして、内陸部では当時最大規模となるメガソーラー(大規模太陽光)発電所の建設を東京電力(株)と共同で進め、平成24年1月に運用を開始しました。この発電所は、本県の地球温暖化対策の促進のため、また、米倉山造成地の本格活用までの活用策として進めたもので、県内の二酸化炭素の排出量の削減に貢献するとともに、再生可能エネルギーの普及促進が図られるなど、低炭素社会の実現に向けた先導的な役割を果たしています。また、次世代エネルギーの情報発信や環境学習の場として、発電所の隣接地には、PR施設「きらっと」を整備し、地球温暖化や次世代エネルギーに関する情報や山梨の電気の歴史等を学習するための展示を行います。また、屋上に設置した太陽光パネルから生み出された電力を需要にあわせて使い、さらに冷暖房には地中熱を利用するなどエネルギーの自給自足によるCO2ゼロ運営を行います。

<施設の概要>

○米倉山太陽光発電所

- ・所在地:甲府市下向山(山梨県所有地)
- ・出力:10,000kW(一般家庭約3,400軒分)
- ・運転開始:平成24年1月

○米倉山発電所PR施設

- ・所在地:甲府市下向山(山梨県所有地)
- ・内容:敷地内に設置する太陽光発電等に関する普及啓発施設
- ・開館:平成24年1月

②民間メガソーラー発電所誘致

平成23年8月の再生可能エネルギー特別措置法成立に合わせ、未利用県有地2箇所を活用した民間メガソーラー発電所設置の企画提案を募集した結果、最優秀提案者と山梨県との間の協定による事業化とともに、事業者から県への環境協力金の納付等の地域貢献が行われています。

- ・県有地 旧蚕業試験場跡地(甲斐市菖蒲沢、約13ha)
あけぼの医療福祉センター未利用地(韮崎市大草町、約11ha)
- ・設置事業者 平成23年11月決定
三井物産連合(三井物産株式会社、東京海上アセットマネジメント投信株式会社、株式会社明電舎を構成員とする連合体)
- ・協定締結 平成24年7月
- ・発電所 「やまなしメガソーラー(甲斐)」 出力5,112kW(認定出力3,749kW)
平成25年8月運転開始



「やまなしメガソーラー(韮崎)」 出力5,266kW(認定出力3,750kW)

平成26年1月運転開始



③農村地域への導入促進

農政部では、農村地域の恵まれた太陽光を発電に活用することで、地域における低炭素社会の実現を目指しています。

これまでに、土地改良施設等を利用した太陽光発電施設のモデル地区として、笛吹川地区(山梨市東・江曾原地内)と永井原地区(北杜市明野町地内)に太陽光発電施設を整備し、農業関係施設の維持管理費の低減を図っています。(笛吹川地区:平成23年2月運転開始)(永井原地区:平成26年4月運転開始)

また、上記のモデル地区を活用しながら、土地改良施設等を活用した太陽光発電の円滑な導入の取り組みを推進するとともに、関係市町村や土地改良区等に対して、情報の共有や技術力向上の支援を行っています。

④山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の制定

平成24年7月にFIT制度が創設されて以降、日照時間に恵まれた本県では、太陽光発電施設の導入が急速に進み、それに伴い、災害、環境及び景観等に関する様々な問題が顕在化してきました。

こうした中、平成27年に「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」を策定し事業者への指導を行ってきましたが、ガイドラインによる事業者指導には限界があることや、全国的に施設の事故事例が増加傾向であり、地域住民の不安や懸念が増しているため、施設の適切な維持管理を徹底する必要があることから、令和3年7月に「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定しました。

条例は、すべての太陽光発電施設(建築物に設置されたものを除く)を対象としており、太陽光発電施設の、導入から維持管理及び廃止に至る太陽光発電事業の全般について地域環境を保全し、又は災害の発生を防止する方法により、適切に発電事業を実施するために必要な事項を定めております。

太陽光発電事業は、地域に根ざし、県民の安全で安心な生活と豊かな自然環境、生活環境及び景観その他の地域環境との調和を図りながら安定的に運営されるものでなければならないという考えのもと、地域と共生する太陽光発電事業の普及を図っています。

(3)小水力発電の普及促進(環境・エネルギー政策課、企業局電気課、耕地課)**①市町村等への情報提供、技術支援**

企業局では、平成14年度から出力1,000kW以下の小水力発電の導入可能性調査を実施し、その成果をもとに平成18年度には市町村等が主体となって設置する出力100kW以下のマイクロ水力発電の開発に対する技術支援を開始しました。平成20年11月には電気課内に「小水力発電開発支援室」を設置し、小水力発電の活用を促進するための支援体制を整備し、現在では環境・エネルギー一部内において積極的に支援を行っています。

また、平成21年5月には、県内の小水力発電の開発を促進するため、概ね10kW以上の発電が見込め、かつ採算の取れる可能性のある98地点をリストアップした「やまなし小水力発電推進マップ」を公表(令和3年9月改訂)するとともに、令和3年からは県有林内での小水力発電事業の公募を開始するなど民間事業者の参入を促しています

②小水力発電モデル施設の整備及び「やまなし小水力ファスト10」

企業局では、平成21年度から、小水力発電のモデル施設の整備として、上水道を利用した塩川第二発電所と、トンネル湧水を利用した若彦トンネル湧水発電所を建設し、平成22年4月に運転を開始しました。さらに平成24年4月に深城ダムの放流水を利用した深城発電所、平成26年9月に砂防ダムを利用した大城川発電所の運転を開始しました。

また、平成24年度から新たに始まった固定価格買取制度を利用し、採算性が見込める地点への小水力発電所の県内への導入を積極的に推進するため、小水力発電開発推進計画「やまなし小水力ファスト10」を平成25年度からスタートしました。平成25年度から10箇所程度の小水力発電所の開発を目指していくものであり、平成27年4月に、かんがい用水を利用した朝穂堰浅尾発電所、平成29年6月に甲州市営「大菩薩の湯」の敷地内において重川発電所、平成31年4月に山梨市内に上水道を利用した峡東水道第一発電所、峡東水道第二発電所、令和2年8月に西山ダムの放流水を利用した西山ダム発電所の運用を開始しました。令和5年8月に富士吉田市内において用水路を利用したふじのしずく発電所の運用を開始しました。また、深城発電所の放水を利用した深城第二発電所の建設を進めています。

③農村地域への導入促進

農政部では、農村地域の恵まれた水資源を発電に活用することで、地域における低炭素社会の実現を目指しています。

これまでに、農業用水利施設を利用した小水力発電施設のモデル地区として、韮崎地区(韮崎市田野地内)に小水力発電施設を整備し、農業関係施設の維持管理費の低減を図っています。(韮崎地区:平成27年4月運転開始)

また、上記のモデル地区を活用しながら、農業用水利施設等を活用した小水力発電の円滑な導入の取り組みを推進するとともに、関係市町村や土地改良区等に対して、情報の共有や技術力向上の支援を行っています。

(4)木質バイオマス利活用の促進(林業振興課)

木質バイオマスは、持続的に再生可能な資源であることから、これをエネルギー源又は製品の原材料として利用することにより、地球温暖化の防止や持続可能な循環型社会の形成に大きく貢献し

ます。

令和4年度より、林内に残されている未利用材のエネルギー利用を促進するため、未利用材の収集・運搬作業の低コスト化を図る取組により生産される木質バイオマスの運搬に対し助成するなど、木質バイオマスの利活用促進に向けた取り組みを行っています。

(5)電気自動車・燃料電池自動車等の普及促進(環境・エネルギー政策課)

電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)等の導入は、運輸部門の温室効果ガス排出量の削減につながり、地球温暖化防止に寄与します。

このため、令和4年度には、県内のEVタクシー、PHVタクシーの普及拡大に向け、事業者への導入に要する経費の一部を補助する事業を開始しました。

また、FCVの燃料となる水素は、再生可能エネルギー、天然ガス、LPガスなど多様なエネルギー源から地域で生産が可能であり、利便性やエネルギー効率が高く、利用段階で温室効果ガスを排出せず、非常時対応にも効果が期待されるなどの優れた特徴を有しています。このことから、その普及を促進するため、令和3年7月からは県が所有する燃料電池自動車と外部給電器の貸出事業を実施しています。



(6)クリーンエネルギー総合窓口の設置(環境・エネルギー政策課)

太陽光発電や小水力発電、バイオマス、燃料電池など、クリーンエネルギーの導入促進に向けて、事業者や市町村等の取り組みの円滑化を図るため、クリーンエネルギー総合窓口を設置しています。

・設置日 平成25年4月16日

・業務内容 クリーンエネルギーを導入しようとする事業者及び市町村等に対する関係法令に基づく手続き及び各種支援制度等に関する情報提供や庁内関係課及び外部の支援機関等との連絡調整など

(7)再生可能エネルギー安定利用の促進(環境・エネルギー政策課、企業局電気課、新エネルギー推進課)

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーは、自然条件によって発電量が大きく変化することから、効率的にエネルギーを利用するためには、大量に電力系統に接続された場合の電圧変動や周波数変動など、電力系統への影響を抑える必要があります。

これら課題の解決のため、米倉山電力貯蔵技術研究サイトを開設し、民間事業者と共同で研究開発に取り組んでいます。

平成27年度から「超電導フライホイール蓄電システム」、平成28年度から「ハイブリッド水素電

池システム」の実証試験及び「水素電力貯蔵技術(P2Gシステム)」の技術開発を開始し、県内での技術開発と実証試験を開始しています。

また、令和5年3月に、国や民間企業との連携を更に深め、新たな産業の芽を創造し、県内産業の発展を目指し、世界最先端の蓄電システムや水素・燃料電池等に関する技術者が交流する研究開発拠点として、次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジを開所しました。

2 クリーンエネルギーの普及啓発(環境・エネルギー政策課、企業局電気課、新エネルギーシステム推進課)

太陽光や小水力など環境にやさしいクリーンエネルギーの導入・普及を図るため、次のイベント等を開催しました。また、「富士の国やまなし次世代エネルギーパーク」として、県内のクリーンエネルギー施設の情報を発信しました。

①山梨県営発電総合制御所(クリーンエネルギーセンター)において、小学校3年生から6年生の親子を対象に、手回し発電機を用いた電子オルゴール演奏実験、水の電気分解による水素発生実験及び発生させた水素エネルギーによるロケット打上実験を行い、エネルギーについて学習してもらう「夏休み親子クリーンエネルギー工作教室」を開催しました。

②ゆめソーラー館やまなしにおいて、太陽光発電の稼動状況を示すパネルの展示や地球温暖化対策の情報、小水力発電やバイオマス、燃料電池などの情報について展示を行い、情報発信や環境学習の場を提供しており、平成24年1月の開館以来、小学校から大学までの授業、県外からの観光客、国及び自治体関係から国内外の研究者まで、多くの方に来館いただいております。令和6年3月31日までの来館者数は86,566人となっています。

③水力発電、水素等を広く県民にPRするため、県民の日記念行事に普及啓発ブースの出展を行いました。

- ・ 開催日時 令和5年11月19日
- ・ 開催場所 小瀬スポーツ公園(甲府会場)
- ・ 開催内容 山梨県の取り組み紹介(パネル・動画)
燃料電池自動車(ミライ)の展示、外部給電器の給電デモンストレーション
電気体験コーナー(自転車発電、手回し発電等)、P2G体験コーナー(水素ロケット発射実験)、啓発品配布など

④水素を広く県民にPRするため、「やまなしミライエネルギーフェス2024」を開催しました。

- ・ 開催日時 令和6年3月8日、9日
- ・ 開催場所 県立図書館(8日)
米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジ「Nesrad」(9日)
- ・ 開催内容 企業・団体によるセミナー&交流会(8日)
五感で楽しむ水素体験イベント(9日)

3 既設水力発電所によるクリーンエネルギーの安定生産(企業局電気課)

水力発電は、純国産エネルギーとしてエネルギーの自給率の向上、二酸化炭素を排出しないエネルギー源として地球温暖化対策や地域分散型エネルギーとして循環型社会の形成等に貢献しています。企業局では、昭和32年の西山発電所の運転を開始して以来60年以上が経過し、現在28

の発電所で水力発電を行っており、温室効果ガス排出抑制等に貢献しています。

直近10か年の供給電力量の実績及び令和4年度の環境負荷低減効果

水力発電による供給電力量の実績

年度	目標電力量	供給電力量実績
	kWh	kWh
25	473,353,000	409,900,630
26	473,556,800	472,971,136
27	478,116,500	521,579,133
28	471,276,500	471,060,917
29	446,400,500	411,048,881
30	477,932,500	468,194,008
R1	489,174,500	501,311,988
R2	491,616,492	467,437,188
R3	489,114,500	417,607,777
R4	464,152,500	403,788,143
R5	493,832,700	438,768,590

○温室効果ガス排出抑制効果

$438,768,590\text{kWh} \times 0.457 \text{ kg-CO}_2/\text{kWh} \div 1,000 = 200,517\text{t-CO}_2$

- ・年間約20万 t の温室効果ガスの抑制効果
- ・排出係数0.457 kg-CO₂/kWhは、東京電力エナジーパートナー（株）を適用（環境省公表 電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)－R4年度実績）

4-3 オゾン層の保護対策の推進

1 オゾン層の保護対策（環境・エネルギー政策課、環境整備課）

地球を取り巻く成層圏に分布するオゾン層は、太陽光に含まれる紫外線⁴のうち有害なもの（UV-B）の大部分を吸収し、私たち生物を守っています。このオゾン層が特定フロン（クロロフルオロカーボン）等の化学物質により破壊され、その結果として、地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じる恐れがあります。

また、代替フロンとして利用されているHFC（ハイドロフルオロカーボン）については、その種類によって二酸化炭素の数百倍から数万倍の地球温暖化をもたらすことから、HFCについても適正な管理及び廃棄時の回収・破壊などの対策が求められています。

(1) フロン対策の経緯等

オゾン層の保護については、「ウィーン条約」など国際的な取り組みにより、その対策が進められてきました。我が国では、昭和63年に制定された「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（オゾン層保護法）により段階的に生産を廃止し、代替フロンへの転換等が進んでいます。

しかし、オゾン層保護の観点からは、過去に生産され、エアコン等の中に冷媒として充てんされているフロン類が排出されないように、これを回収・破壊することが必要とされています。

(2) フロンの回収・破壊処理の法的整備

平成13年に業務用の冷凍空調機器を廃棄する際のフロン類の回収等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が制定され、平成18年には、行程管理制度の導入、機器整備時のフロン回収の義務化等を追加する法改正が行われました。

また、平成25年には、機器の使用時におけるフロン類の漏えいが想定よりも相当程度多いことが判明したこと等を踏まえ、フロン類の回収・破壊だけでなく、フロン製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が導入され、名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に改められました。

さらに、令和元年には、低迷する機器廃棄時のフロン類の回収率を向上させるため、引渡義務違反にかかる直接罰や廃棄物・リサイクル業者等が機器を引き取る際にフロン回収を確認できない場合の引取り禁止等を追加する法改正が行われました。

なお、カーエアコンについては、平成17年1月1日から「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に移行しています。

また、家庭用エアコン・冷蔵庫については、平成13年4月1日から「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」においてフロンの回収が義務づけられています。

⁴ 紫外線は、波長により、A領域紫外線（UV-A：波長315～400nm）・B領域紫外線（UV-B：波長280～315nm）・C領域紫外線（UV-C：波長100～280nm）の3つに区分され、波長が短いほどエネルギーが大きく有害性が増加する。しかし、波長が短いUV-Cは成層圏のオゾンに完全に吸収され地上へ到達しないため、UV-Bが「有害紫外線」と一般に呼ばれており、オゾン層の破壊の影響をもっとも強く受けている。また、紫外線はオゾン全量の影響を受けるほか、大気により散乱・吸収等されたのち地上に到達するため、大気中での透過条件（天候・大気層を透過する距離・大気汚染状況等）により地上への到達量が大きく変化する。このため、同じ標高であれば太陽高度の高い地域（より低緯度の南の地域）が、同じ地域であれば標高が高い地域の方が紫外線量は多くなる。

今後とも、これらの法律等に基づき、オゾン層の保護及び地球温暖化防止の双方の観点から、フロン類回収の徹底を図ることが重要となっています。

・回収実績(令和5年度) 冷凍空調機器 6,401台 33,941kg

5 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり

5-1 多様な環境教育・環境学習の推進

県の環境教育推進体制と主な実施内容

1 環境教育の推進体制(自然共生推進課)

(1)やまなし環境教育等推進行動計画

環境教育の果たす役割がますます重要になっていくことから、平成21年3月に策定した「やまなし環境教育等実践指針」を見直し、新たに「やまなし環境教育等推進行動計画」を平成25年3月に策定しました。

計画では、県民や学校、民間団体、事業者が様々な環境保全活動を活発に展開できるよう、各主体の役割に応じ、様々な場における環境教育に関する具体的な取り組みを体系的に分かりやすく整理することにより、効果的な環境教育の実践に資するよう配慮しました。

(2)環境教育の推進体制

本県では、各部局にわたり様々な環境教育事業を展開しています。その体制と主な実施内容は右のとおりです。

2 環境教育の各種施策

(1)富士山科学研究所における環境教室等（富士山科学研究所）

富士山科学研究所の環境教育部門では、環境問題を地球規模で考え、身近なことから実践することの大切さを学習する「ふじさん自然教室」、「自然体験事業」や常設展示・企画展示など、幅広い環境教育事業を実施しています。

環境・エネルギー部

環境・エネルギー政策課	○環境活動の推進 ○省エネルギー、クリーンエネルギーの普及啓発 ○やまなしクールチョイス県民運動等各種普及啓発
大気水質保全課	○大気・水質保全等公害防止に係る普及啓発
自然共生推進課	○自然保護に係る普及啓発 ○「ハヶ岳環境と文化のむら」の運営
富士山科学研究所	○環境教育事業の実施 ○指導者の育成等

林政部

森林政策課	○「山の日」啓発活動推進等
森林整備課	○森林整備、森林・山村地域の活性化 ○緑化推進、森林災害予防の普及啓発
林業振興課	○植樹運動、林業体験等を通じた林業普及
県有林課	○「森林文化の森」の整備と利用促進
森林総合研究所	○森林・林業に関する調査・研究 ○森の教室等の実施
各林務環境事務所	○地域における環境保全活動の推進

教育庁

義務教育課	○エネルギー教育推進事業の実施
高校教育課	○エネルギー教育推進事業の実施
生涯学習課	○フロンティア・アドベンチャー「やまなし少年海洋道中」の実施 ○やまなしまなびネットワークシステムの運営

その他の部局

企業局電気課	○クリーンエネルギー学習講座等の実施
--------	--------------------

環境教育事業の概要(令和5年度)

事業名	R5実績	備 考
ふじさん自然教室	団体を対象として随時開催	
富士山学習支援	団体を対象として随時開催	小中学校で実施されている「富士山学習」などに講師を派遣
出張講義	団体を対象として随時開催	各種団体からの講師派遣依頼に対し研究員を講師として派遣
自然体験事業	延べ39日開催	体験活動を取り入れながら、身のまわりのものを題材とした体験事業や自然観察会を開催 森のガイドウォーク(37日間※)、U-15理科研究部(1回)、富士山火山観察会(1回) ※40日間の実施予定に対し、台風や悪天候のため3日間が中止となった
富士山科学講座	3回(6講座)開催	科学的なデータや知見を取り入れ、わかりやすい内容で開催
富士山自然ガイドスキルアップセミナー	4回開催	外部講師を招き、より専門的な内容で科学的なデータや知見を取り入れた講義を開催
常設展示	富士山サイエンスラボ内に展示	研究員の監修のもと、富士山の基礎的な知見について展示
企画展示	「はかる ～研究者はどのように「モノ」を見ているのか～」 4/29～12/10	研究員の監修のもと、研究成果や研究内容に関連した展示

(2) ともエコクラブ活動の支援(自然共生推進課)

次代を担う子どもたちが、地域において楽しく自発的に環境学習及び環境保全活動を行う「ともエコクラブ」の活動を支援し、その内容の充実を図っています。

○県内の加入状況(令和6年3月31日現在)

- ・クラブ数…5
- ・会員数 …155人 (全国:クラブ数…2,338 会員数…97,481人)

○事業内容

- ・ともエコクラブ全国フェスティバル
ともエコクラブの活動をまとめた壁新聞及び絵日記の募集。
- ・ともエコクラブ事業の広報
新規登録を促すため、イベントでのチラシの配布やホームページに掲載。

(3) 体験の機会の場の認定(自然共生推進課)

平成24年10月に施行された「環境教育等促進法」に基づく「体験の機会の場」として、公益財団法人キープ協会の施設等を平成24年12月に認定しました。全国に先駆けた第1号の認定です。

(4) 森林体験活動の推進(森林整備課)

学校週5日制の実施や総合的な学習の時間の創設に伴い、森林の教育的利用に対するニーズが高まってきた中で、児童・生徒の教育の手段として森林体験活動を活用するために必要な指導助言や情報提供を行っており、活動の活発化を図るため令和元年度には「森の中でできること～森林環境教育マニュアル～」を発行するとともに、森林体験活動を行う教育機関に対し、活動費用の一部を補助しました(令和5年度補助金交付機関数:0教育機関、補助金交付総額:0円)。

(5) どんぐりクラブ育成事業(森林整備課)

小学生以下の子どもに、山や森、公園に落ちているどんぐりを拾う活動を通じて、緑に親しみ、森林を大切にする心を育んでもらうことを目的として実施しています。また、集まったどんぐりは環境教育等への活用を

図るため、県緑化園で養成し、希望した公共施設に配付しています。

令和5年度は471人の子どもの会員となり、ヤマブキ、ウツギ、コナラ、シラカシの苗木を配付しました。

(6) エネルギー教育推進事業(義務教育課、高校教育課)

① ESD エネルギー教育体験プログラムの実施

小学校におけるエネルギー教育として、省資源・省エネルギー活動を推進するための「ESDエネルギー教育体験プログラム」を行っています。エネルギーに対する興味・関心を高めることを目的とし、小学生が楽しめる体験型の科学実験教室を開催して、身近なエネルギーについて発見の楽しさや不思議さを感じさせることで、持続可能な社会づくりに向けての意識の向上を図ります。

② エネルギー教育関連教材の貸し出し

各教育事務所及び総合教育センターに学校では購入しにくいエネルギー教育関連教材を備え、貸し出しを行っています。児童生徒がエネルギーを実際につくり出す体験等を行うことにより、エネルギー問題等について理解の促進を図ります。

③ ホームページの活用・更新

ホームページ「小中学生のためのやまなしの環境教育」を通じて、環境学習に関わる県内の事業や施設、環境教育・エネルギー教育の進め方や実践事例、エネルギー教育関連教材等についての情報発信を行っています。

④ 高等学校におけるエネルギーに関する教育の推進

エネルギーについての意識を高めるとともに、学習指導要領の趣旨に沿ったエネルギーに関する教育を推進するため、実験器具・実験材料の整備、施設見学や講演会を実施しています。

(7) 青少年長期自然体験活動(フロンティア・アドベンチャー「やまなし少年海洋道中」)(生涯学習課)

物質的な豊かさに伴う便利な環境の中で生活している青少年に、本県には存在しない海洋における大自然の中で、野外活動生活を長期間実施することにより、青少年に心の豊かさや、たくましさを育む事業を実施しています。

実施に当たっては、美しい海洋の自然に触れることで地球環境の大切さを感じ、人と自然との共存について考える機会を設けるとともに、生活環境の異なる地域の人々との交流を進めることにより、人と人との繋がりについて理解を深める機会を設けています。

○経緯 昭和63年度より事業を開始し、令和5年度で34回目を迎えた。
(令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業中止)

【参考】

○令和5年度の実施内容

参加者	県内の中学生31名(男子16名、女子15名)		
実施日	事前説明会	令和5年6月25日	日帰り (ことぶき勸学院)
	事前研修会	令和5年7月15日・16日	2日 (いずみプール・県立八ヶ岳少年自然の家)
	現地研修	令和5年8月2日～8月9日	7泊8日 (東京都八丈島八丈町垂戸)
	※台風7号の影響で1日短縮して実施		
	事後研修会	令和5年8月20日	日帰り (県立八ヶ岳少年自然の家)
体験内容	・洋上体験(船での寝食、漁船クルージング、外洋の観察等)		
	・自然体験(キャンプ生活、スノーケリング、野外炊事、サバイバル踏破、ビバーク等)		
	・交流体験(八丈島の小中学生、住民の方等)		

・自然環境体験(全期間での衣食住、天候、海洋及び海洋性の自然等)

(8)やまなしエコティーチャーの派遣(自然共生推進課)

地域における環境保全意識の高揚を図り、地域の環境保全活動に資するため、環境に関する知識や豊富な経験のある人材を環境学習指導者(やまなしエコティーチャー)として登録し、県内の民間団体等が主催する環境保全に関する研修会等に派遣しました。

やまなしエコティーチャー登録名簿

令和6年3月31日現在

分野	No.	氏 名	分野	No.	氏 名	分野	No.	氏 名
自然環境	1	齋藤 一紀	自然環境	25	関根 健吾	生活環境	50	窪田 真弓
	2	流石 皇甫		26	小野 明子		51	小林 敏樹
	3	田中 収		27	村井 孝一		52	齊藤 尚子
	4	山本 紘治		28	岩渕 真奈美		53	櫻田 清
	5	依田 正直	自然環境・生活環境	29	日向 治子		54	篠原 充
	6	跡部 治賢		30	鳥屋尾 健		55	竹井 基
	7	内藤 邦雄		31	田村 のり子		56	廣瀬 隆博
	8	野澤 健夫		32	坂川 実基		57	森野 健治
	9	堀内 美千恵		34	澤登 早苗		58	渡辺 節子
	10	山田 健一郎	生活環境	35	芦澤 公子		59	伊藤 真理
	11	渡辺 尚希		36	黒田 光秀		60	島田 豊
	12	関 敦隆		37	志沢 美香		61	杉浦 修
	13	竜沢 信子		38	鶴田 和彦		62	永井 寛子
	14	窪田 茂		39	藤巻 真史		63	長池 伸子
	15	桑原 治雄		40	望月 あけみ		63	深澤 修
	16	竹内 時男		41	山坂 右内			
	17	宮川 広		42	石井 迪男			
	18	村山 力		43	草野 香寿恵			
	19	中山 孝志		44	櫻林 いさを			
	20	佐藤 陽介		45	佐藤 悦子			
	21	大久保 哲		46	島崎 洋一			
	22	岡野 由美		47	清水 喜美男			
	23	饗場 葉留果		48	中村 伯男			
	24	斎藤 園子		49	岸 いず美			

令和5年度実績

No	月・日	主催団体	テーマ	エコティーチャー	参加人数
1	5月19日	荏岐市立甘利小学校	ハケ岳の自然・野鳥	竹内時男	56
2	6月6日	甲斐市立玉幡児童館	食品ロスについて考えよう	佐藤悦子	39
3	6月20日	山梨県立富士見支援学校	清泉寮周辺の散策での見どころ	小野明子	11
4	6月23日	山梨県立富士見支援学校	再生可能エネルギー体験学習	芦澤公子	21
5	6月29日	富士河口湖町立大石小学校	エネルギーから環境を考えよう	島崎洋一	31
6	6月30日	富士通アイ・ネットワークシステムズ株式会社	持続可能社会づくりのために、私たちが今取り組むべきことを探る	芦澤公子	33
7	7月31日	祝10区育成会	清里で自然のおもしろさ・不思議さを楽しもう！！	小野明子	23
8	8月5日	株式会社フィッツ	夏休みソーラー工作教室	内藤邦雄	21
9	8月8日	早川町学童保育	環境教育	竜沢信子	9
10	8月10日	早川町学童保育	納豆の蓋の壁掛け作り・カレンダーのエコバック作り	渡辺節子	9
11	8月19日	万葉エコ市民の会	キッズエコチャレンジ 発電体験とエコクイズ	島崎洋一	18
12	8月25日	山梨県立甲府第一高等学校	山梨から宇宙を探索する	宮川広	184
13	10月26日	昭和町立西条小学校	環境×ゴミ×SDG sについて考える	日向治子	72
14	10月27日	中央市立豊富保育園	地球温暖化について SDG sとは？	芦澤公子	33
15	10月30日	中央市立玉穂保育園	地球温暖化について SDG sのお話（もったいない）自然エネルギーの活用について	芦澤公子	61
16	11月6日	中央市立田富第一保育園	地球温暖化、エコについてわかりやすく学ぶ	芦澤公子	73
17	11月10日	中央市立田富第三保育園	中央市保育園学習会 地球温暖化について・SDG sのお話・自然エネルギーの活用について	芦澤公子	38
18	11月13日	中央市立田富第二保育園	地球温暖化について・SDG sのお話	芦澤公子	44
19	11月20日	中央市立田富第二保育園	エコ学習 地球温暖化について	芦澤公子	16
20	12月20日	山梨県立盲学校	科学実験教室	島崎洋一	13
21	1月10日	富士見支援学校旭分校	バードウォッチングを通じて、野鳥のことを知ったり、自然にたくさん触れたりする。	佐藤陽介	12
22	1月16日	カーリンコン甲斐	地球温暖化について	佐藤悦子	14
23	3月7日	しらね女性団体連絡協議会	暮らしの中でできるエコ活動	小野明子	20
24	3月16日	北社自主上映会	マイクロプラスチック削減の現状と私たちにできること	日向治子	91

(9) やまなし環境学習プログラムの策定(自然共生推進課)

地球温暖化対策を推進していくため、平成23年3月に太陽光発電等自然エネルギーの分野に関し、小学校中学年用・小学校高学年用・中学校用の3件のプログラムを策定しました。子どもたちがそれぞれの発達段階において、体験的活動を中心にそこから得られる自然環境や社会問題について「学び」「話し合い」「行動に移す」ことを効果的に行うことができるよう構成されている実践的な指導用手引書です。

対象	プログラム	内容
小学校中学年	「やまなしのエコ大作戦」	体験やクイズを通じ、エネルギーについて知り、エコライフ宣言をする。
小学校高学年	「二酸化炭素ゼロやまなし」	山梨県の温暖化対策の目標を知り、身近なエコの方法を川柳で表現する。
中学校	「ソーラー王国やまなし」	山梨県のエネルギー計画を知り、未来のエネルギーの使い方を考える。

5-2 人材の育成

1 富士山科学研究所の取り組み(富士山科学研究所)

山梨県富士山科学研究所では、環境問題や環境教育への理解をより一層深めることを目的に、また、将来的には地域の環境活動を推進しうる人材を養成する第一歩となるよう、環境生涯学習プラン「富士山科学カレッジ」及び「富士山科学カレッジ大学院」、「自然解説員育成研修」を開講しています。また、県内小・中・高・特別支援学校の教員を対象に、山梨県総合教育センターと共催で「学校教員研修会～体験で学ぶ火山研修会」を実施しています。令和5年度の実績は次のとおりです。

富士山科学カレッジ(修了生 15 名)

種別	内容	講師	実施日
開講式	開講式・プログラムの確認	環境教育スタッフ	4/22
必須講座	気候変動下における侵略的外来植物の侵入予測	安田泰輔(主幹研究員)	6/10 (動画配信)
	富士五湖で進む富栄養化とその要因	山本真也(主任研究員)	6/11～18)
	世界遺産「富士山」の構成資産内を流れる「用水」について	小笠原輝(主任研究員)	9/9 (動画配信)
	火山の音とその観測	山河和也(研究員)	9/10～17)
	文化遺産としての富士山の美と人の行動	池口 仁(主任研究員)	11/11 (動画配信)
	富士山に生息するニホンジカの行動生態	中村圭太(研究員)	11/12～19)
	臨地講座 森のガイドウォーク	当研究所 自然解説員	5月～10月
選択講座	2 講座より一つ以上選択 ①常設展サイエンスラボ ②企画展		① 通年 ② 4/29～12/10
閉講式	修了認定証授与	環境教育スタッフ	11/11

富士山科学カレッジ大学院(修了生 9 名)

種別	内容	講師	実施日
開講式	開講式・プログラムの確認	環境教育スタッフ	4/22
必須講座	気候変動下における侵略的外来植物の侵入予測	安田泰輔(主幹研究員)	6/10 (動画配信 6/11～18)
	富士五湖で進む富栄養化とその要因	山本真也(研究員)	
	世界遺産「富士山」の構成資産内を流れる「用水」について	小笠原輝(研究員)	9/9 (動画配信 9/10～17)
	火山の音とその観測	山河和也(研究員)	
	文化遺産としての富士山の美と人の行動	池口 仁(研究員)	11/11 (動画配信 11/12～19)
	富士山に生息するニホンジカの行動生態	中村圭太(主任研究員)	
	臨地講座 森のガイドウォーク	当研究所 自然解説員	5 月～10 月
選択講座	研究成果発表会 (口頭発表 2 題目、ポスターセッション 18 題目)	当研究所 研究員	2/24
	4 講座より 2 講座を選択 ①スキルアップセミナー1 ②スキルアップセミナー2 ③スキルアップセミナー3 ④スキルアップセミナー4	①別宮有紀子(都留文科大学) ②上田恵介(立教大学) ③安田 敦(東京大学) ④秦 康範(山梨大学)	① 12/9 ② 1/13 ③ 2/10 ④ 3/9
閉講式	修了認定証授与	環境教育スタッフ	3/9

自然解説員育成研修(修了生 4 名)

種別	内容	講師	実施日
開講式	開講式・プログラムの確認	環境教育スタッフ	4/15
基礎講座	自然解説研修	環境教育スタッフ	4/15
演習講座 1	10 分プログラムの作成	環境教育スタッフ	6/24
演習講座 2	10 分プログラムの実施	環境教育スタッフ	7/15
演習講座 3	45 分プログラムの計画	環境教育スタッフ	8/19
演習講座 4	45 分プログラムの実施	環境教育スタッフ	9/23
演習講座 5	45 分プログラムの実施	環境教育スタッフ	10/7
臨地講座 1	森のガイドウォークへの参加	当研究所 自然解説員	5 月～10 月
臨地講座 2	森のガイドウォークへの参加	当研究所 自然解説員	5 月～10 月
臨地講座 3	森のガイドウォークへの参加	当研究所 自然解説員	5 月～10 月
臨地講座 4	森のガイドウォークへの参加	当研究所 自然解説員	5 月～10 月
閉講式	修了認定証授与	環境教育スタッフ	11/11

学校教員研修会～体験で学ぶ火山研修会

種別	内容	講師	実施日
火山学講義	火山学に関する講義	藤井敏嗣(所長)	8/7
実践事例	火山灰・火砕流のモデル実験	山元孝広(産業技術総合研究所)	
アナログ実験	火山現象を理解するための実験	吉本充宏(研究管理幹)	
セミナー グループディスカッション	火山および防災教育についての セミナーとグループ討議	千葉達朗(アジア航測株式会社)	
野外巡検	富士山周辺の野外にて、富士山の火山活動に関する巡検	他 当研究所研究員	8/8

2 森林総合研究所における研修(森林総合研究所)

林業従事者や後継者、また将来の担い手となる者を対象に技術研修を行い、地域林業や森林・林業教育の中核的指導者となるよう人材養成を行っています。令和4年度の実績は次のとおりです。

(1) 専門研修(対象: 県、市町村及び森林組合職員 ほか)

研修名	内容	実施日	受講者数
森林計画	森林測量アプリケーションによる森林情報取得と地域での利活用	R4.8.2	13
〃	森林経営管理制度の実務	R4.8.1	23
森林土木	保安林・林地開発制度の概要	R4.8.2	9
〃	森林土木測量研修	R4.5.18,19	11
普及指導	森林施業プランナー研修-森林施業提案書作成演習-	R5.2.13	12
労働安全	労働災害の防止対策	R4.12.16	5
〃	技術職員の安全管理(現場で被災しないために)	R4.12.19	26
森林保護	山梨県におけるナラ枯れ被害実態と対策	R4.5.30	12
環境保全	森林生態系における希少種保護	R4.6.21	62
林業機械	林業架線作業主任者免許講習	R4.6.16-8.10	8
〃	架線系集材技術の基礎(機械集材装置の運転の業務に係る特別教育)	R4.7.27,28	2
〃	林業安全作業指導Ⅰ(チェンソー・刈払機)	R4.5.20,24-26	48
〃	林業安全作業指導Ⅱ(チェンソー・刈払機)	R5.2.14-16, 21	30
〃	林業安全作業指導Ⅲ(チェンソー補講)	R5.2.22	7
計			288

(2) 基礎研修(対象: 一般県民、教職員 ほか)

研修名	内容	実施日	受講者数
教員指導者養成研修 (環境とものづくり研修会)	「森林・林業・木材の基礎知識」 「木工作入門」	R4.8.3	10
教員指導者養成研修 (身近な自然の指導法研修会)	「森林・林業の基礎知識」 「森と人間との関わり方」	R4.8.5	12
計			22

教員養成研修は、総合教育センターおよび(公財)山梨県緑化推進機構との共催

(3) 技能者養成研修(対象:林業従事者)

研修名	内容	実施日	受講者数
森林調査	GPS 測量の方法(2 年目)	R4.10.4	9
林業機械	「機械集材装置の運転の業務に係る特別教育」(2 年目)	R4.7.27-29	9
森林整備	森林施業の体系 森林整備の省力化・低コスト化作業 (3 年目)	R4.8.23, 11.29	3
現場管理	車両系高性能林業機械のメンテナンス 架線系高性能林業機械のメンテナンス 機械類の管理手法(3 年目)	R4.11.29-12.1	3
素材生産	効率的な高性能林業機械の使い方 高性能林業機械操作の検証(3 年目)	R4.12.7-9	3
現場管理	道具・資材のメンテナンス(2 年目)	R4.11.15	10
路網開設	路網の種類と目的(3 年目) 安全な路網開設・維持作業	R4.9.13-15,20	3
森林整備	安全なかかり木等処理作業(3 年目)	R4.11.8-9	3
素材生産	木材流通と木材利用 木材の特性 安全な素材生産作業の確認(3 年目)	R4.8.24-26	3
現場管理	刈払機、チェーンソーのメンテナンス (2 年目)	R4.10.5	9
計			55

5-3 環境に関する活動の展開

1 参加と連携による環境活動(環境・エネルギー政策課、自然共生推進課)

環境の保全と創造を図るためには、私たち一人ひとりが人間と環境との関わりについての理解と認識を深めるとともに、県民・事業者・民間団体・行政等がそれぞれの主体の特性を活かし、互いに補完しながら、連携して取り組むことが必要です。

県では、「やまなし環境月間」や「環境フォーラムinやまなし」の開催などを通じて、県民の環境保全への意識の高揚を図っているほか、環境保全実践活動の展開を支援・促進するため、「環境保全課題対策事業費補助金」(令和4年度～、平成19年度から平成30年度までは「環境保全活動支援事業費補助金」、令和元年度から令和3年度までは「環境保全重点課題対策事業費補助金」)により、市町村(一部事務組合を含む)や民間団体などが実施する環境保全事業に対して補助を行うとともに、地域の民間団体等が開催する環境問題に関する講演会や学習会等に対して講師を派遣する「環境学習指導者派遣事業(やまなしエコティーチャー)」(平成21年度～、平成7年度から平成20年度までは「環境アドバイザー派遣事業」)を実施し、地域の環境保全活動を支援しています。さらに、これらの活動が日常生活の中に定着していくことを目的として、環境美化活動に取り組む一斉活動日を設け、やまなしクリーンキャンペーン(平成8年度～令和2年度)を提唱、実施してきました。

(1) 令和5年度環境保全課題対策事業費補助金(環境・エネルギー政策課)

市町村や民間団体が実施する環境の保全と創造に関する事業に対し補助を行っています。

令和5年度実績 市町村7件、民間団体4件

(2) やまなし環境月間(5月30日～6月30日)における取り組み(自然共生推進課)

環境基本法においても定められた「環境の日(6月5日)」を中心として、環境美化の日(5月30日、ゴミゼロの日)から6月末までを「やまなし環境月間」とし、環境保全に向けた各種行事を実施しています。

令和4年度環境月間行事

行事名	概要	主催
環境フォーラム in やまなし	やまなし環境月間の中心行事として実施。環境問題を学ぶため、基調講演等を行った。また、山梨県環境保全功績者表彰として、環境保全に関する県民等の意識の啓発、高揚を図るため、地域の環境保全に顕著な功績のあった者を知事表彰した。	山梨県
環境情報コーナー	一般県民が多く利用する公共施設等において、環境に関する資料・パネル等を展示し、環境問題への意識啓発を図った。	山梨県
環境保全のための新聞広告掲載	環境保全の意識啓発を図るため、新聞広告を掲載した。	山梨県

(3)「やまなし森づくりコミッション」の支援(森林整備課)

企業や団体、県民参加の森づくりを推進するため、活動をサポートする組織として、平成19年8月に県と森林・林業、環境関係の24団体により設立された、「やまなし森づくりコミッション」への支援を行っています。(コミッションの事務局は、(公財)山梨県緑化推進機構)

○やまなし森づくりコミッションの活動内容

- ・企業・団体の森づくりの推進: 森林整備協定の締結、森づくり活動への参加に関する相談、活動資材の提供、森づくりに関する講師の派遣、森づくりイベントの紹介、森づくり活動の企画・立案への協力ほか

○ホームページURL: <http://www.y-ryokka.or.jp/ymc/index.html>

(4)CO₂吸収認証制度(森林整備課)

地球温暖化防止や水資源の涵養^{かんよう}など、森林の多面的な役割に対する県民の関心や、企業・団体の社会貢献活動としての森づくり活動に対する関心が高まっています。県では、企業・団体の森づくりへの参加促進と、より多くの県民が森づくり活動の効果に関心を持つ契機^{きげん}とするため、企業、団体の森づくり活動によるCO₂吸収量を認証する「やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度」を実施しています(令和5年度CO₂吸収認証: 24件、197.2 t-CO₂/年)。

※t-CO₂(二酸化炭素トン): 二酸化炭素の重さで、1t分の二酸化炭素(t-CO₂)は、体積にすると546m³、25mプール1杯1分に相当。

(5)やまなし土木施設環境ボランティアの推進(道路管理課・治水課・景観まちづくり室)

やまなし土木施設環境ボランティア推進事業は、自治会、老人クラブ、商店会、住民の有志等地域住民団体並びに企業、学校等及びその従業員、児童生徒等の団体の代表者が、公共施設を所管する建設事務所長に環境ボランティア届けを提出、県及び市町村との三者で合意書を取り交わし、県が管理している道路、河川、公園施設の清掃、除雪、除草、草花の植栽等の美化活動をする制度です。

県では、美化活動に必要なカンナ、鍬、ゴミ袋等の清掃用具、安全確保のための簡易バリアード等を支給しているほか、活動中の事故に備えてボランティア保険に加入しています。平成15年9月から募集を開始し、平成15年度末で16団体であった合意団体は、令和5年度末で101団体となっており、土木施設の維持管理及び地域の環境に対する住民意識の高揚を図り、快適なまちづくりを推進しています。

(6)山梨県環境保全基金(環境・エネルギー政策課)

県民、事業者等に対する環境の保全に関する知識の普及、実践活動の支援、地域に根ざした環境保全活動を推進することにより、県土の環境の保全を図るため、令和元年3月27日に「山梨県環境保全基金条例(以下「基金条例」という。))を公布・施行し、基金条例に基づく山梨県環境保全基金(以下「基金」という。))を

設置しました。

①基金の額

平成元年度に国の地域環境保全対策費補助金及び地方交付税交付金による財源措置を各2億円受け4億円とし、平成3年度には県が4億円を増額、令和5年度より取り崩しを行っています。残高は、令和5年度末現在約7億7,000万円となっています。

②基金運用益の処理

基金の運用から生ずる収益は、毎年度の歳入歳出予算に計上し、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、令和5年度は運用益約15万円と基金約3,900万円を活用し、次の事業を実施しました。

- ア やまなし環境月間事業
環境月間及び環境の日の新聞広告掲出及び環境フォーラムの実施等
- イ 環境保全課題対策事業費補助金事業
市町村、民間団体等が実施する環境の保全と創造に関する事業に対する補助
- ウ 気候変動リスクの普及啓発による行動変容促進事業
本県に特化した気候変動の影響分析、その結果の普及啓発
- エ やまなし水素エネルギー普及啓発事業
CO2フリー水素に関する知識の普及、イベントの実施
- オ 県内河川の環境美化啓発イベント事業
環境学習や河川敷の散乱ごみ状況調査イベントの実施、プラスチックごみに関する知識の普及
- カ 桂川・相模川流域協議会計費負担金
桂川・相模川の流域環境保全
- キ 環境パートナーシップやまなし負担金
エコライフお絵かき・川柳コンテストの実施
- ク 希少野生動植物保護対策事業
希少野生動植物の保護活動を実施している団体に対する支援
- ケ 富士山麓等生物多様性保全事業
外来種の防除活動を実施している団体に対する支援
- コ 生物多様性地域戦略策定
山梨県生物多様性戦略の策定、普及啓発

5-4 協働取組の促進

1 県民・事業者・行政のパートナーシップの構築

(1)環境パートナーシップやまなし(自然共生推進課)

①目的・概要

環境保全のための活動は、個人から各種団体まで規模や活動内容が多様化しており、団体間の連携や情報交換の場づくりが求められています。そこで、県民・事業者・行政のパートナーシップ(協働)のもと、自主的な環境保全活動を積極的に展開していくことを目的とし、平成9年6月5日、環境パートナーシップやまなし(会長:坂本 政彦 (一社)山梨県トラック協会相談役)が設立されました。

②事業内容

- 活動情報の交換及びネットワークづくりのための事業
 - ・広報誌の発行(年4回)
- 3R推進・温暖化対策のための事業
 - ・「エコライフお絵かき・川柳コンテスト2023」の実施
 - ・「やまなし環境活動推進ネットワークフォーラム」の開催
 - ・県民の日記念行事への出展
- 県事業との協働

(2)環境に関する企業連絡協議会(自然共生推進課)

「企業の抱える環境問題」を解決するため、県内の企業124社(令和6年3月現在)で構成している環境に関する企業連絡協議会(令和5年度会長:大嶋 敬史 東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社長)では、次の活動を行っています。

- ・環境に関する啓発活動の実施、各種取り組みへの参加
- ・各種環境研修会の開催
- ・環境美化活動の実施
- ・他の環境団体との連携

2 民間団体の環境保全活動への支援(自然共生推進課)

(1)公益財団法人やまなし環境財団

「やまなし環境財団」は、山梨県が民間の篤志家からの寄付をもとに、環境保全に向けた県民の意識の醸成を図るとともに、民間団体の自発的な環境保全への取り組みを支援することを目的に設立したものです。

①財団の概要

- ・設立年月日 平成9年11月20日
- ・基本財産 4億8,279万244円(令和6年3月31日現在)
- ・所在地 甲府市丸の内1-6-1(自然共生推進課内)
- ・理事長 関 尚史(環境・エネルギー部長)

②財団の事業内容(平成10年度から実施)

ア 環境保全活動支援助成事業

県内で環境保全活動をしている民間団体等が行う実践活動、普及啓発活動、調査・研究活動などに助成する。

(助成内容)

- スタートアップ助成:新たに開始又は開始後3年未満の団体の活動(助成率10/10以内で15万円を限度)
- ステップアップ助成:環境保全活動を開始後3年以上行っている団体等の活動に対して助成
 - ・助成率1/2以内で30万円を限度(助成期間2年間を限度)
- ブラッシュアップ助成:ステップアップ助成を2年以上交付された実績がある団体等の活動に助成
 - ・助成率1/2以内で10万円を限度

実績:令和5年度:スタートアップ助成5団体、ステップアップ助成4団体、
ブラッシュアップ助成3団体 1,846,000円を助成

イ 「若宮賞」表彰事業

優れた環境保全活動を行っている個人、団体を表彰(本財団の設立に御協力いただいた方の名前を記念し「若宮賞」としている)。

表彰対象: 概ね2〜3年以上継続して行っている環境保全に関する実践活動で、清掃美化、ごみ減量化・リサイクル、大気・水質浄化、環境教育等に関する活動を対象。令和5年度 2団体

ウ やまなし環境活動推進ネットワークフォーラムの開催

環境保全活動に取り組む民間団体等に交流の場を提供し、環境パートナーシップややまなしとの共催で、参加者の相互理解とネットワークの形成を目的に開催。

実績: 令和5年度「人と自然と循環を考える〜これからの暮らしに向けて〜」をテーマにポスターセッションを実施。

エ 情報提供事業

財団の事業や活動団体の紹介、県や活動団体等から寄せられた情報等を掲載するホームページを作成し情報発信するとともに、メールによる情報提供を行う。

オ 温暖化防止対策支援事業

山梨県地球温暖化防止活動推進センターに事業を委託し、実効性の高い効果的な地球温暖化防止対策の普及啓発や環境教育を実施する(委託事業内容:温暖化防止の相談窓口設置業務、温暖化防止環境教育教室開催業務、情報発信業務)。

3 桂川・相模川流域環境の保全(自然共生推進課、富士・東部林務環境事務所)

相模川は、その源流を山中湖に発し、山梨県内では桂川と呼ばれ、神奈川県に入ってから相模川と名前を変え、相模ダム(相模湖)、城山ダム(津久井湖)を経て、平塚市で相模湾に注ぐ全長113kmの一級河川です。両県の県民に過去から現在まで多くの恵みを与え続けている桂川・相模川の流域環境を、将来の世代にかけがえのない資産として引き継いでいくため、上流部の山梨県と下流部の神奈川県が流域に与えている環境負荷や、その改善のために果たすべき役割を認識したうえで、県域を越えて、流域の市町村、住民、企業等と一体となって、流域環境の保全に取り組むことを目的に、平成7年9月から両県の共同事業として「桂川・相模川流域環境保全推進事業」を開始しました。

この事業では、平成9年度までの3か年に、問題提起と合意形成を図るための流域シンポジウムや流域サミットを開催するとともに、流域の住民や市民団体・事業者・市町村等と一体となったクリーンキャンペーン、住民参加型環境調査、パートナーシップ交流等を実施し、併せて流域の全体像を把握するための流域環境基礎調査や流域環境の保全に関する住民意識調査を実施しました。

これらの事業成果を踏まえ、事業の最終年度となる平成9年度には、流域全体の環境保全のための推進母体として、流域の市町村や市民団体、企業等で構成する流域協議会を設置(平成10年1月20日)し、平成10年1月31日行動計画となる「アジェンダ21桂川・相模川」を策定しました。平成10年度からは、この流域協議会として活動を進めています。令和5年度の主な事業の実施状況は次のとおりです。

(1)クリーンキャンペーンの実施

流域で行われるクリーンキャンペーンの情報を集め、広く県民等に周知することにより環境保全活動への参加を促すとともに、簡易水質検査や水生生物調査等を行い、水質保全をはじめとする流域環境保全の重要性について啓発を行いました。

- ・実施箇所 山中湖から相模川河口までの44回
- ・参加人数 26,707人
- ・実施内容 ごみ清掃、簡易水質調査、水生生物調査等

(2) 流域シンポジウムの開催

「命とくらしを守れるか 新たな水害対策 住民参加で考える流域治水」と題し、海老名市との共催により、えびな市民活動センタービナレッジにおいてハイブリッド開催(集合・オンライン同時開催)しました。基調講演では元滋賀県知事の嘉田由紀子氏による講演、その他、市民の避難体験や城山ダムの緊急放流に関する発表やトークセッションを行いました。

- ・開催日 令和5年11月25日(土)
- ・開催場所 えびな市民活動センタービナレッジ(海老名市)
- ・参加者 約80人
- ・内容 (基調講演)元滋賀県知事 嘉田由紀子 氏
「流域治水がひらく川と人との関係 遠い水を近い水にいかに変えていくか」
(事例発表)流域在住市民 石井 保美 氏
「流域在住市民の台風第19号にかかる当時の対応」
神奈川県県土整備局河川下水道部河港課
「城山ダムの緊急放流に至るダム操作について」

(3) 環境調査事業の実施

ア 身近な水環境の一斉調査

第20回「身近な水環境の全国一斉調査」に参加した。一斉調査日である6月4日を中心に、会員約40人が参加し、流域を中心に123地点で調査を実施しました。

イ 梅花藻生息状況調査

近年減少傾向にあり、山梨県等で絶滅危惧種に指定されており、水質状況を知る資料となる梅花藻の生育状況を調査しました。

調査箇所(忍野村、富士吉田市、西桂町、都留市)

6 環境の保全と創造のための基盤づくり

6-1 環境情報の総合的な収集・提供体制の確立

1 環境情報センター(富士山科学研究所)

富士山科学研究所の環境情報センターは、富士山の自然や地域の環境についての情報を提供しています。

本センターでは、自然科学・環境に関する図書・DVD等を年々充実させていることに加え、富士山に関する資料の充実を図っています。さらに「ニューズレター」「メールマガジン」の発行等により、研究所の各種活動の紹介も行っています。



環境情報センター

環境情報センター施設概要

- 閲覧時間 午前9時～午後5時
(休館日:年末年始・蔵書点検期間・電気設備点検・雪による臨時休館)
- 図書閲覧コーナー 図書の閲覧、調査研究ができます。図書は館外貸出も受けられます。また、直接来所しなくても、最寄りの図書館を通して研究所の資料の検索・貸出ができます。
- DVD(ビデオ)コーナー 自然環境に関するDVD等を視聴ができます。
- パソコンコーナー 自然環境情報の検索ができます。
- バードウォッチングコーナー・ブラウジングコーナー 野鳥の観察や、雑誌の閲覧ができます。

令和5年度発行「ニューズレター」



環境情報センター蔵書数等（R6.3.31 現在）

図書	和書	25,372 冊
	洋書	518 冊
	合計	25,890 冊
AV 資料	ビデオ	584 点
	DVD	288 点
	CD-ROM	340 点
	合計	1,212 点
逐次刊行物	和洋雑誌	755 タイトル
その他	地図等	231 点

令和 5 年度利用実績

環境情報センター利用者数			3,449 人
図書個人貸出	人数		306 人
	図書貸出数		846 冊
	AV 貸出数		26 本
図書相互貸出	貸出	件数	3 件
		冊数	3 冊
	借受	件数	5 件
		冊数	5 冊
図書団体貸出	件数		1 件
	冊数		60 冊
AV 利用	人数		7 人
	本数		13 本
レファレンス（調査相談）			38 件
学習用 PC「しえん君」 利用人数（H22. 10 から提供）			利用中止

なお、環境教室等の参加者を含む富士山科学研究所全体の来館者数は次のとおりです。

富士山科学研究所来館者数（令和 5 年度）

区 分	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月	計
一 般	4,908 人	6,784 人	4,746 人	1,275 人	17,713 人
団 体	2,808 人	2,789 人	2,235 人	315 人	8,147 人
計	7,716 人	9,573 人	6,981 人	1,590 人	25,860 人

2 提供体制の確立（森林政策課、環境・エネルギー政策課、自然共生推進課）

（1）県ホームページ

県では、環境保全活動を広めていくため、県ホームページに広く情報提供しています。ここでは、「やまなしの森林」「やまなしの環境」「やまなし水政策ビジョン」の3つのページを紹介します。

①『やまなしの森林』

山梨県の森林・林業に関する取り組み、計画・イベント情報など、次の項目ごとに構成しています。

やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン

県では、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢の変化等に対応し、森林資源の有効活用による林業の成長産業化を実現するとともに、県民の暮らしを支え、様々な恩恵をもたらす森林の公益的機能の強化を図るため、新たに「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」を令和2年3月に策定しました。

このプランは、山梨県総合計画で定めた施策の方向性を踏まえ、本県の森林・林業・木材産業が目指す将来像を描いた上で、「森林の公益機能の強化」と「林業の成長産業化の推進」を2本の柱とし、取り組みの基本方針と施策の展開を示しています。

リーフレット「やまなしの森林」

山梨県の森林・林業・木材産業の概要を紹介するリーフレット「やまなしの森林」を掲載しています。

関連する計画等

山梨県が定めた森林に関連する計画や方針等を紹介しています。

- ・地域森林計画
- ・県有林管理計画
- ・森林セラピー推進指針
- ・山梨県緑化計画

やまなし森のイベント情報

「森林環境教育」や「木育」など森に関するさまざまなイベントを紹介しています。

森林公園だより（県民の森、武田の杜、金川の森）

森林と親しんでもらう森林公園の紹介と活動を紹介しています。

森林文化の森

人と森林との関わり合いを実感する場所、自然への回帰を目指す場所として整備した「森林文化の森」について、事業のねらいや整備方針などを掲載しています。

やまなし森づくりコミッション

森づくり活動フィールド・森林づくりイベント・指導者などの紹介や、活動計画や企画の提案など、森づくり活動を様々な形で支援します。

やまなしで過ごす「山の日」

国民の祝日「山の日」の意義や山梨の山や森林の魅力などに関する情報、県内外の方々が山に親しめるよう実施している様々な事業を紹介しています。

FSC森林管理認証

県有林は、持続可能な森林経営をさらに推進していくためにFSC森林管理認証を取得、その取組を紹介しています。

山梨県森林審議会

「山梨県森林審議会」の会議録を公表しています。

恩賜林について

3月11日は恩賜林記念日。恩賜林の沿革や恩賜林記念式典などを紹介しています。

林業・木材産業情報リンク集

林業・木材産業に関するリンク集です。

山梨県林業統計書

山梨県の林業統計データを掲載しています。

②『やまなしの環境』

山梨県の環境に関する計画や取り組み、環境団体の情報など次の項目ごとに構成しています。

山梨環境基本条例

平成16年4月1日に施行した「山梨県環境基本条例」です。

山梨県環境基本計画

「山梨県環境基本条例」で定めた環境の保全及び創造に関する施策の方向等を明らかにした、環境施策に関する基本計画です(平成26年3月に「第2次山梨県環境基本計画」を策定し、令和元年11月に中間見直しを行いました)。

環境関連の条例、計画等

- ・山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例
- ・山梨県地球温暖化対策条例
- ・山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例
- ・山梨県地球温暖化対策実行計画
- ・やまなしエネルギー環境マネジメントシステム
- ・山梨県生活排水処理施設整備構想
- ・第4次山梨県廃棄物総合計画
- ・山梨県災害廃棄物処理計画
- ・山梨県レッドデータブック
- ・やまなし「水」ブランド戦略
- ・やまなし水政策ビジョン

富士山の環境保全

富士山周辺の環境保全に取り組んでいる施設の紹介です。

- ・富士山科学研究所
- ・富士山世界遺産センター
- ・富士山ボランティアセンター

山梨県環境保全審議会

自然環境保全法第51条第2項(自然環境保全、鳥獣の保護繁殖及び狩猟、温泉)に関する重要事項及び環境基本法第43条第1項(環境の保全)に関する基本的事項の調査審議等を行う「山梨県環境保全審議会」の開催案内や会議録等を公表しています。

環境白書「やまなしの環境」

山梨県における環境の現状とその保全に向けた対策をまとめた環境白書「やまなしの環境」の各年度版を紹介しています。

環境NPO・団体の情報

「やまなしNPO情報ネット」では、県内の活動しているボランティア・NPOの情報などを提供しています。

環境関係例規集

山梨県の環境に関する条例等を掲載しています。

③『やまなし水政策ビジョン』

本県の水政策に関する総合的な指針である「やまなし水政策ビジョン」を掲載しています。

やまなし水政策ビジョン

「持続可能な水循環社会を目指して」を政策目標として定め、この目標を実現するために、「育水と保全～健全な水循環の維持～」、「魅力発信と活用～水を活かした地域・産業の振興～」、「連携と相互理解～水を通じた交流の活性化～」、「暮らしと防災～安全な水の確保と暮らしを守る治水の推進～」の4つの基本方針に基づき、健全な水循環系の構築と水を活かした地域振興を図るための指針として、平成25年6月に策定しました(従来の「山梨県水政策基本方針」は、「やまなし水政策ビジョン」の内容として引き継がれました)。

(2) 環境情報提供事業(環境ライブラリー事業)(自然共生推進課)

県民が環境問題に関心を持ち、実践活動に参加し、環境に配慮した生活スタイルへの転換が進むよう、「環境情報コーナー」の設置、ビデオテープの貸出しなど「ライブラリー事業」を実施しています。

○内容(令和5年度実施内容)

- ・移動情報コーナー(パネル、環境にやさしい商品等の展示)
- ・ビデオライブラリー
- ・パンフレットの提供

6-2 環境モニタリング・環境科学研究の推進

1 主な環境モニタリングの内容(大気水質保全課)

県が実施する主な環境モニタリングの内容は、次のとおりです。

(1) 大気汚染常時監視

大気汚染防止法に基づき大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局10局及び自動車排出ガス測定局2局の合計12局で窒素酸化物や浮遊粒子状物質等による汚染状況を常時監視している。

また、ベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質について8地点においてモニタリング調査を実施している。

(2) 公共用水域及び地下水の水質の常時監視

河川、湖沼の水質の状況を定期的に把握し、各種水質保全施策の基礎資料とするため、53地点においてBOD、CODなどの環境基準項目等の水質調査を実施。また地下水の状況を定期的に把握するため、概況調査を行い、過去の調査により環境基準を超過等し、継続的に監視するためモニタリング調査を実施する。

(3) ダイオキシン類の調査

ダイオキシン類による一般環境中の汚染状況を把握するため、大気2地点、公共用水域6地点、地下水9地点及び土壌6地点の調査を実施(令和5年度)。

(4) 騒音・振動の調査

幹線道路沿道地域の生活環境の保全を図るため、自動車騒音の常時監視を行う。

(5) 地盤沈下の調査

地盤沈下を未然に防止するため、一級水準測量調査や地下水位観測を行い地盤沈下の状況を把握する。

大気汚染常時監視、公共用水域及び地下水の水質の常時監視、ダイオキシン類の調査、騒音・振動及び地盤沈下に係る調査結果については、「2 安心・安全で快適な生活環境づくり」及び資料編に掲載しました。

2 富士山科学研究の推進

(1) 富士山科学研究所の取り組み(富士山科学研究所)

富士山科学研究所は、日本のシンボル・富士山に様々な角度から光を当て、世界共有の財産として“守り”、“活かす”ための方策を科学的に追求しています。平成9年に開所した山梨県環境科学研究所で積み重ねた研究の成果に根ざし、さらに富士山の知を集積し、その情報・成果を発信しています。

研究活動は、研究部を構成する「自然環境・共生研究科」及び「富士山火山防災研究センター」の各研究部門において、富士山に関する研究に対してプロジェクトチームを構成し戦略的に取り組む「富士山研究」、研究者が地域環境について基礎的な研究として取り組む「基盤研究」、並びに総合理工学研究機構が統括する領域横断的な共同研究や緊急性の高い行政課題に対応するために取り組む「成長戦略研究」、「特別研究」などを進めており、その成果を着実に積み重ねてきています。主な研究活動の状況は次のとおりです。

富士山研究	富士北麓地域における侵略的外来植物の防除支援システムの開発と社会実装に向けた研究	R5～R7
	富士山の最近 5,600 年間の主要テフラ層序に関する研究	R5～R7
	種分布モデルを基礎とした富士山の自然環境モニタリングシステムの開発	R3～R5
	富士山麓と周辺山地におけるニホンカモシカの保全生態学的研究	R3～R5
	富士山における落石事象の現地観測技術の開発と落下過程の解析	R5～R7
	保全メッセージが人の意識に及ぼす影響に関する研究:富士山での外来植物防除策を事例に	R3～R5
基盤研究	富士山のマグマ供給系解明に向けた基礎研究	R4～R6
	富士北麓の採取文化が維持されてきた社会的背景に関する研究	R5～R7
	自然災害にかかる継続的な学校防災計画改善に関する研究	R5～R7
	富士北麓におけるコウモリ類のねぐら生態および採食生態	R3～R5
特別研究	河口湖の水質浄化のための基礎的研究	R3～R6
	効果的な火山防災マップのあり方に関する研究	R5～R7
成長戦略研究	富士山の野生動物管理に向けた生態観測ネットワークの開発	R4～R6
	富士山の山岳ハザード検知のための空振観測研究	R5～R7
	富士山の災害対応に資する管理者向け情報共有プラットフォームの整備	R3～R5
総理研究	富士山噴火の減災に資する実験教材の開発	R4～R6

(2) 森林総合研究所(森林総合研究所)

森林総合研究所は、昭和10年に林業試験場として設立され、その後、林業研修所、林産事務所、林木育種場等を統合した林業技術センターを経て、平成6年から山梨県森林総合研究所として、森林、林業、林産業に対する新たな時代の要請に対応しています。

森林の持つ環境保全や木材生産をはじめとする多面的機能をより高度に発揮させるための調査研究を

行うとともに、再生可能資源である木材やきのこ類をはじめとする森林副産物の有効活用技術、効率的な木材生産作業システムの確立、木質バイオマスの有効活用技術の開発に取り組むなど、幅広い行政課題に対応しています。試験研究活動の状況は次のとおりです。

研究目標	部門	研 究 テ ー マ	期間
森林資源の造成と管理技術の確立	生産	希少植物等の生息域外保全研究	R1-R8
		高齢級人工林の適切な管理技術に関する研究	R2-R5
		トリュフ栽培に適した森林環境に関する研究	R3-R5
		森林空間を利用した山菜等栽培方法に関する研究	R3-R5
		カシノナガキクイムシ発生予察	R3-
		ヒノキ花粉症対策品種の円滑な生産支援	R3-R6
		カシノナガキクイムシ生息状況モニタリング	H24-
		再造林の低コスト化に関する研究	R4-R7
		カシノナガキクイムシの被害拡大に及ぼす因子に関する研究	R4-R5
		山梨県産キノコの抽出成分に関する研究	R4-R6
森林環境保全技術の確立	環境	山梨県におけるコウヨウゼンの植栽可能性に関する研究	R1-R5
		県有林モニタリング事業	H19-R8
		ニホンジカによる鉄道衝突事故の要因解明と対策に関する研究	R3-R5
		小規模流域における土砂流出対策のための水文地形的要因に関する研究	R3-R6
		ニホンジカによる植生への現在の影響は深刻なのか？過去数千年の個体群動態からの検証	R3-R6
		森林環境税モニタリング調査	H25-
		富士スバルライン沿線緑化試験	S43-
		ニホンジカとその個体数管理が森林限界・樹木限界に及ぼす影響の解明	R2-R5
		水源涵養機能の確保に向けたニホンジカと森林下層植生の管理に関する研究	R1-R5
		落葉広葉樹伐採後の更新初期過程に関する研究	R4-R6
		針広混交林化のための間伐手法に関する研究	R4-R5
森林資源活用技術の確立	資源利用	UAV、ICT 機器を活用した森林整備事業の業務効率化	R3-R5
		産業用マルチコプターを用いたマツクイムシ防除等の検討	R3-R5
		素材生産性向上に着目した工程管理手法の検討	R3-R5
		カシノナガキクイムシ被害木の有効利用に関する研究	R4-R5
		県産構造用製材品の品質管理基準に関する研究	R4-R5
		デジタル木材検収システム検証試験	R4-R5
		下刈り作業の機械化に向けた研究	R4-R6

(3) 衛生環境研究所(衛生業務課)

衛生環境研究所は、県関係部局との密接な連携のもと、県民の公衆衛生の向上と、より良い環境の保全を図るとともに、地域における健康危機管理に対応するため、衛生・環境行政の科学的、技術的中核として、調査研究、試験検査、研修指導及び情報の収集・解析・提供を行っています。

環境に関わるものとしては、大気汚染、水質汚濁、廃棄物、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、環境放射能、温泉及び環境指標生物等の試験検査や調査研究、技術指導を実施しています。

研究テーマ	期間
河口湖、精進湖、本栖湖のCODに関する研究	R4～R5
県内「名水」の水生生物による評価とその効果的発信	R4～R5
ブタクサの花粉飛散調査と気象データの解析	R5～R7

(4)産業技術センター(スタートアップ・経営支援課)

産業技術センターは、県内企業の発展と経済振興のため、技術支援、研究開発、人材育成、情報提供、技術移転・事業化支援を5つの柱とし、県内企業支援を行っています。環境に関しても企業の環境保全活動を支援するとともに、水素・燃料電池に関する研究や農産物の残渣を有効利用した研究、天然素材に発熱保温効果を付与する研究にも積極的に取り組んでいます。

試験研究機関	研究テーマ	期間
産業技術センター	CNF技術を応用した新規和紙製品開発	R4～6
	水素・燃料電池システムの多用途展開に関する研究	R4

ア 総合農業技術センター(農業技術課)

環境と調和した農業生産技術の開発のために、家畜ふん堆肥などの有機物由来肥料の活用試験や環境への負荷低減を図るため野菜類の有機栽培の実証、土壌の適正な養分管理技術について研究を行っています。

また、効率的な病虫害防除法の確立について検討するとともに、県内農耕地土壌の理化学性に関する調査を行っています。

さらに、土壌の炭素量を増加することで、人の経済活動によって発生する大気中の二酸化炭素の増加を抑制するという考え方に基づく国際的な取り組みである「4パーミル・イニシアチブ」に日本の都道府県で山梨県が初めて参加し、炭素貯留方法として果樹園から出る剪定枝を炭化した「バイオ炭」や草生栽培等を利用する研究や現地実証を実施しています。更にこの取り組みにより生産された農産物等を認証し、新たなブランドとして幅広くPRする取り組みを開始しました。

イ 果樹試験場(農業技術課)

環境にやさしい農業を推進するため、環境への負荷軽減に活用できる安定かつ効率的な防除技術の開発や、可給態窒素量を考慮した新しい施肥基準の確立を進めています。また、ブドウの着色期にあたる夏季の温度上昇は、ブドウの着色に悪影響を及ぼし、高品質安定生産の阻害要因となっていることから、環境変動に対応した遺伝的に着色性の優れた赤色系および黒色系の新品種の開発に取り組んでいます。さらに醸造用ブドウにおいても、本県の気候に適し、地球温暖化に対応した新たなフラッグシップとなる欧州系品種の選抜に取り組んでいます。

ウ 畜産酪農技術センター(畜産課)

暑熱環境下における肥育豚、肉用鶏の生産性低下や鶏卵の品質低下に対応した飼養管理技術と、耐暑性に優れる暖地型牧草の利用技術の研究を行っています。

また、採卵鶏や種鶏の窒素排出量を低減させる養鶏飼料の開発や温暖化により荒廃した草地の生産性向上と高栄養化を図る追播技術の確立について取り組んでいます。

試験研究機関	研 究 テ ー マ	期 間
総合農業 技術センター	県内主要土壌の地力の推移と変化要因の把握	S54～
	有機物施用土壌における地力窒素の評価	S50～
	新農薬の効果査定	S54～
	薬剤に対する耐性菌及び感受性低下害虫のリスク管理	H26～
	本県の野菜栽培における生分解マルチの適応性試験	R2～R5
	有機質資材による持続可能な農業技術の確立	R2～R6
	野菜栽培ほ場における温室効果ガス亜酸化窒素発生抑制技術の確立	R5～R7
	果樹や野菜におけるバイオ炭を用いた土壌炭素貯留効果の検証	R5～R7
果樹試験場	環境に配慮した病虫害防除法の改善（有効薬剤の検索及び防除法の改善）	H25～
	着色系オリジナル品種の育成	H29～R8
	山梨県のフラッグシップとなる欧州系醸造用品種の選抜（ワイン特性の解明）	R5～R7
	ブドウとモモの新しい窒素施肥基準の作成	R5～R7
畜産酪農 技術センター	暑熱時における卵重増加のための栄養調整技術の開発	H30～R4
	不耕起および簡易耕を活用した飼料用トウモロコシの省力栽培技術	R2～R4
	硝酸性窒素等の規制強化に対応した養豚汚水処理技術と浄化植物の利用技術の確立	R2～R4
	ビニールハウス豚舎の快適性に配慮した肉豚生産技術の開発	R3～R4
	ブロイラーにおける暑熱時の生産性低下防止技術の開発	R3～R5
	暖地型牧草の栽培利用技術の開発	R4～R6
	採卵鶏における気候変動影響予測	R5～R6
	生産性を維持しながら温室効果ガス削減を可能とする養鶏飼料の開発	R5～R7
	追播適性に優れるライグラス新品種を用いた省力的な草地の高位安定生産技術の確立	R5～R8

エ 水産技術センター（食糧花き水産課）

魚類生息環境の保全に関する試験研究調査や希少魚に関する調査研究を行うと共に、関係者へ指導普及を行っています。

試験研究機関	研 究 テ ー マ	期 間
水産技術センター	魚食性鳥類対策の効率化	R2～R5
	コクチバスの効率的駆除技術の開発	R3～R5
	クニマスの保全と養殖に関する研究	R4～R8

6-3 国際協力の推進

1 国際環境交流事業（富士山科学研究所）

富士山科学研究所は、本県の将来を見据え、予見・予防的な視点に立った環境行政を支援することを基本姿勢として、「研究」「教育・情報」「広報・交流」の各機能を通じて、自然と人との生活が調和した地域の実現に向けて事業を展開しています。「広報・交流」においては、富士山・環境をテーマとして人や情報の交流を活発にするため、県民の方々や地域との交流、国内外の研究者、研究機関との交流機会等を提供しており、毎年国内外の研究者を招聘し、一般向けに実施している国際シンポジウムについて、令和 5

年度は「大規模噴火による火山近傍への影響と対応」をテーマに行いました。

国際シンポジウム 2023

○開催日 令和 5 年 11 月 4 日

○テーマ 「大規模噴火による火山近傍への影響と対応」

○開催場所 富士山科学研究所ホールおよびオンライン配信によるハイブリッド開催

○内 容

第 1 部 大規模噴火による火山近傍への影響と対応 ―国内外の事例から―

講演 1 「インドネシアにおける火山災害対応について」

Raditya JATI (インドネシア国家防災庁 政策システム・戦略 副長官)

講演 2 フィールドマッピングからリスク分析 ―イタリアの火山島における ADVISE モデルの開発と適用― Sébastien BIASS (University of Geneva)

講演 3 「富士山周辺の火山複合災害における避難経路状況の見える化」

本多亮 (山梨県富士山科学研究所)

講演 4 「富士山噴火災害避難計画策定における溶岩流を考慮した車両避難シミュレーション」

佐多宏太 (トヨタ自動車(株) 未来創生センター)

第 2 部 パネルディスカッション ―火山近傍における対応について―

コーディネーター：吉本充宏 (山梨県富士山科学研究所)

パネリスト：Sébastien BIASS (University of Geneva)

Christina MAGILL (GNS Science)

本多亮 (山梨県富士山科学研究所)

佐多宏太 (トヨタ自動車(株) 未来創生センター)

重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

その機構を解明し、富士山の自然生態系の保護、保全に対する提言を行います。

1-1 多様な自然環境の保全

1 富士山総合保全対策の推進(富士山保全・観光エコシステム推進グループ)

日本の象徴である富士山は、平成25年6月に世界文化遺産に登録されました。この美しい姿と豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐことは私たちの責務であり、国民的課題でもあります。

県は、平成8年の富士箱根伊豆国立公園指定60周年を機に、その歴史を踏まえ、新たな時代を展望した富士山保全のための総合的な取り組みに向け、平成10年2月に富士山総合環境保全対策基本方針を策定し、この基本方針に沿って、総合的な保全対策を推進しています。また、富士山の環境保全に取り組むため静岡県との連携が必要であることから、平成10年11月18日に山梨・静岡両県で富士山憲章を制定しました。

富士山憲章は、富士山を美しい姿のまま後世に引き継いでいくことを基本理念とするもので、この理念に基づき、
○自然を守り、文化を育むこと
○自然と人との共生を図ること
○環境保全のために積極的に行動すること
などを行動規範として定めています。

また、県は、2月23日を富士山の日とする「山梨県富士山の日条例」を制定し、平成23年12月22日に公布しました。富士山の日は、日本の象徴である富士山について、県民が、理解と関心を深め、その恵みに感謝し、愛する心を育むとともに、その保護及び適正な利用を図ることにより、富士山の豊かな自然及び美しい景観並びに富士山に関する歴史及び文化を後世に引き継ぐことを期する日です。

令和5年度における富士山の多様な自然環境保全のための事業は、次のとおりです。

富士山憲章

富士山は、その雄大さ、気高さにより、古くから人々に深い感銘を与え、「心のふるさと」として親しまれ、愛されてきた山です。

富士山は、多様な自然の豊かさとともに、原生林をはじめ貴重な動植物の分布など、学術的にも高い価値を持っています。

富士山は、私たちにとって、美しい景観や豊富な地下水などの恵みをもたらしています。この恵みは、特色ある地域社会を形成し、潤いに満ちた文化を育んできました。

しかし、自然に対する過度の利用や社会経済活動などの人々の営みは、富士山の自然環境に様々な影響を及ぼしています。

富士山の貴重な自然は、一度壊れると復元することは非常に困難です。富士山は、自然、景観、歴史・文化のどれひとつをとっても、人間社会を写し出す鏡であり、富士山と人との共生は、私たちの最も重要な課題です。

私たちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子供たちのため、その自然環境の保全に取り組んでいきます。

今こそ、私たちは、富士山を愛する多くの人々の思いを結集し、保護と適正な利用のもとに、富士山を国民の財産として、世界に誇る日本のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。

よって、山梨・静岡両県は、ここに富士山憲章を定めます。

- 1 富士山の自然を学び、親しみ、豊かな恵みに感謝しよう。
- 1 富士山の美しい自然を大切に守り、豊かな文化を育もう。
- 1 富士山の自然環境への負荷を減らし、人との共生を図ろう。
- 1 富士山の環境保全のために、一人ひとりが積極的に行動しよう。
- 1 富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に末長く継承しよう。

平成10年11月18日

山梨県・静岡県

山梨県富士山の日条例

(目的)

第1条 日本の象徴である富士山について、県民が、理解と関心を深め、その恵みに感謝し、愛する心を育むとともに、その保護及び適正な利用を図ることにより、富士山の豊かな自然及び美しい景観並びに富士山に関する歴史及び文化を後世に引き継ぐことを期する日として、富士山の日を設ける。

(富士山の日)

第2条 富士山の日は、2月23日とする。

(県の責務)

第3条 県は、市町村その他の団体と連携を図りつつ、富士山の日の特徴にのっとり、富士山を後世に引き継ぐための取組を行うものとする。

(県民の協力)

第4条 県民は、前条の取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(1) 環境保全意識の啓発(富士山世界遺産センター)

日本の象徴であり、世界文化遺産にもなった富士山の環境保全意識を高めるため、富士山の日や各種キャンペーンにおいて、富士山憲章や富士山の日制定の趣旨について普及啓発活動を行いました。

○富士山の日関連イベント等の実施

- ・関連イベントの開催
富士山の日趣旨にふさわしいイベントを関連イベントとして募集し、県民等の参加を促しPR
- ・富士山の日周知PR(1月～3月)
県内学校や観光施設等へのポスターの掲示

(2) 富士山憲章推進会議(富士山世界遺産センター)

「富士山憲章推進会議」＝山梨・静岡両県、国、地元市町村で構成

- ・会議開催(6月15日)
国(環境省、林野庁、国土交通省)、県、市町村等の富士山環境保全対策等について
- ・富士山憲章国道清掃キャンペーン
10月14日国道139号(山梨県立富士山世界遺産センター付近)において、清掃活動を静岡県と同時開催。富士山憲章入りの啓発物品を参加者へ配布。63名参加。80kgのゴミを回収。

(3) 富士山憲章山梨県推進会議(富士山ボランティアセンター)の活動(富士山世界遺産センター)

「富士山憲章山梨県推進会議」＝県、7市町村、2恩賜県有財産保護組合の代表で構成

- ・幹事会開催(5月23日)
令和4年度事業報告および決算、令和5年度事業計画および予算について
- ・環境保全に関する情報の受発信(ニューズレターの発行、メルマガの配信等)
- ・富士山美化啓発キャンペーン(8月14日参加者11名、8月11日参加者10名、8月12・18日参加者9名、8月25日参加者6名)
- ・富士山エコトレッキング(7月22日参加者20名、10月1日参加者20名)
- ・富士山環境学習支援プログラムの実施
富士山世界遺産センターでの「環境学習会」:3件、88名
学校等への「出張講座」:2件、134名
よろず相談等の「その他の支援活動」:3件、114名
- ・第21回「富士さんへ謹賀新年(富士山あて年賀状)」全国募集
応募総数1277点。県内外にて入賞・入選作品展を実施。
- ・富士山レンジャー写真展を県内外12箇所にて実施

(4) 富士山レンジャーの設置(富士山世界遺産センター)

富士山北麓地域における自然保護と適正利用を図るため、現地巡回業務及び観光客等への環境意識啓発活動を行う専任の職員(会計年度任用職員)として「富士山レンジャー」を設置(全国公募により採用)。

- ・平成17年6月1日付けで2名採用
- ・平成17年7月1日活動開始
- ・平成20年4月1日付けで2名増員し、4名体制とした。
- ・平成26年4月1日付けで3名増員し、7名体制とした。

(5) 富士山における利用者負担制度について(富士山保全・観光エコシステム推進グループ)

平成26年に、富士山の環境保全や登山者の安全確保を図るため、五合目から山頂を目指す登山者を対象に、山梨と静岡両県が実施主体となり、任意にて協力いただく「富士山保全協力金」の受け付けを始めました。いただいた協力金は、各県が基金を設置して、本制度の目的にかなった事業に充てています。

○制度概要

- ・金額 基本1,000円(子供や障害者等は協力頂ける範囲の金額)
- ・実施期間 登山道開通期間
- ・受付方法 現地での受付(受付場所:富士スバルライン五合目等)、インターネットやコンビニエンスストアでの事前受付
- ・用途 富士山の環境保全に関する事業(トイレの新設・改修等)、登山者の安全確保に関する事業(救護所の新設・拡充等)、富士山の普遍的価値の情報提供に関する事業

○実績(令和5年度)

令和5年度 協力者数 103,809人 協力金額 103,672,726円

(6) 富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドラインの周知と遵守(富士山世界遺産センター)

青木ヶ原樹海等の原生的な自然環境を保全しつつ持続可能な利用を図るため、エコツアー事業者、エコツアー参加者等に対する利用のルールとして、関係行政機関、エコツアー事業者などの合意の下、平成16年7月1日から施行している「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン」について、関係者の連携により、①ガイドラインの遵守、②新規参入事業者等への周知徹底、③現地検証、④ガイドラインの見直し等に取り組み、ガイドラインの実効性を担保するため「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン推進協議会」を開催しました。

- ・1回開催(令和5年12月14日 情報交換 他)

(7) 富士スバルラインのマイカー規制について(富士山保全・観光エコシステム推進グループ・道路整備課)

富士山北麓の自然環境を保全するとともに、交通渋滞の解消による持続可能な観光振興の推進を図るため、平成6年度からマイカーの乗り入れ規制を実施しており、令和5年度は7月14日(金)から9月10日(日)までの連続59日間実施しました。

(8) 富士五湖の静穏の保全(大気水質保全課)

富士五湖地域は気候・風土、自然景観などが優れており、日本の代表的な観光地、保養地として発展してきました。それは、その清らかな湖水、自然とふれあえる湖畔、そして何よりも自然の静けさが人々を魅了してきたためです。この貴重な財産を保全し、後世に残していくことは我々の責務であり、また、その活用について調整を図り、多くの人々が快適に自然を利用できるようにすることが必要です。

しかし、昭和60年頃から、モーターボート等の騒音苦情が数年来引き続き寄せられ、保養地に不可欠の静穏な環境を著しく阻害するなど環境資源、観光資源としての基盤に影響する状況となりました。このため、県は静穏の保全を目的とした「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」を昭和63年12月に制定し、平成元年4月1日から施行しました。

条例の施行から25年目となる平成25年6月には、富士山が世界遺産に登録されました。その登録に先立ち、イコモス(世界遺産委員会の諮問を受けて世界遺産の登録に関する答申等を行う国際的な非政府組織)から、「富士五湖においては相当な数量の動力船及びジェットスキーが湖の平穏な環境を阻害している」との勧告があったことや、地元自治体などからも制度改正の要望があったことを受け、平成26年3月に条例を改正して「航行の届出制度」等の新たな仕組みを導入し、自然と調和した富士五湖の適正利用を

より一層推進していくこととしました。

この条例は、次の5つの柱で構成されています。

①航行の制限	船舶安全法で検査が必要な動力船は航行制限時間(午後9時から翌日の午前7時までの時間、ただし、河口湖では7月1日から9月15日までは午前6時まで)に航行してはならないこと(ただし、公用、災害時、祭礼、漁業その他知事が許可した場合を除く)。
②船舶の届出	富士五湖(西湖・本栖湖を除く)に船舶を乗入れようとする所有者は、騒音防止方法(対策)等必要な事項を記載した届出書に船舶検査証書の写しを添え、山梨県知事に事前に届け出なければならないこと。また、届出を受理した時には届出済証を交付するので、見やすい場所に表示すること。なお、船舶の届出に係る事務は、山中湖村及び富士河口湖町で行っている。
③規制基準の遵守	船舶の航行時の騒音が規制基準(航行中の船舶の騒音が湖畔で5秒間以上連続して70デシベル)を超えてはならないこと。
④航行の届出	富士五湖(西湖・本栖湖を除く)に船舶を乗入れようとする所有者は、乗入れる湖、時期、日数等必要な事項を記載した届出書に船舶検査証書の写しを添え、乗入れる年度毎に、山梨県知事に事前に届け出なければならないこと。また、届出を受理した時には届出済証を交付するので、見やすい場所に表示すること。なお、航行の届出に係る事務は、山中湖村及び富士河口湖町で行っている。
⑤富士五湖環境監視員	富士五湖の静穏の保全についての指導、啓発を行うため監視員を設置すること。

※本栖湖・西湖は全域が自然公園法の規定による乗入れ規制地区に指定されており、許可船を除き、動力船の乗入れができません。

船舶の届出状況(届出市町村別・令和5年度届出分)

船舶種別	届出者住所		受付町村		総計
			山中湖村	富士河口湖町	
モーターボート	県内	受付町村に居住	3	5	8
		上記以外	0	3	3
	県外		29	73	102
	小計		32	81	113
水上オートバイ	県内	受付町村に居住	2	1	3
		上記以外	11	2	13
	県外		322	104	426
	小計		335	107	442
合計	県内	受付町村に居住	5	6	11
		上記以外	11	5	16
	県外		351	177	528
	小計		367	188	555

条例の一部改正(H26.8.1 施行)により、西湖・本栖湖が届出対象から除外されたため、区分は次のとおり。

- ・山中湖村: 山中湖
- ・富士河口湖町: 河口湖、精進湖

(9) 富士山の総合保全対策に関する研究(富士山科学研究所)

富士山は日本一の標高を有し、山麓から山頂に至るまでの大きな標高差は、様々な自然環境を造り出していますが、近年は、山麓部を中心にして自然環境が大きく変化し、多様な自然生態系も変わりつつあると言われています。富士山周辺の変わりつつある自然環境の変化が、自然生態系にどのように影響し、変化の実態がどのようになっているのかを調査することにより、富士山の特異で貴重な自然環境の動態とその機構を解明し、富士山の自然生態系の保護、保全に対する提言を行います。

富士山科学研究所では、富士山の総合保全対策に関わる研究を進めてきましたが、令和4年度に実施した研究は次のとおりです。

富士山研究	火山監視観測システムの富士山への最適化とその情報発信に関する研究	H30～R4
	富士火山東麓におけるテフラ層序の再考による噴火履歴の高精度化	R1～R4
	種分布モデルを基礎とした富士山の自然環境モニタリングシステムの開発	R3～R5
	富士山麓と周辺山地におけるニホンカモシカの保全生態学的研究	R3～R5
	富士山における歴史史料と火山噴出物の照合による噴火実態の解明	R3～R5
	保全メッセージが人の意識に及ぼす影響に関する研究:富士山での外来植物防除策を事例に	R3～R5
基盤研究	富士山のマグマ供給系解明に向けた基礎研究	R4～R6
	放棄草原への草刈導入とシカ除去による植物とチョウの復元に関する野外実験	R1～R4
	世界文化遺産富士山の構成資産を流れる「福地用水」の継承に関する研究	R2～R4
	抗酸化物質の摂取が富士登山者の急性高山病症状軽減に及ぼす影響	R2～R4
	富士山にかかわる自然災害の防災教育支援システムの開発	R2～R4
	富士北麓におけるコウモリ類のねぐら生態および採食生態	R3～R5
特別研究	河口湖の水質浄化のための基礎的研究	R3～R6
成長戦略研究	富士山の野生動物管理に向けた生態観測ネットワークの開発	R4～R6
	火山防災マップの信頼性向上に資する数値シミュレーション技術の高度化	R2～R4
	富士山の災害対応に資する管理者向け情報共有プラットフォームの整備	R3～R5

(10) 富士山包括的保存管理計画(富士山保全・観光エコシステム推進グループ)

世界遺産一覧表に記載された「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」は、富士山信仰の対象となった富士山域をはじめ、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、霊地・巡礼地である風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝・海浜、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品の源泉となった展望地点及びそこからの展望景観の範囲(以下「資産」といいます。)により構成されています。これらの範囲を含む富士山の山麓の区域は長く人々の暮らしや生業の場となり、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地として利用されてきた歴史を持っています。

このような性質を持つ資産の顕著な普遍的価値を次世代へと継承するためには、複数の部分から成る資産を「ひとつの存在(an entity)」として一体的に管理するとともに、観光・レクリエーションに対する社会的要請と顕著な普遍的価値の側面を成す「神聖さ」「美しさ」の維持との融合を図る「ひとつ(一体)の文化的景観(a cultural landscape)」としての管理手法を反映した保存・活用の基本方針・方法等を定める必要があります。

そのため県は、静岡県、関係市町村及び国等とともに、資産並びにその周辺環境を対象として、平成28年1月に既存の包括的保存管理計画を改定し、保存管理・保全のための事業に取り組んでいます。

1-2 優れた景観の保全

富士山の景観保全のため、令和5年度には次の事業等を実施しました。

(1) ゴミ対策(富士山保全・観光エコシステム推進グループ、富士山世界遺産センター)

① 富士山五合目～山頂のごみ投棄への対応

富士山クリーン作戦の実施((公財)富士山をきれいにする会、昭和37年～)

- ・8月5日実施、914名参加、収集量90kg

② 山小屋による事業系一般廃棄物の適正処理

富士山吉田口環境保全推進協議会(山小屋経営者の自主的団体、平成14年12月～)

- ・山小屋からの全ての排出ごみの持ち降ろしの徹底により適正な処理を実践。

③ 山麓部の不法投棄等防止対策

富士山麓環境美化推進ネットワーク

- ・山麓部におけるごみの監視を強化するため、民間企業、NPO法人等、53団体約5,000人で構成する「富士山麓環境美化推進ネットワーク」を組織し運営。(平成16年5月19日「富士山麓不法投棄防止ネットワーク」として発足。平成17年6月14日現行のとおり改称)
- ・構成員が日常業務の中で投棄物の発見や不審車両の通報、啓発活動に協力。
- ・冬タイヤへの換装を行う時季に自動車関連団体等の協力を得て、道の駅富士吉田で不法投棄防止啓発キャンペーンを実施(11月11日)
- ・ネットワーク会議の開催(3月17日)

(2) その他の事業(富士山保全・観光エコシステム推進グループ)

その他、富士山の景観保全のため、次の補助事業等を実施しています。

○ 富士山美化清掃活動への助成

- ・(公財)富士山をきれいにする会への補助金
- ・富士山及び周辺美化推進協議会への補助金

○ 富士山吉田口下山道七合目公衆トイレ維持管理運営協議会負担金

重点2 健全な森林・豊かな緑の保全

2-1 森林の多面的機能の発揮の促進

森林は、水源涵養機能を始め、二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能、多様な生態系を維持する機能、自然学習や環境教育の場としての機能など、多面的な機能を有しています。本県は、県土の約78%（約35万ha）を森林が占め、県民1人当たりの森林面積が国民1人当たりの森林面積の約2倍と、豊富な森林資源を有しているため、この多面的機能の効果を十分に享受することができ、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、余暇空間の創出など、健やかで潤いのある生活環境が創出されています。今後も、森林の有する多面的機能を発揮させていくため、森林の適正な維持・管理を計画的に図るとともに、都市部での緑化を推進していく必要があります。

1 森林区分に応じた森林整備（森林整備課）

森林の有する「水源涵養機能」「山地災害防止機能／土壌保全機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション機能」「文化機能」「生物多様性保全機能」「木材等生産機能」などの多面的機能を高度に発揮するため、適切な森林整備を推進します。

2 間伐等の促進（森林整備課）

県土の保全、水資源の涵養、保健・文化・教育的利用、生物の多様性の維持保全、地球温暖化防止などの、県民の森林の役割に対する期待に応えるため、間伐等の森林整備を推進しています。

本県の森林のうち、約44%（152,953ha）が人工林であり、そのうち、4～7齢級8,748haの森林が約6%を占め、森林の公益的機能の維持や地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策として、積極的な森林整備の推進が必要となっています。

こうした中、平成25年度に、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」が改正され、県では「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」を、県内の森林の所在する全市町村で「市町村特定間伐等促進計画」を策定し、県、市町村、森林組合、林業事業体、森林所有者等の連携により、各種補助事業を積極的に活用した間伐等の森林整備の推進を図っています。

間伐等の計画と実績

(ha)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計
計画	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	68,000
実績	6,325	6,625	6,684								19,634

3 県有林間伐材の利用促進（県有林課）

県土の約35%を占める県有林では、県土の保全や水源の涵養等の公益的機能の発揮と林産物の持続的な供給を図ることとしています。スギやヒノキ、カラマツ等の人工林は、間伐を行うことで明るく健全な森林として管理する必要があり、林道や作業道等の路網を整備することにより、伐採した間伐材を効率的に市場へ搬出し、利用促進にも取り組むこととしています。

県有林の搬出間伐実施量

単位:面積=ha、材積(立木)=m3

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
面 積	309	328	146	132	120
材 積	17,043	14,950	8,655	7,748	8,095

2-2 森林環境教育の推進

1 森林総合研究所の森林教育等

(1) 森の教室(森林総合研究所)

展示室、工作室、図書コーナーなどの施設や森林科学講座、体験学習、木工教室などの各種イベントの開催により森林、林業について幅広い普及啓発を行っています。令和5年度の来館者数は4,183人であり、実施したイベントの実績は次のとおりです。

教科	内容	講師	実施日	参加者数
やさしい森の科学講座	山菜・野草の楽しみ方	森林総合研究所 戸沢専門員	R5.5.6	22
	初夏の自然遊び	つむぐ代表理事 村山 敬洋	R5.6.10	5
	森の昆虫教室	森林総合研究所 大澤専門員	R5.7.15	31
	枝打ち体験とバウムクーヘン作り教室	つむぐ代表理事 村山 敬洋	R5.9.23	36
	天然キノコの見分け方教室	きのこ研究家 柴田 尚	R5.10.7	27
	ヒラタケの植菌体験教室	森林総合研究所 戸沢専門員	R6.2.3	19
	シイタケの植菌体験教室	森林総合研究所 戸沢専門員	R6.2.23	25
	間伐体験と間伐材を使った工作	つむぐ代表理事 村山 敬洋	R6.3.2	14
観察会	春の野山を歩こう	森林総合研究所 玉田研究員	R5.4.22	13
	野山を歩いて秋を描こう	森林総合研究所 玉田研究員絵手紙講師 森陽子	R5.11.19	2
森林環境教育講座	森のコンサート	シタール演奏家 伊藤礼ほか	R5.11.18	21
	ヒノキの丸太からカゴを作ろう	森の教室 外崎職員	R5.7.8	18
	森は大事なエネルギー	森林総合研究所 小澤主幹研究員	R5.12.9	16
	火をおこしてみよう	森林総合研究所 大地研究員	R6.1.27	18
木工、クラフト教室	ヒノキのマガジンラック作り	森林総合研究所 鈴木主任技能員	R5.8.11, 9.2	33
	森の万華鏡作り	森の教室職員	R5.7.20～8.31	24
	ふみ台作り	森の教室職員	R5.7.20～8.31	57
	バードコール作り	森の教室職員	R5.7.20～8.31	34
	ヒノキのスマホスピーカー作り	森林総合研究所 鈴木主任技能員	R5.6.24	21
	森のコピト作り	森林工房セブリ舎 佐久間雅哉	R5.8.5	10
	クラフト体験	森林総研職員、森の教室職員	R5.10.21	126
	木と押し花で遊ぼう	押し花インストラクター 山岸 一恵	R5.5.27	1
	つるを編む	森の教室 外崎職員	R5.11.3	11
	クリスマスリース作り	森の教室 外崎職員	R5.11.23	26
	ミニ門松作り	森の教室 外崎職員	R5.12.2	16
	ヒノキのはご板を作ろう	森林総合研究所 鈴木主任技能員	R6.1.13	16
	小枝で遊ぼう・壁掛け編	森の教室職員	通年	404
	合 計			1,046

(2) 森林環境教育に関する研修(森林総合研究所)

森林環境教育の指導者を育成するため、教員を対象とした教員指導者養成研修を実施しています。
令和5年度の実績は次のとおりです。

研修名	内容	実施日	受講者数
教員指導者養成研修 (環境とものづくり研修会)	「森林・林業・木材の基礎知識」 「木工作入門」	R5.8.3	10
教員指導者養成研修 (身近な自然の指導法研修会)	「森林・林業の基礎知識」 「森と人間との関わり方」	R5.8.5	15
計			25

(3) 附属機関の活動(ハヶ岳薬用植物園)(森林総合研究所)

ハーブなどの薬用植物や特用林産物の利用及び栽培方法を研究し、普及指導を行っています。
令和5年度の来園者は9,520人でした。なお、実施した研修実績は次のとおりです。

区分	内容	講師	実施日	参加者数
野草利用	山菜教室	森林総合研究所 戸沢一宏専門員	R5. 5. 14	20
ハーブ利用	ハーブ栽培教室	ハーブ研究家 興石睦子	R5. 5. 21	20
野草利用	料理に使うハーブ調味料	ハーブ研究家 興石睦子	R5. 7. 1	20
草木利用	草木染め	自然素材工芸家 野口朋子	R5. 7. 16	15
木工教室	山梨で育った木で工作に挑戦	森林総合研究所 鈴木泰仁主任技能員	R5. 7. 30	13
野草利用	作ってみよう健康茶	薬剤師 須藤はじめ	R5. 8. 20	21
きのこ利用	野生きのこ教室	きのこ専門家 柴田尚	R5. 9. 16	20
草木利用	野山のつるでかご作り	峡北森林組合 納賀梨恵	R5. 10. 29	15
草木利用	自然素材で飾り炭作り	峡北森林組合 神田一也	R5. 12. 2	11
きのこ利用	きのこ栽培教室	森林総合研究所 戸沢一宏専門員	R6. 3. 9	30
			合計	185

2-3 緑化の推進

1 県民緑化まつりの開催(森林整備課)

県土の約8割を覆う森林は、木材を生産するだけでなく、きれいな水を供給し、土砂災害や地球温暖化を防止するなど、私たちの生活に欠かせない大切な役割を果たしています。この貴重な財産を次世代の子供たちにつないでいくため、県民参加の植樹活動を行うことにより、本県の森林や森づくり活動について関心を持っていただくことを目的に、毎年県土緑化強調期間(4～5月)中に県民緑化まつりを開催し、記念式典及び植樹を実施しています。

《令和5年度県民緑化まつり》

式典会場 甲府市総合市民会館

植樹会場 西下条公園、古府中町地内民有林

2 緑の学習の推進(森林整備課)

緑をつくり、いかし、まもるためには、県民に広く緑の大切さや重要性について理解していただくとともに、社会全体で緑を支えていただくための相互協力が不可欠です。

そのため、平成26年3月に作成した「山梨県緑化計画」では、多くの県民が主体的に緑づくりに取り組む意識が醸成されるよう、身近な場所での学習機会の提供や、インターネットを活用した手軽な情報取得など、推進方策を見直し、平成26年度からは、これまで緑化センターで行ってきた緑化推進に関する事業について「緑の普及啓発事業」として新たな緑の学習の推進を展開しています。



緑の教室

令和5年度の緑の普及啓発事業では、県内各地の施設を利用した緑に関する様々な講座「緑の教室」や県内の巨樹・名木を巡り、その価値・保全・活用等を学ぶ「巨樹・名木講座」、地域の緑化推進及び樹木の診断を行う者を養成するための「緑サポーター養成講座」、都市緑化推進のための「特別講座」を実施した。(受講者:1,309人)また、県民からの緑に関する相談への対応(1,701件)のほか、教育機関や団体での出前講座を開催した。

3 緑の風景の創造(森林整備課)

計画的な緑化樹養成を行い、養成した緑化樹は要望があった公共施設に配付し、緑化率の向上に努めています。(令和5年度配付箇所:御勅使南公園、丘の公園、御坂路さくら公園、城山公園、山梨市立岩手小学校の5箇所)

2-4 ふれあいの機会の提供

1 森林文化の森の整備(県有林課)

近年では、人間性、親子の絆といった精神面の形成や情操教育の面から、“人と森林、人と人とのふれあい”の重要性が高まっており、かつてのような生活様式を基盤とした森林との関わり方を再評価し、新たな人と森林との共生を模索し、実現していく森づくりが求められています。

そこで、地元の方々の貴重な意見を踏まえ、県有林を主とした県下12か所に「森林文化の森」を整備していくこととし、平成10年度に整備計画を策定し、平成11年度から各地域の歴史特性、景観、森林の特徴を活かして歩道やトイレ等の整備、森林整備を行い、平成15年度に基本的な施設整備を終了しました。

なお、既存の県民の森、武田の杜、金川の森についても森林文化の森として位置づけを行い、主催事業の実施などを通じて、森林文化の森の利用促進の先導的役割を果たしています。

＜利用促進策の展開＞

森林文化の森では、整備された歩道、森林をフィールドとして県、市町村、有識者、地域住民などからなる「森林文化の森連絡会議」や「森の学校」が自然観察、林業作業体験、木工工作、ボランティア活動など誰でも気軽に参加できる「森林体験プログラム」を実施しています。各森林文化の森の施設配置や森林体験プログラムへの参加者募集については、パンフレット、県及び関係市町村の広報、県のホームページなどを通じて情報提供を行っています。

①森林文化の森のねらい

- ・活力ある山村づくりと中山間地域の振興・山梨の原風景の再生
- ・体験を通じた森林観の形成
- ・人間性の回復と親子の絆の強化
- ・自然教育の推進

②整備の基本方針

- ・森林そのものを活用した場所づくり
- ・地域の特性を生かした景観づくり
- ・文化的要素の導入
- ・積極的な利用促進策の展開
- ・市町村等との連携

③整備箇所

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ・釜無水源の森 | 峡北地域(北杜市白州町) |
| ・ハヶ岳の森 | 峡北地域(北杜市長坂町、北杜市大泉町、北杜市小淵沢町) |
| ・瑞牆の森 | 峡北地域(北杜市須玉町) |
| ・乙女高原の森 | 東山梨地域(山梨市牧丘町) |
| ・兜山の森 | 東山梨地域(笛吹市春日居町) |
| ・大菩薩の森 | 東山梨地域(甲州市塩山) |
| ・小金沢シオジの森 | 東部地域(大月市) |
| ・稲山の森 | 東八代地域(笛吹市八代町) |
| ・河口の森 | 富士北麓地域(富士河口湖町) |
| ・十谷の森 | 峡南地域(富士川町) |
| ・本栖の森 | 富士北麓地域(身延町、富士河口湖町) |
| ・思親山の森 | 峡南地域(南部町) |

2 森林公園の管理運営(県有林課)

気軽に森林とふれあい、自然に親しみ学ぶ場として、県民の森、武田の杜、金川の森の3つの森林公園を設置しています。これらの公園では、立地環境にあわせて、森林科学館、キャンプ場、木製大型遊具など、それぞれ特色ある施設を備え、武田の杜、金川の森において、年間約361回(令和5年度 2公園計)に及ぶ体験学習教室やイベントを開催しています。なお、県民の森は平成29年4月から南アルプス市に施設を移譲しており、市が主体となってイベントなどを行っています。

	県民の森	武田の杜	金川の森
所在地	南アルプス市	甲府市	笛吹市
面積	953ha	2,500ha	36.2ha
開設年	昭和43年	昭和48年	平成8年
主な施設	森林科学館、林間広場、休憩舎、遊歩道他 ※H29.4.1 南アルプス市へ移譲	サービスセンター、キャンプ場、森林学習展示館、自由広場、遊歩道他	ターゲットバードゴルフ場、乗り物広場、木製遊具、芝生広場他
利用者数(R5)	52,918人	69,179人	295,100人
体験教室イベント	—	森林セラピー、さくらまつり、親子でキャンプ、保護鳥獣の親子餌やり体験、夜景鑑賞会等	ウォーキング大会、生きもの博士養成講座、夏祭り、マウンテンバイク教室、交通安全講習会等

3 「山の日」啓発活動(森林政策課)

山梨県では、平成9年、故郷の山や森林を見つめ直し、その恩恵に改めて感謝する契機とするため、8月8日を『やまなし「山の日」』と定め、「山に親しむ」「山に学ぶ」「山と生きる」をコンセプトに県内各地で様々なイベントを実施するとともに、全国に先駆けて、山の日が祝日となるよう国や他の都道府県に働きかけを行ってきました。

こうした活動が大きな実を結び、平成28年より、8月11日が「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」日として、祝日「山の日」となりました。県では、やまなし「山の日」から祝日「山の日」に移行し、『やまなしで過ごす「山の日」』事業として「山の日」の意義や山梨の山や森林の魅力を県内外に広く情報発信しています。

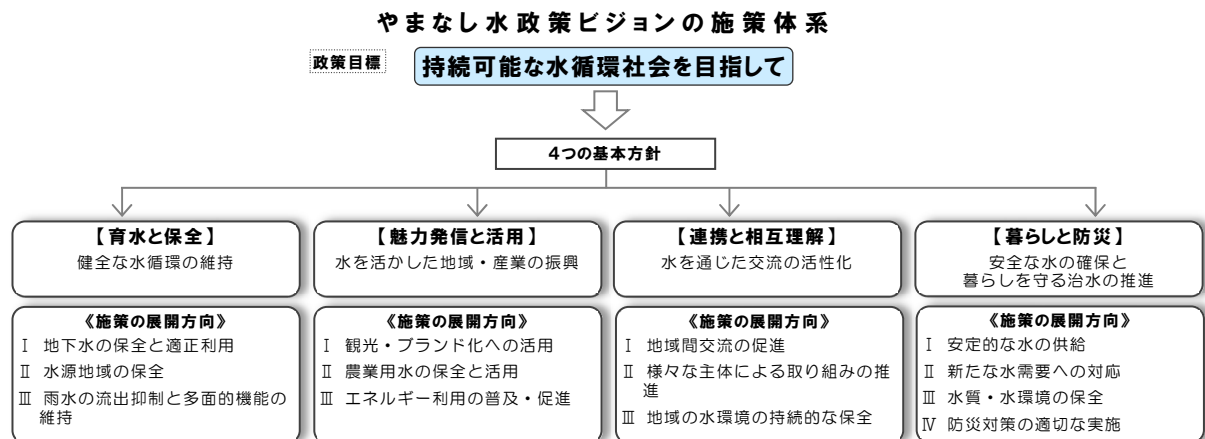
また、令和元年度には、第4回「山の日」記念全国大会を「山に親しみ 山に学び 山と生きる～持続可能な未来へ～」のテーマのもと本県で開催しました。

令和5年度は、県内各地で実施されている関連イベントと連携しつつ、記念イベントとして小中学生絵画コンクール(応募数:669点)、甘利山～千頭星山トレッキングツアーなどを企画・実施しました。

重点3 持続可能な水循環社会づくり

3-1 健全な水循環の維持（自然共生推進課）

健全な水循環系の構築と水を生かした地域振興を図るための指針として、平成25年6月に「やまなし水政策ビジョン」を策定し、持続可能な水循環社会を目指して様々な分野における水政策を進めています。令和5年度に実施した主な事業は、次のとおりです。なお、平成17年3月に策定した「山梨県水政策基本方針」は、「やまなし水政策ビジョン」の内容として引き継がれています。



1 森林の整備（森林整備課、県有林課）

水源涵養機能をはじめとする森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、間伐等の森林整備を実施しています。なお、平成24年度から、森林環境税を活用して荒廃した民有林の整備を進めています。

2 水源地域緊急整備（治山林道課）

近年、洪水・渇水被害や集中豪雨による山地災害などが頻発していることから、良質な水の安定的な供給や土砂流出の抑制に対する県民の要請が高まっており、水源地域の森林においては水源涵養機能の低下した荒廃森林の整備が緊急の課題となっています。このため、ダム上流域等の水資源の確保上重要な水源域において、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を面的、総合的に実施し、水資源の確保と県土の保全を図っています。

箇所数	事業費(千円)	備 考
4	231,774	治山ダム、森林整備等

3 水需給の動態調査(政策企画グループ)

(1)調査目的

国は平成11年6月に策定した「新しい全国総合水資源計画」(ウォータープラン21)のフォローアップ及び新たな長期計画の策定等に資するための基礎資料集積を目的として、毎年、全国水需給動態調査を実施しており、県は国からの委託を受け、地域の水需給の現状と動向を調査しています。

(2)調査内容

全国水需給動態調査は、毎年同様の項目を継続的に調査してその推移を把握する「①水需給動向調査」と、定期的に実施している「②雨水・再生水利用施設実態調査」、年度ごとに設定した特定の項目について把握するため、必要に応じて実施する「③特定課題調査」から構成されています。令和5年度については、「①水需給動向調査」は、都道府県のブロック別水道用水需要量、工業用水道需要量、その他用水需要量などについて、「②雨水・再生水利用施設実態調査」は、施設の規模などについて、調査を実施しました。

4 水源地域における適正な土地利用の確保(森林整備課)

本県の豊かな水資源を将来にわたって健全な状態で維持していくため、この水資源を育む森林など、水源涵養機能の高い土地の適正な利用を確保する必要があることから、平成24年12月、「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、水源涵養機能^{かん}の維持及び増進を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められる地域を「水源地域」として指定するとともに、水源地域内の土地について所有権等の移転又は設定をしようとするときは、事前に知事に届け出ることを義務付けています。

令和5年度水源地内の所有権等移転・設定届出状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

地区	件数			面積		
	(件)	所有権	賃借権等	(m2)	所有権	賃借権等
中北林務環境事務所	116			235,317		
		109	7		219,574	15,743
峡東林務環境事務所	53			255,151		
		3	50		197,482	57,669
峡南林務環境事務所	109			112,704		
		0	109		0	112,704
富士東部林務環境事務所	141			149,621		
		130	11		139,084	10,537
合計	419			752,793		
		242	177		556,140	196,653

5 地下水の保全と適正採取(大気水質保全課)

県では、地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護すると共に地盤沈下を未然に防止する観点から、昭和48年6月に「山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱」を定め、一定量以上の地下水を採取する場合に井戸設置者の手続き及び技術上の基準を定めていました。

平成24年12月、新たに「山梨県地下水資源及び水源地域の保全に関する条例」を制定し、一定規模以上の揚水設備を設置して地下水を採取する者に対し、県への事前届出制度を設けました。

この条例では、大規模地下水採取者に対して、年間採取量の報告と地下水涵養計画の策定を義

務づけています。また、知事による緊急時の採取制限命令も規定しました。

なお、令和4年度末現在、富士吉田市をはじめ10市町村では、独自の条例により、地下水資源の適正採取等について定めています。

県条例に基づく揚水設備(井戸)設置届出等件数

揚水設備設置届出件数(R6.3月末時点)

地 区	揚水機の吐出口の断面積	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
中北	6cm ² 超50cm ² 以下	60	12	6	7	6	9	4	5	4	8	5	126
	50cm ² 超	125	2	5	4	5	2	0	1	2	9	0	155
	合 計	185	14	11	11	11	11	4	6	6	17	5	281
	届出者数	74	12	8	8	5	4	4	3	5	12	3	138
峡東	6cm ² 超50cm ² 以下	22	2	0	5	10	6	3	3	3	2	2	58
	50cm ² 超	36	2	4	0	1	3	1	1	0	1	0	49
	合 計	58	4	4	5	11	9	4	4	3	3	2	107
	届出者数	21	3	1	2	9	6	2	1	2	3	2	52
峡南	6cm ² 超50cm ² 以下	35	2	0	2	7	7	2	0	2	1	1	59
	50cm ² 超	36	4	0	1	12	11	0	0	0	0	0	64
	合 計	71	6	0	3	19	18	2	0	2	1	1	123
	届出者数	25	5	0	3	5	2	2	0	1	1	1	45
富士・東部	6cm ² 超50cm ² 以下	54	3	5	3	6	0	0	0	0	3	0	74
	50cm ² 超	32	0	0	1	8	0	3	3	2	1	0	50
	合 計	86	3	5	4	14	0	3	3	2	4	0	124
	届出者数	28	3	3	3	4	1	1	3	1	3	0	50
合計	6cm ² 超50cm ² 以下	171	19	11	17	29	22	9	8	9	14	8	317
	50cm ² 超	229	8	9	6	26	16	4	5	4	11	0	318
	合 計	400	27	20	23	55	38	13	13	13	25	8	635
	届出者数	148	23	12	16	23	13	9	7	9	19	6	285

6 やまなし「水」ブランド戦略の推進(自然共生推進課)

豊かで良質な水を生かした本県のイメージアップ、地域・産業の活性化を図るための総合的な指針として、平成28年3月、やまなし「水」ブランド戦略を策定しました。

健全な水循環を守り育てる「育水」という考え方を基本に置き、健全で豊かな森林づくりを進め、水源涵養機能を強化するとともに、県や市町村、企業、団体など様々な主体により適切に保全された環境の中で産み出される、「豊か」で「きれい」な山梨の水の魅力を国内外に向けてPRしていくことにより、本県の良質な水のブランド力、さらには、山梨という地域そのもののブランド力の向上を目指していきます。

「育水」の推進と水のブランド力向上を図るため、令和5年度は次の事業を行いました。

(1) やまなし「水」ブランドプロモーション事業

- ① やまなし「水」ブランドの認知向上や意識の醸成を促すため、YouTubeやInstagramなどのSNS、イベントなど複数の広報媒体を活用した情報発信を行うとともに、水の魅力に触れる体験などを紹介するガイドブックを作成し配布することで、山梨県の豊かで良質な「水」の魅力を全国にPRしました。

また、「育水」を推進するため、環境教育イベントを開催しました。

(2) 森林の水源かん養機能の保全

- ① 水源林荒廃防止のためのシカ食害対策に係る調査研究を行いました。

3-2 水環境の保全

1 水辺環境の整備

(1) 河川(治水課)

河川は、単に治水・利水の機能を持つ施設としてだけではなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が、期待されています。

このため、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」に取り組んでいます。

(2) 砂防(砂防課)

土砂災害対策として砂防事業を推進しているところですが、自然豊かな溪流において工事を行うため、自然環境の改変につながらないよう留意しなければなりません。

本県は景観に優れ、貴重な動植物が存在するなど自然環境にも恵まれている地域が多いため、良好な自然を後世に残すことが求められており、自然環境・景観の保全と創造および溪流の利用に配慮した砂防事業を推進していきます。

3-3 ふれあいの機会の提供(治水課)

河川は、治水・利水の機能を持つ施設としてだけではなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が期待されており、水と親しみ憩いの場となる空間の創出に取り組んでいます。

重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

4-1 美しい景観の保全・整備の推進

1 山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（農業技術課）

農業は、自然循環との関わりの中で営まれており、環境と最も調和した産業で、国土の保全など多面的で公益的な機能を有しています。本県では、農業者が長年培ってきた高い生産技術と気候、風土など、恵まれた自然条件や京浜地方など大消費地に近いという立地条件を生かして、果樹、野菜、花きなどの栽培が行われています。

環境と調和した農業を推進するため、本県では、平成5年度に「山梨県環境保全型農業基本方針」（以下、基本方針という）を策定し（平成11年度、19年度及び28年度に改訂）、土づくりの推進や化学肥料・化学合成農薬の使用低減などにより、環境への負荷を軽減し、環境に配慮した持続可能な農業を積極的に推進してきました。平成28年度の改訂では、令和3年度において2016年慣行レベルに対し化学肥料由来の窒素量と化学合成農薬の使用回数を原則50%低減（ただし、果樹は化学合成農薬を低減する代替技術の確立が進んでいないことから30%低減）を目標に掲げ、環境保全型農業を推進してきました。

令和4年7月、国において「環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下、みどりの食料システム法という）」が施行され、それに伴い、本県では「山梨県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下、基本計画という）」を令和5年3月30日に策定しました（「基本方針」は内容が包含されたため廃止）。

「基本計画」では、「やまなし農業基本計画」が目指す施策の方向性を踏まえながら、以下に示す目標指標を掲げ、山梨県における環境と調和した農林水産業の実現を目指します。

目標指標	基準 (R3)	目標 (R8)
①化学肥料由来の窒素利用	R3実績→10%減	
②化学合成農薬の使用成分回数	R3実績→10%減	
③環境保全型農業直接支払い制度の取組面積	160ha	220ha
④有機農業取組面積	234ha	300ha
⑤やまなし4パーミル・イニシアチブ農産物認証制度の取組面積	4,852ha	7,300ha

4-2 環境の保全に資する農業の推進

1 環境に配慮した農業の総合的な推進

(1) 推進の背景と趣旨（農業技術課）

農業は、生態系の物質循環システムを活用して、再生産可能な資源を得るという点で環境との調和を基礎とする産業です。しかし、余剰な肥料成分は、地下水・湖沼等の水質汚濁や富栄養化の一因となる可能性があります。

平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」では、「農業の自然循環機能の維持増進」が位置づけられ、これを受けて、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（以下、持続農業法という）」などのいわゆる環境三法が制定されました。さらには、平成18年に「有機農業の推進に関する法律」が制定されるなど、農業生産活動に由来する環境負荷の低減を求める動きが強まってきました。

また、令和3年に農林水産省において、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取り組みとカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進しています。

このような背景を踏まえ、化学肥料、化学合成農薬等の資材の使用に伴う環境への負荷をできる限り抑え、環境保全と生産性の両面で調和がとれた環境に配慮した農業の推進を図るものです。

(2) 旧持続農業法による認定農業者（エコファーマー）の認定（農業技術課）

平成11年10月に施行された「持続農業法」に基づき、本県では、果樹をはじめ、野菜、水稻などについて農業者が導入すべき生産方式を明示した「持続性の高い農業生産方式の導入指針」を平成12年1月に策定・公表しました。県の指針や国の基準に適合する「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を作成し、認定された多くの農業者がエコファーマーとして環境保全型農業に取り組んできました。

令和4年、「みどりの食料システム法」の施行に伴い、エコファーマーの認定に係る「持続農業法」が廃止されたものの、同法において、現エコファーマーの認定に係る導入計画は、その認定期限（5年間）まで効力を有するとされました。

(3) 山梨県環境負荷低減事業活動実施計画による認定農業者（みどり認定）の認定（農業技術課）

旧エコファーマー認定制度に代わり、新たに「みどり認定」制度が創設され、本県も「山梨県環境負荷低減事業活動実施計画等認定要領」を令和5年3月に策定しました。旧エコファーマー認定制度における、土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に加え、有機農業の取り組みやバイオ炭の農地への施用活動等を認定要件に追加し、引き続き、みどり認定の取得を推進しています。

(4) 環境保全型農業の技術実証（農業技術課）

本県では、環境保全型農業の普及・定着を図るため、各地域普及センターが主体となってエコ技術実証ほを設置し、栽培技術実証と地域定着に対し支援を行っています。

さらに、平成24年度からは環境保全型農業直接支払補助金により、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減（特例3割低減）する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に

効果の高い営農活動(有機農業、草生栽培等)を支援しています。

(5)有機農業の推進(農業技術課)

本県では、「有機農業の推進に関する法律」を受け策定した「山梨県有機農業推進計画」(令和3年3月改訂)に基づく施策を展開してきました。令和4年度の「基本計画」の策定により、「山梨県有機農業推進計画」はその内容が包含されるため廃止となりましたが、引き続き、「基本計画」において、有機農業の推進に向けた施策を展開しています。

具体的には、有機農業者の技術向上のためのセミナー開催、有機農業を普及するための現地実証ほの設置などを行っています。また、県、有機農業実践団体、消費者団体、農業団体等関係者で「環境にやさしい農業推進会議」を開催し、検討状況を踏まえながら有機農業を推進しています。

(6)農業用廃プラスチックの回収と処理(果樹・6次産業振興課)

本県の農業は、果樹や野菜、花きなどのハウス栽培や野菜のトンネル栽培等の施設園芸により生産性の高い農業を営んでいます。これに伴い、使用済みとなった農業用プラスチックが排出されることから、その適正処理を図るため、県、関係市町村、関係農業団体と協力して、昭和51年に社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センターを設置しました。(平成25年4月に公益社団法人に移行)

処理センターでは、県内のハウス栽培やトンネル栽培などに使用されたビニールやポリフィルム類を収集、再生利用可能なものを分別し、有価販売などにより適正処理に努めています。また、市町村、農協等と連携して農業用廃プラスチックの適正処理に関する啓発も行っています。

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
回収量	468	465	503	517	558	531	598	555	508	525
処理量	538	554	508	540	565	596	653	568	549	532

(7)甲斐のこだわり環境農産物の認証(果樹・6次産業振興課)

県内で生産される農産物に対し、県で定めた基準から化学合成農薬及び化学肥料をそれぞれ30%以上削減したものを認証することにより、環境にやさしい農業を推進し、農産物の消費拡大を図ることを目的に、本事業を平成14年度から実施しています。

○令和5年度事業実施内容

- ・認証制度のPR
- ・認証制度説明(随時)
- ・環境農産物認証実績(R4)のとりまとめ 4品目、7件



(8)荒廃農地の解消(農村振興課、担い手・農地対策課、耕地課)

農地は農業生産の基盤であり、食料の安定供給や地域の景観保全のために、有効活用を図ることが必要です。

県では、荒廃農地の発生防止に向け、市町村、農業委員会等の関係機関と連携し、農地の貸借等に関する情報共有と、農地中間管理機構等が行う農地貸借を推促進するとともに、農業生産基盤の整備を行っています。

また、荒廃農地の解消に向け、農地中間管理機構等が行う荒廃農地の再生や簡易な基盤整備を支援しています。

さらに、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した農地を保全するための地域の共同活動により、荒廃農地の発生抑制に取り組んでいます。

○令和5年の荒廃農地解消面積 197ha

(9)環境に配慮した農村の整備(農業農村整備事業)(耕地課)

農村地域は豊かな自然に恵まれ、潤いとやすらぎに満ちた空間を形成しています。農業農村整備は、生産基盤の整備を通じ、農業生産性の向上や農業経営の合理化等を目指すとともに、持続的な農業生産活動を可能とすることにより、自然環境の保全や景観形成など農村地域の持つ多面的機能の向上を図るものであります。農業・農村の持続的な発展と自然や景観等への負荷や影響を回避・低減し、良好な環境を形成・維持できるように環境との調和に配慮しながら幅広く事業を実施しています。